

令和4年度
包括外部監査報告書
及び報告書に添えて提出する意見

令和5年3月

郡山市包括外部監査人

田 中 亮

目次

第1章 総論	5
第1 包括外部監査の概要	5
1 包括外部監査の種類	5
2 選定した特定の事件（テーマ）	5
（1） 監査テーマ	5
（2） 監査対象部局	5
（3） 監査の範囲	5
3 特定の事件を選定した理由	5
4 包括外部監査の実施時期	5
5 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格	5
（1） 包括外部監査人	5
（2） 補助者	5
6 監査の方法	5
（1） 監査の視点	5
（2） 主な監査手続	6
7 包括外部監査の結果	6
8 利害関係	6
9 金額等の表示	6
10 「子ども・子育て支援法」の略称	6
第2章 子ども・子育て支援の施策に関する状況	7
第1 幼児教育・保育事業の概要	7
1 子ども・子育て支援新制度について	7
（1） 子ども・子育て関連3法の主なポイント	7
（2） 施設について	8
（3） 認定について	12
（4） 施設などの利用について	14
（5） 保育料について	15
（6） 地域の子育て支援の充実	16
2 幼児教育・保育の無償化について	18
（1） 幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯	18
（2） 幼児教育の段階的無償化の取組み	18
（3） 幼児教育・保育の無償化（概要）	18
（4） 幼児教育無償化に伴う食材料費（副食費）の取扱い	20

(5) 副食費の免除対象の範囲.....	20
3 特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査について.....	22
(1) 都道府県と市町村の役割について.....	22
(2) 都道府県と市町村の連携について.....	22
(3) 市町村の指導監査について.....	23
(4) 特定子ども・子育て支援施設等指導指針.....	23
(5) 特定子ども・子育て支援施設等監査指針.....	24
4 私立幼稚園の新制度の移行について.....	27
(1) 私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況.....	28
(2) 私立幼稚園の新制度への移行状況（見込み）.....	28
(3) 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）及び私学助成による預かり保育の実施園数... 29	
第2 郡山市における子育て環境の現状.....	30
1 郡山市の人口、出生数、世帯数等の現状.....	31
2 教育・保育施設と児童数の現状.....	32
3 就学前児童の施設利用状況.....	33
4 待機児童数の状況.....	34
第3章 実施した外部監査の概要	36
第1 監査対象とした事業	36
1 こども政策課	36
2 こども家庭支援課.....	36
3 保育課	36
第2 監査結果の集約	38
第4章 こども部における事務の執行状況について.....	39
第1 組織図.....	39
第2 こども政策課	40
1 事務分掌	40
2 決算の状況	41
(1) 歳入の状況.....	41
(2) 歳出の状況.....	43
3 主な歳出の状況	44
4 監査の結果及び意見.....	44
(1) 結婚新生活支援事業費.....	44
(2) 子どものケアプロジェクト事業費.....	46
(3) すこやか子育て基金費.....	50
(4) 青少年健全育成推進協議会補助事業費.....	52
(5) 放課後児童クラブ費.....	53

(6) 民間放課後児童クラブ補助事業費.....	56
(7) 認可保育所等整備補助事業費.....	58
第3 こども家庭支援課.....	63
1 事務分掌.....	63
2 決算の状況.....	64
(1) 歳入の状況.....	64
(2) 歳出の状況.....	66
3 主な歳出の状況.....	68
4 監査の結果及び意見.....	70
(1) 低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業.....	70
(2) こども医療助成事業.....	71
(3) 児童手当費.....	72
(4) 児童扶養手当費.....	72
(5) 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費.....	74
(6) ひとり親家庭医療助成事業費.....	74
(7) こども総合支援センター事業（ニコニコこども館）.....	75
(8) ファミリーサポートセンター事業.....	77
(9) 地域子育て支援センター運営事業等.....	78
(10) 元気な遊びのひろば事業.....	81
(11) 希望ヶ丘児童センター事業.....	83
第4 保育課.....	85
1 事務分掌.....	85
2 決算の状況.....	86
(1) 歳入の状況.....	86
(2) 歳出の状況.....	88
3 主な歳出の状況.....	89
4 監査の結果及び意見.....	90
(1) 保育士・保育所支援センター事業.....	90
(2) 保育所等児童カウンセリング事業.....	94
(3) 郡山市保育所等給食放射性物質検査事業.....	94
(4) 保育所地域ふれあい事業.....	95
(5) 延長保育事業.....	95
(6) 保育所改修事業.....	97
(7) 施設型・地域型保育給付費.....	97
(8) 特定教育・保育施設等補助事業.....	98
(9) 新規参入事業者巡回支援事業.....	99

(10)	幼児教育・保育無償化事業.....	100
(11)	多子世帯保育料軽減事業.....	101
(12)	認可外保育施設支援事業.....	102
(13)	私立保育園運営費補助金.....	102
(14)	一時預かり事業.....	103
(15)	病児・病後児保育事業.....	105
(16)	私立幼稚園運営費補助事業.....	106
(17)	就学前集団施設フッ化物洗口事業.....	107
(18)	保育所 ICT 化推進事業.....	107
(19)	民間認可・認可外保育施設における ICT 化推進事業.....	107
(20)	医療的ケア児保育支援事業.....	108
(21)	認可保育所等障害児保育補助事業費.....	108
(22)	郡山市保育・幼児教育ビジョン策定事業.....	108
5	個別論点	109
(1)	保育事業等に係る補助金交付の状況について.....	109
(2)	待機児童の現状と対策について.....	136
(3)	指導監査について.....	148

第1章 総論

第1 包括外部監査の概要

1 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査人の監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 監査テーマ

保育事業などの子育て支援事業に係る事務の執行について

(2) 監査対象部局

郡山市こども部

(3) 監査の範囲

令和3年度に執行したもの。

ただし、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間も対象とする。

3 特定の事件を選定した理由

保育事業については、子ども人口の減少が見込まれる一方で、保護者のパートタイム就労からフルタイム就労への転換など、就労状況の変化により今後も保育ニーズの増加が見込まれており、当事業が経済性・効率性・有効性の面から適切に実施されているか、包括外部監査人の立場から検討を加えることは意義が大きいものと判断したため。

4 包括外部監査の実施時期

令和4年8月1日から令和5年3月31日まで

5 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格

(1) 包括外部監査人

田 中 亮（公認会計士）

(2) 補助者

齋 藤 紀 朗（公認会計士）

宗 形 隆 司（公認会計士）

阿 部 哲（公認会計士）

村 上 芳 文（公認会計士・弁護士）

勝 田 博 之（公認会計士）

小 倉 昇（公認会計士）

6 監査の方法

(1) 監査の視点

- ① 合規性（関連する行政法規に違反していないか）
- ② 経済性（無駄なコストがかかっているか）
- ③ 有効性（目的とした成果をあげているか）
- ④ 効率性（より効果のでる方法はないか）

(2) 主な監査手続

関連部署の責任者及び担当者に対してヒアリングを行うとともに、関連文書を開覧した。

7 包括外部監査の結果

郡山市こども部に係る事務の執行並びに関連する財務及び経営管理について監査を実施した結果、一部指摘事項はあるが、関係法令等に基づき、おおむね適正に執行されていると認められた。

指摘事項・・・・・・・・ 1件

意見・・・・・・・・ 8件

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

9 金額等の表示

報告書及び意見書中の表等の合計は、端数処理の関係で合計欄の値と内訳の合計値が一致しない場合がある。

10 「子ども・子育て支援法」の略称

報告書及び意見書中、「子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）」は「法」と表記する。

第2章 子ども・子育て支援の施策に関する状況

第1 幼児教育・保育事業の概要

国では、平成27年4月から幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせた。新制度により、地域の実情に応じて認定こども園の普及を図るとともに、「小規模保育事業」「事業所内保育事業」「家庭的保育事業」などの地域型保育事業を創設した。その後、平成28年には、従業員が働きながら子育てしやすいように環境を整えて、離職の防止、就労の継続、女性の活躍等を推進する企業を支援することを目的に、「企業主導型保育事業」などを創設した。

さらに、保育・幼児教育の重要性や少子化を背景に、これまで段階的に推進してきた幼児教育・保育の無償化の取り組みを一気に加速させるとし、令和元年10月から、3歳から5歳までのすべての児童及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童について、利用料を無料化する「幼児教育・保育の無償化」を実施している。

下記以降は、内閣府ホームページ及び掲載資料を基に国の施策をまとめたものである。

1 子ども・子育て支援新制度について

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいう。

(1) 子ども・子育て関連3法の主なポイント

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
 - 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応する。
- ② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
 - 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置付ける。
 - 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化する。
- ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
 - 教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施していく。
- ④ 基礎自治体（市町村）が実施主体
 - 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定し、給付・事業を実施する。
 - 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える。
- ⑤ 社会全体による費用負担
 - 消費税率の引き上げによる、国及び地域の恒久財源の確保を前提とする。
- ⑥ 政府の推進体制
 - 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備した。（内閣府に子ども・子育て本部を設置）
- ⑦ 子ども・子育て会議の設置
 - 有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、国に子ど

も・子育て会議を設置した。

- 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置を努力義務とする。

郡山市保育・幼児教育ビジョン 令和3年11月

出典：内閣府HP

子ども子育て支援制度(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html>)よくわかる「子ども・子育て支援新制度」

(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/sukusuku.html>)認定こども園概要

(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/gaiyou.html>)子ども・子育て支援新制度について（令和4年7月）内閣府子ども・子育て本部

(2) 施設について

新制度では、地域の実情に応じて「認定こども園」の普及を図り、また、新たに「地域型保育」ができ、幼児教育・保育の場が増えた。

幼稚園	小学校以降の教育の場の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設
地域型保育	保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、0歳から2歳の子どもを保育する事業

施設	対象	利用時間	利用できる保護者
幼稚園	3～5歳	<ul style="list-style-type: none"> ・昼過ぎ頃までの教育時間 ・園により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育などを実施 	・制限なし
保育所	0～5歳	<ul style="list-style-type: none"> ・夕方までの保育のほか保育所により延長保育を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・共働き世帯 ・親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者
認定こども園	0～2歳	<ul style="list-style-type: none"> ・夕方までの保育 ・園により延長保育を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・共働き世帯 ・親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者
	3～5歳	<ul style="list-style-type: none"> ・昼過ぎ頃までの教育時間 ・保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施 ・園により延長保育を実施 	・制限なし
地域型保育	0～2歳	<ul style="list-style-type: none"> ・夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・共働き世帯 ・親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者

※ なお、地域型保育では、保育内容の支援や卒園後の受け皿の機能を担う連携施設は、保育所、幼稚園、認定こども園が設定される。

① 認定こども園について

● 認定こども園の類型

幼保連携型	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を合わせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすもの
幼稚園型	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすもの
保育所型	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすもの
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすもの

● 認定こども園の比較

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+ 保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、社会福祉法人	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭*1 (幼稚園教諭+保育士資格)	(満3歳以上) 両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可	(満3歳以上) 両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可	(満3歳以上) 両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可
		(満3歳未満) 保育士資格が必要	(満3歳未満) 保育士資格が必要*2	(満3歳未満) 保育士資格が必要
給食の提供	・2、3号子どもに対する食事の提供義務 ・自園調理が原則、調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)*3	・2、3号子どもに対する食事の提供義務 ・自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)*3	・2、3号子どもに対する食事の提供義務 ・自園調理が原則、調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	・2、3号子どもに対する食事の提供義務 ・自園調理が原則、調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)*3

開園日・開園時間	11時間開園、土曜日の開園が原則（弾力運用可）	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が原則（弾力運用可）	地域の実情に応じて設定
----------	-------------------------	-------------	-------------------------	-------------

*1 一定の経過措置あり。

*2 2・3号子どもに対する保育に従事する場合は、保育士資格が必要。

*3 2号子ども：満3歳以上の小学校就学前子どもであり、保護者の就労等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

3号子ども：満3歳未満の小学校就学前子どもであり、保護者の就労等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

※上記の基準は参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。

出典：内閣府「子ども・子育て支援新制度について（令和4年7月）」より「Ⅲ. 認定こども園」



『内閣府「認定こども園に関する状況について（令和3年10月11日）」』を加工して作成

② 地域型保育について

● 地域型保育の4つのタイプ

小規模保育	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。
家庭的保育（保育ママ）	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う。
事業所内保育	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する。

居宅訪問型保育	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う。
---------	---

● 地域型保育事業の認可基準

小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型（保育所分園、ミニ保育所に近い類型）、B型（中間型）、C型（家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型）の3類型を設け、認可基準を設定する。

特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて質の確保を図る。

また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定とすることで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、さらに質を高めていくこととしている。

<参考>

事業類型	職員数	職員資格	保育室等	給食
保育所	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育士 *1	0歳・1歳 乳児室 : 1人当たり 1.65 m ² ほふく室 : 1人当たり 3.3 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) ・調理室 ・調理員
	2歳以上 保育室等 : 1人当たり 1.98 m ²			

*1 保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。（平成27年4月1日からは准看護師も対象）保育士以外には研修実施。

● 地域型保育事業の主な認可基準

事業類型	職員数	職員資格	保育室等	給食
小規模保育事業	A型 保育所の配置基準+1名	保育士*1	0歳・1歳児 1人当たり 3.3 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・自園調理(連携施設等からの搬入可) ・調理設備 ・調理員*3
			2歳児 1人当たり 1.98 m ²	
	B型 保育所の配置基準+1名	1/2以上保育士*1*2	0歳・1歳児 1人当たり 3.3 m ²	
2歳児 1人当たり 1.98 m ²				
C型 0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*3	0歳~2歳児 1人当たり 3.3 m ²		
家庭的保育事業	0~2歳児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合 5:2)	家庭的保育者(+家庭的保育補助者)*3	0歳~2歳児 1人当たり 3.3 m ²	
事業所内保育事業	定員20名以上:保育所の基準と同様 定員19名以下:小規模保育事業A型、B型の基準と同様			

事業類型	職員数	職員資格	保育室等	給食
居宅訪問型 保育事業	0～2歳児1:1	必要な研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	—	—

*1 保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。(平成27年4月1日からは准看護師も対象)保育士以外には研修実施。

*2 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者。

*3 家庭的保育事業の調理員については、3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当することも可。

- 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)

- 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。

- 給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

出典：内閣府「子ども・子育て支援新制度について(令和4年7月)」より「IV.地域型保育事業」

(3) 認定について

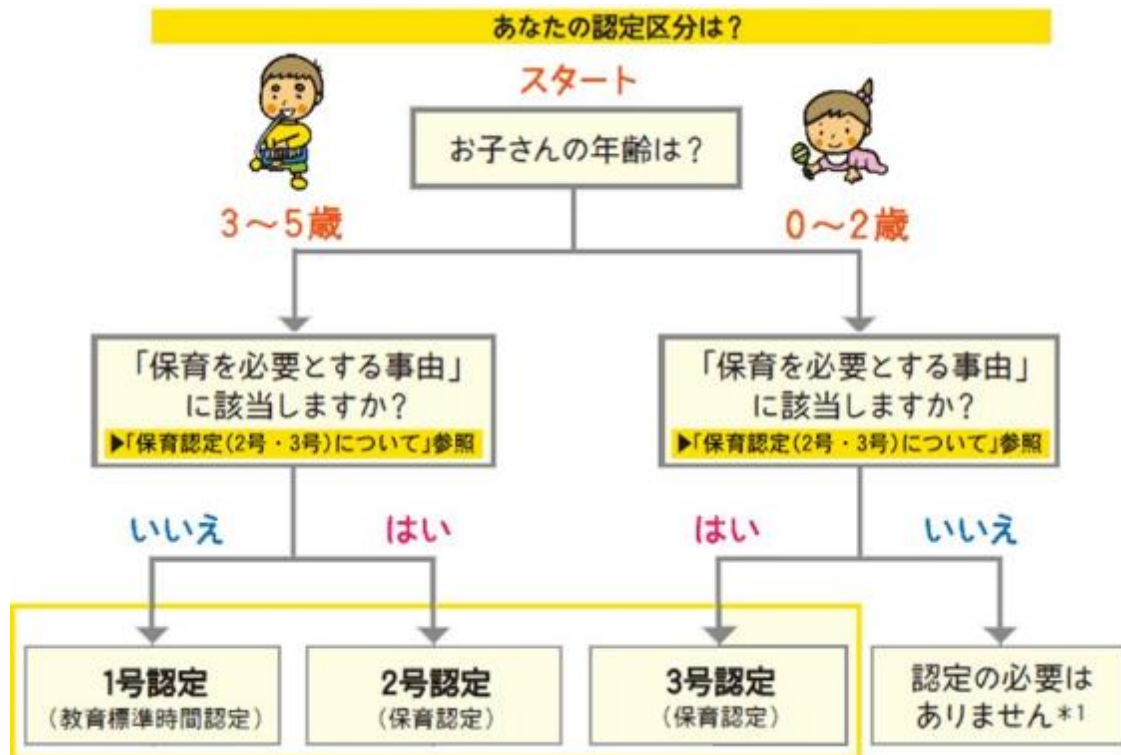
施設などの利用を希望する場合は、居住する市町村から利用のための認定を受ける必要がある。

● 認定区分

1号認定子ども…満3歳以上の小学校就学前子ども(2号認定子どもを除く)

2号認定子ども…満3歳以上の小学校就学前子どもであり、保護者の就労等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

3号認定子ども…満3歳未満の小学校就学前子どもであり、保護者の就労等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。



*1 必要に応じて、一時預かりなどの支援が利用できます。

出典：内閣府 HP『よくわかる「子ども・子育て支援新制度」』
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/sukusuku.html>

● 利用できる施設

認定区分	利用できる施設
1号認定	幼稚園*1、認定こども園
2号認定	保育所・認定こども園
3号認定	保育所・認定こども園・地域型保育

*1 幼稚園には新制度に移行しない幼稚園もあります。その園を利用する場合は、認定を受ける必要はありません。

● 保育認定（2号・3号）について

保育所などでの保育を希望される場合の保育認定（2号・3号認定）に当たっては、以下の2点が考慮される。

① 保育を必要とする事由

次のいずれかに該当することが必要。（_____は新たに加えられた事由）

- ・ 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働など）
- ・ 妊娠、出産
- ・ 保護者の疾病、障害
- ・ 同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ・ 災害復旧
- ・ 求職活動（起業準備を含む）
- ・ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）

- ・虐待やDVの恐れがあること
- ・育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ・その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

② 保育の必要量

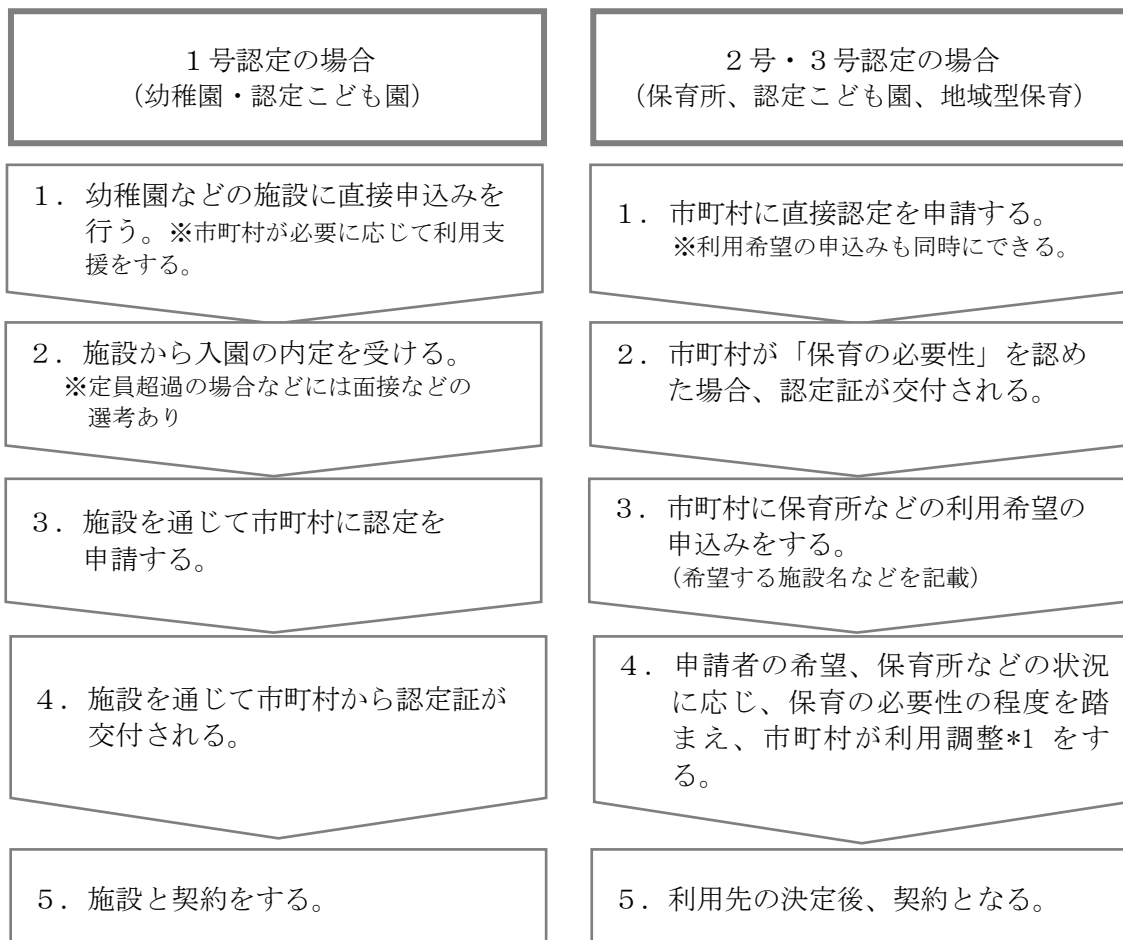
保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分される。

- a 「保育標準時間」認定 = 最長 11 時間
(フルタイム就労を想定した利用時間)
- b 「保育短時間」認定 = 最長 8 時間
(パートタイム就労を想定した利用時間)

※保育を必要とする事由が就労の場合、「保育短時間」利用が可能となる
保護者の就労時間の下限は、1か月当たり 48～64 時間の範囲で、市町村が定めることとなる。

(4) 施設などの利用について

施設などの利用手続は、認定区分によって異なる。



*1 利用調整とは

市町村が定める基準に基づき、保護者の状況などに応じ保育の必要性などから優先順位をつけ、利用する施設などの調整を行うこと。

ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、子どもに障害がある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合がある。

出典：内閣府・文部科学省・厚生労働省「子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK（平成28年4月改訂版）」

(5) 保育料について

保育料は国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が定め、認定区分や保護者の所得に応じて、保育料が決まる。

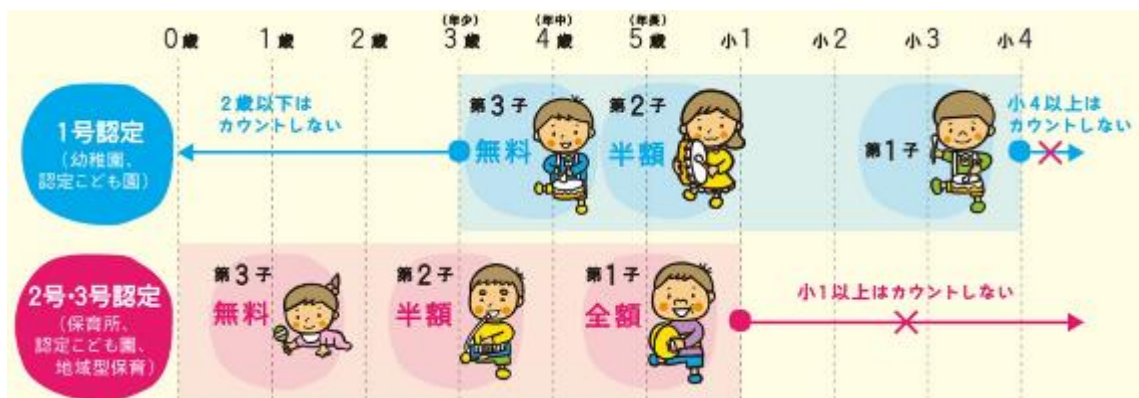
① 保育料は保護者の所得（市町村民税所得割課税額等）を基に算出される。

施設によっては基本となる保育料のほか、スクールバス代などの実質負担や、各施設が独自に質の向上を図る上で必要となる追加の負担額が生じる場合がある。

② 多子（たし）世帯やひとり親世帯等については、保育料の負担軽減がある。

兄弟で利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となる。

● 1号認定（幼稚園、認定こども園）と2号・3号認定（保育所、認定こども園、地域型保育）で多子（たし）計算のカウントの方法が異なる。



出典：内閣府・文部科学省・厚生労働省「子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK（平成28年4月改訂版）」

※兄弟で通園する施設が異なる（認定区分が異なる）場合も、カウントの方法は同じ。

【例】第1子が小3、第2子が5歳（1号認定）で幼稚園を利用、第3子が3歳（2号認定）で保育所を利用している場合

⇒ 第2子：小3以下の範囲で数えて第2子カウントになるので半額

⇒ 第3子：小学校就学前以下の範囲で数えて第2子カウントになるので半額

- 年収約 360 万円未満相当の世帯の場合、軽減措置が拡充される。



出典：内閣府・文部科学省・厚生労働省「子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK（平成28年4月改訂版）」

※生活保護世帯や、ひとり親世帯等で市町村民税非課税世帯の場合は、第1子から無料。

- 市町村民税非課税世帯の場合は、第2子から無料。
- 1号認定子ども 3,000 円、2号認定子ども 6,000 円、3号認定子ども 9,000 円となる。

(6) 地域の子育て支援の充実

すべての子育て家庭を対象に、地域にニーズに応じた様々な子育て支援を充実させている。

① 利用者支援

子育てに関する悩みや困りごとを解決するため支援する。

- 子育て家庭や妊産婦の困りごと等に合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や支援の紹介などを行う。
- 地域子育て支援拠点や行政窓口その他の場所で、利用者支援専門員が対応する。
- 子育て支援などの関係機関とのネットワークを構築し、地域の課題に応じて、必要な子育て支援事業や活動の開発を進め、子育てしやすい地域づくりを行う。

② 地域子育て支援拠点

- 地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所である。
- 公共施設や保育所など、様々な場所で、行政や NPO 法人などが担い手となって行う。

③ 一時預かり

- 急な用事や短期のパートタイム就労のほか、リフレッシュしたい時などに、保育所などの施設や地域子育て支援拠点などで子どもを預かる。
- 幼稚園で在園児を昼過ぎ頃までの教育時間終了後や土曜日などに預かる。

④ ファミリーサポートセンター

- 乳幼児や小学生等の子育ての中の保護者を会員として、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡、調整を行う。

⑤ 子育て短期支援

- 保護者の出張や冠婚葬祭、病気などにより、子どもの保育ができない場合に、短期間の宿泊で子どもを預かる。(ショートステイ)

- 平日の夜間などに子どもの保育ができない場合に、一時的に子どもを預かる。
(トワイライトステイ)
- ⑥ 病児保育
 - 病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースで預かる。
 - 保育所などの施設によっては、保育中の体調不良児を保護者の迎えまで安静に預かることもある。
 - 保育中に具合が悪くなった子どもを看護師等が送迎し、病児保育施設において保育する仕組みもある。(平成28年度創設)
- ⑦ 放課後児童クラブ(小1の壁を打破し、待機児童の解消を目指す)
 - 保護者が昼間家庭にいない児童(小学生)が、放課後に小学校の余裕教室、児童館などで過ごすことができるようにしている取り組み。
 - 「放課後児童クラブ運営指針」を策定し、質の向上を図っている。また職員の処遇改善を行い、職場への定着及び質の高い人材の確保を目指す。
 - 「新・放課後子ども総合プラン(平成30年9月14日策定)」に基づき、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の整備を進めている。
- ⑧ 乳児家庭全戸訪問
 - 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、養育環境などの把握を行う。
- ⑨ 養育支援訪問
 - 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、家庭の適切な養育の実施を確保する。
- ⑩ 妊婦健康診査
 - 妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施する。

2 幼児教育・保育の無償化について

(1) 幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯

平成26年度以降	毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施
平成29年12月8日	「新しい経済政策パッケージ」(閣議決定)
平成30年5月31日	「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」(取りまとめ)
平成30年6月15日	「経済財政運営と改革の基本方針2018」(閣議決定)
平成30年10月15日	国と地方の協議の場
平成30年11月21日	教育の無償化に関する国と地方の協議
平成30年12月3日	教育の無償化に関する国と地方の協議
平成30年12月17日	国と地方の協議の場
平成30年12月25日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会(第1回)
平成30年12月28日	「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(関係閣僚合意)
平成31年2月14日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会(第2回)
令和元年5月10日	子ども・子育て支援法の一部改正をする法律が成立

出典：内閣府「子ども・子育て支援新制度(令和4年7月)」より「VII. 幼児教育・保育の無償化」

(2) 幼児教育の段階的無償化の取組み

各年度予算措置	負担軽減の内容
平成26年度予算	幼稚園の保育料について ・生活保護世帯の保育料6,600円を無償化 ・第2子は半額、第3子以降は無償とする軽減措置の所得制限(年収約680万円まで)を撤廃
平成27年度予算	幼稚園の保育料について ・市町村民税非課税世帯(年収約270万円まで)の保育料を9,100円から3,000円に引下げ
平成28年度予算	年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・兄弟の年齢に関わらず、第2子は半額、第3子以降は無償 ・ひとり親世帯において、第1子は半額、第2子以降は無償
平成29年度予算	市町村民税非課税世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・第2子完全無償化 年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ① ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置の拡充 ② ①以外の世帯において、1号認定子どもの負担軽減
平成30年度予算	幼稚園等の保育料について ・1号認定こどものうち、年収約360万円未満相当の世帯の第1子及び第2子の負担軽減

出典：内閣府「子ども・子育て支援新制度(令和4年7月)」より「VII. 幼児教育・保育の無償化」

(3) 幼児教育・保育の無償化(概要)

生涯にわたる人格形成や義務教育において基礎を培う幼児教育の重要性、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策の観点を鑑み、「新しい経済政策パッケージ」等を踏まえ、令和元年10月より実施。

- 3～5歳の保育所等の利用料の無償化等を実施。対象人数は約300万人。

- 財源は、国と地方で適切な役割分担をすることが基本であり、消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保。(令和4年度予算は事業費8,858億円(公費))
- 幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、PDCAサイクルを行うため、国と地方自治体による協議(知事会・市長会・町村会から推薦された首長等がメンバー)を継続して実施。

<無償化前>

施設等の種類	認定区分	歳児クラス	保育料(月額)
特定教育・保育施設	教育・保育給付	1号 3歳～5歳 (施設型給付を受ける幼稚園、認定こども園)	所得に応じて徴収 (最大25,700円)
		2号 共働き家庭等の3歳～5歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収 (平均37,000円)
		3号 共働き家庭等の0歳～2歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収 (平均42,000円)
私学助成園等		3歳～5歳 (施設型給付を受けない幼稚園等)	所得に応じて還付 (最大25,700円)
認可外保育施設等		共働き家庭等の3歳～5歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収
		共働き家庭等の0歳～2歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収

<無償化後>

認定区分		保育料	+	預かり保育事業等利用料(月額)
教育・保育給付	1号	所得にかかわらず 0円(不徴収)	+	所得にかかわらず 11,300円を上限に給付 ※共働き家庭等の場合のみ
	2号	所得にかかわらず 0円(不徴収)		
	3号	市町村民税非課税世帯は 0円(不徴収)		
施設等利用給付(新)	1号	所得にかかわらず 25,700円を上限に給付*1	+	所得にかかわらず 11,300円を上限に給付 ※共働き家庭等の場合のみ
	2号	所得にかかわらず 37,000円を上限に給付*1		
	3号	所得にかかわらず 42,000円を上限に給付*1		

預かり保育事業を実施していない場合や十分な実施水準ではない場合、預かり保育事業利用料の残額の範囲で認可外保育施設等の利用が可能

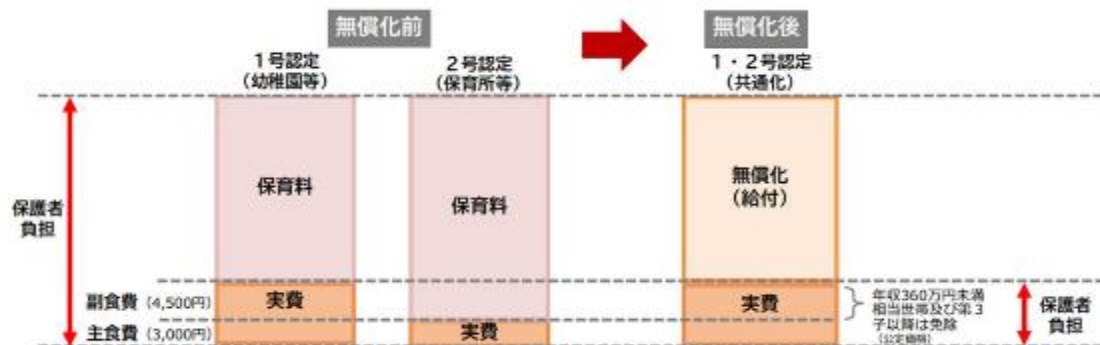
*1 保育料が上限額を上回る場合の差額は引き続き保護者の負担

出典：内閣府「子ども・子育て支援新制度(令和4年7月)」より「VII. 幼児教育・保育の無償化」

(4) 幼児教育無償化に伴う食材料費（副食費）の取扱い

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、施設による徴収または保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

- 1号認定子ども（幼稚園等）・2号認定子ども（保育所等（3～5歳））は主食費・副食費ともに、施設による徴収（現在の主食費の負担方法）を基本とする。（負担方法は変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。）
 - 生活保護世帯やひとり親世帯等（※）については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続する（現物給付）。
- ※ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子以降
 - さらに、副食費の免除対象を拡充し、年収 360 万円未満相当世帯及び第3子以降とする。
- 3号認定子ども（保育所等（0～2歳））は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。



出典：内閣府「子ども・子育て支援新制度（令和4年7月）」より「VII. 幼児教育・保育の無償化」

(5) 副食費の免除対象の範囲

年収 360 万円未満相当（1号：第Ⅲ階層、2号：第Ⅳ階層の一部まで）の世帯のすべての子ども及び全所得階層の第3子以降を対象に副食費を免除するとともに、相当額を公定価格の給付において加算する。

1号認定子ども

階層	第1子	第2子	第3子以降
第1階層（生活保護世帯）	●	●	●
第2階層（年収270万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	○	○	○
その他	◎	○	○
第3階層（年収360万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	◎	○	○
その他	◎	◎	○
第4階層（年収680万円未満相当）			○
第5階層（年収680万円相当以上）			○

- ：これまでも保育料が無償化され、副食費についても補足給付事業により免除されており、引き続き給付費により免除する範囲

○：これまでも保育料が無償化されているが、副食費については、今回新たに免除する範囲

◎：今回新たに副食費を免除する範囲

2号認定子ども

階層	第1子	第2子	第3子以降
第1階層（生活保護世帯）	○	○	○
第2階層（年収260万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	○	○	○
その他	◎	○	○
第3階層（年収330万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	◎	○	○
その他	◎	◎	○
第4階層（年収360万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	◎	○	○
その他	◎	◎	○
第4階層（年収470万円未満相当）			○
第5階層（年収670万円未満相当）			○
第6階層（年収930万円未満相当）			○
第7階層（年収1,130万円未満相当）			○
第8階層（年収1,130万円相当以上）			○

○：これまでも保育料が無償化されており、引き続き副食費を免除する範囲

◎：今回、新たに副食費を免除する範囲

出典：内閣府「子ども・子育て支援新制度（令和4年7月）」より「VII. 幼児教育・保育の無償化」

多子のカウント方法については、これまでの保育料の多子軽減と同じ扱いとする。

	1号	2・3号
年収360万円未満相当	年齢に関わらず世帯の子の数による	年齢に関わらず世帯の子の数による
年収360万円相当以上	3歳～小学生3年生までの子	0歳～小学校就学前までの子

出典：内閣府「子ども・子育て支援新制度（令和4年7月）」より「VII. 幼児教育・保育の無償化」

3 特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監査について

(1) 都道府県と市町村の役割について

法第7条第10項に定める子ども・子育て支援施設等

- 幼稚園・特別支援学校
- 認可外保育施設
- 認定こども園で実施する預かり保育事業
- 幼稚園または特別支援学校で実施する預かり保育事業
- 一時預かり事業
- 病児保育授業
- 子育て援助活動支援事業

<都道府県>

施設等	施設の設置や事業の開始にあたり、学校教育法や児童福祉法に基づき、都道府県に認可や認定の申請または届出を行う。
-----	--



都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ● 認可・認定、届出を受理した施設等に対して、学校教育法や指導監督基準等に基づき、指導監督や立入調査等を実施 ● 基準厳守の観点から各法令・通知等に基づき指導監督・立入調査・報告徴収・検査等を実施（これまでと同様の役割）
------	---

<市町村>

施設等	子ども・子育て支援の提供にあたり、子ども・子育て支援法に基づき、市町村に確認の申請を行い、確認を受ける。
-----	--



市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 確認した施設、事業に対して、設置に関する基準（法第58条の4第1項）と運営に関する基準（第2項）について指導し監査を実施 ● ただし、設置に関する基準については、都道府県が指導監督等を実施するため、市町村は主に運営に関する基準について指導監査を行う。 指導…法第30条の3において準用する法第14条第1項に基づく 監査…法第58条の8第1項に基づく
-----	---

(2) 都道府県と市町村の連携について

- ① 同一の特定子ども・子育て支援提供者に対して、複数の法令や基準等の内容が密接に関連することが見込まれることから、都道府県及び市町村は相互に連携して対応する等、効率的・効果的に実施するよう努めることが求められている。
- ② 適切な特定子ども・子育て支援の提供のためには、これら施設等における安全確保が必要不可欠である。このため都道府県が行う指導監督や立ち入り調査等は、今後も大変重要なものであるが、市町村が指導等において、都道府県よりも先に重大事故の発生または子どもの生命・心身への重大な被害が生じる状態を発見した場合は、速やかに都道府県に情報提供を行うとともに、一刻も早く危険の除去に努めることが求められている。

(3) 市町村の指導監査について

	指導	監査
目的	特定子ども・子育て支援施設等に「運営基準※」を遵守させ、市町村における施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的とする。 ※特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第53条～第61条	
法令の根拠	法第30条の3において準用する法第14条第1項	法第58条の8第1項
市町村が実施すること	特定子ども・子育て支援施設等に対し、運営基準第53条～第61条の規定の内容について集団指導・実地指導により周知徹底し、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図る。	運営基準への違反等の情報があった場合や、実地指導の結果により、特に必要と認める場合に監査を実施する。
指針	・特定子ども・子育て支援施設等指導指針	・特定子ども・子育て支援施設等監査指針

- 市町村の指導監査は、令和2年度から実施している。
- 集団指導は、市町村が新年度開始前に、特定子ども・子育て支援施設等に対して、幼児教育・保育の無償化事務の実施方法や、施設等の運営に関する基準の遵守等について、講習等の方法により実施している。

(4) 特定子ども・子育て支援施設等指導指針

指導指針

市町村は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、運営基準第53条から第61条までの規定の内容について周知徹底させるとともに、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図るため、計画的な指導を実施する。

- ① 年間計画等の策定 特定子ども・子育て支援施設等に対する指導の年間計画や実施スケジュールの策定
- ② 指導結果の通知 手段、時期、指摘事項への改善指導、改善結果の確認方法等の明確化と着実な実施（公表含む）。

指導の手法

集団指導と実地指導を行うこと。

実施体制

- ① 実地指導は、幼児教育・保育の無償化・会計に係る知識と経験を有する者を含めること。
- ② 実地指導の対象件数と実施スケジュールに応じて、同時に複数箇所への実施が必要な場合が生じることに留意すること。
- ③ 実地指導に十分な体制が確保できない場合は、限られた体制においてもすべての実地指導ができるよう、事前に提出を受ける書類を庁内で十分に検査するために人員と期間を用意する等の対応をとること。
- ④ 実地指導は、都道府県の指導監督や立入調査等と合同で実施するように努めること。
- ⑤ 新制度移行済幼稚園及び認定こども園が実施する預かり保育事業に対する実地

指導は、幼稚園及び認定こども園に対する施設型給付についての実地指導の際に行うなど、効率的に実施すること。

監査への変更

実地指導中に、次に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに確認監査を行うことができる。

- ① 特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準への違反が確認された場合
- ② 特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合
- ③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
- ④ 上記のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第 58 条の 9 第 1 項各号及び同法第 58 条の 10 第 1 項各号に該当することが疑われる場合

都道府県への情報提供

市町村は、「監査への変更」①～③に該当する状況を確認した場合は、都道府県に対して、集団指導の概要、実地指導の指導結果、改善報告の内容について情報提供を行うこと。（政令指定都市、中核市の場合も含む）

また、実地指導中に、子どもの生命または身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると認められる状況を確認した場合は、速やかに都道府県に情報提供を行うとともに、一刻も早い危険の除去に努めること。

(5) 特定子ども・子育て支援施設等監査指針

監査の実施・目的

監査は、次の①から④までに該当する情報があり、特に必要があると認める場合に実施すること。また、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく監査を行うことが適切な場合があることに留意すること。

- ① 特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準への違反が確認された場合
- ② 特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合
- ③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
- ④ 上記のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第 58 条の 9 第 1 項各号及び第 58 条の 10 第 1 項各号に該当することが疑われる場合

※「特定子ども・子育て支援施設等指導指針」の「監査への変更」に基づき、監査に移行した場合も含む。

監査の方法等

監査の手順	説 明
実施通知	監査を行うことが決定したときは、監査の根拠規定、目的、場所、担当者及び準備すべき書類等を第 1 号様式により設置者等に対して通知すること。 ただし、実地指導中に監査への変更を行った場合等、これにより難しい場合は、この限りではない。
結果通知	監査の結果、法第 58 条の 9 第 1 項に定める勧告には至らないが、改善を要すると認められる事項がある場合、及び施設等利用費等の返還を要すると認められる場合は、第 2 号様式によりその旨の通知を行うこと。

	<p>なお、改善を要すると認められる事項が無い場合は、第3号様式により通知を行うこと。</p>
改善報告書の提出	<p>第2号様式により通知した文書指摘事項については、通知から60日以内に第4号様式により改善報告を求めること。</p>
行政上の措置	<p>① 勧告</p> <p>市町村長は、法第58条の9第1項に基づき、次のアからエまでに該当すると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、基準を遵守すること等を勧告することができる。</p> <p>ア 幼稚園又は特別支援学校の設置者及び一時預かり事業を行う者（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）を除く。）を除く特定子ども・子育て支援提供者が、内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合</p> <p>イ 市町村長は、幼稚園又は特別支援学校の設置者及び一時預かり事業を行う者（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）を除く。）が設置基準及び一時預かり事業基準に従って施設等利用費の支給に係る事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、都道府県知事に通知しなければならない（法第58条の9第2項及び同条第3項）。</p> <p>ウ 法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合</p> <p>エ 法第58条の6第2項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合</p> <p>勧告は、原則として第5号様式により行い、特定子ども・子育て支援提供者に勧告から60日以内に第4号様式により改善報告書を提出させること。</p> <p>なお、当該特定子ども・子育て支援提供者が期限内にこれに従わなかったときは、市町村長は、法第58条の9第4項に基づき、その旨を公表することができる。</p> <p>② 命令</p> <p>市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者が正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかつたときは、法第58条の9第5項に基づき、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。</p> <p>命令は、原則として第6号様式により行い、特定子ども・子育て支援提供者に命令から60日以内に第4号様式により改善報告書を提出させること。</p> <p>なお、市町村長が命令を行ったときは、法第58条の9第6項に基づき、その旨を公示するとともに、遅滞なくその旨を当該特定子ども・子育て支援施設等の認可等を行った都道府県知事等に通</p>

	<p>知しなければならない。</p> <p>③ 確認の取消し等</p> <p>市町村長は、特定子ども・子育て支援施設等が法第 58 条の 10 第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止（以下「確認の取消し等」という。）することができる。</p> <p>また、市町村長が確認の取消し等をしたときは、法第 58 条の 11 第 3 項の規定に基づき、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援を提供する施設等の名称及び所在地等を公示しなければならない。</p>
聴聞等	<p>監査の結果、当該設置者等に対して、命令又は確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合には、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項各号の規定により聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない（同条第 2 項各号に該当する場合を除く。）。</p>

他の市町村との情報共有

- ① 確認権限のない市町村が当該特定子ども・子育て支援施設等の利用者に対する施設等利用費を支給している場合で、「監査の実施・目的」の情報を取得し、違反疑義等の確認について特に必要があると考えられるときは、確認権限のある市町村に当該特定子ども・子育て支援施設等の監査の実施を要請することができる。
- ② 確認権限のある市町村が、①の要請を受けて、当該特定子ども・子育て支援施設等の監査を実施する場合は、監査結果や改善報告書等について、要請を行った市町村のほか、特定子ども・子育て支援施設等の利用者に対する施設等利用費を支給している市町村にも情報提供を行う。

都道府県への情報提供

市町村は都道府県に対して、監査結果、改善報告の内容、行政上の措置等について、必要に応じて情報提供を行うこと（政令指定都市、中核市の場合も含む。）。

4 私立幼稚園の新制度の移行について
新制度における私立幼稚園の選択肢は3つある。

		新 制 度		従前どおり
類型		「施設型給付」を受ける 認定こども園 (幼保連携型)	「施設型給付」を 受ける幼稚園 (幼稚園型)	「施設型給付」 を受けない 幼稚園*1
位置 付け ・ 役割		<ul style="list-style-type: none"> 学校教育と保育を提供する施設 市町村計画で把握された「教育・保育ニーズ」に対応 学校と児童福祉施設の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育を提供する施設 市町村計画で把握された「教育ニーズ」に対応 学校保育機能を認定	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育を提供する施設
施設の許可(認定)・指導 監査等	認 可	都道府県 指定都市 中核市	都 道 府 県	
	確 認	市 町 村		
財 産 措 置		「保育の必要性」の認定を受けた利用者 「保育時間」に対応する 「施設型給付」*2 その他の利用者 「標準時間」に対応する 「施設型給付」*2 私学助成(特別補助等)*3	<ul style="list-style-type: none"> 「標準時間」に対応する「施設型給付」*2 私学助成(特別補助)*3 	<ul style="list-style-type: none"> 「施設等利用給付」*2 私学助成(一般補助・特別補助)
選考・保育料等の 取扱い		<ul style="list-style-type: none"> 応諾義務※「正当な理由」がある場合を除く 保育料ゼロ ※教育・保育の質の向上に必要な対価(上乘せ徴収)の徴収可能(保護者から文書での同意が必要) ※物品購入費、行事費、給食費、通園送迎費の徴収可能(保護者からの同意が必要) 		<ul style="list-style-type: none"> 建学の精神に基づく選考 利用者負担は設置者が設定

*1 従前の私立幼稚園は、別段の申出を行わない限り、「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされている。

*2 「施設型給付」は国等が義務的に支出しなければならない経費であり、消費税財源が充当される。

*3 特別支援教育や特色ある幼児教育の取組等に対する補助を実施。

出典：内閣府「子ども・子育て支援新制度について(令和4年7月)」より「Ⅷ. 私立幼稚園の新制度への移行について」

(1) 私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況
施設型給付を受ける幼稚園等の割合（実績）

<母数：7,683 園（私立の幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園。再開の見込みのない園を除く）> 各年4月1日時点

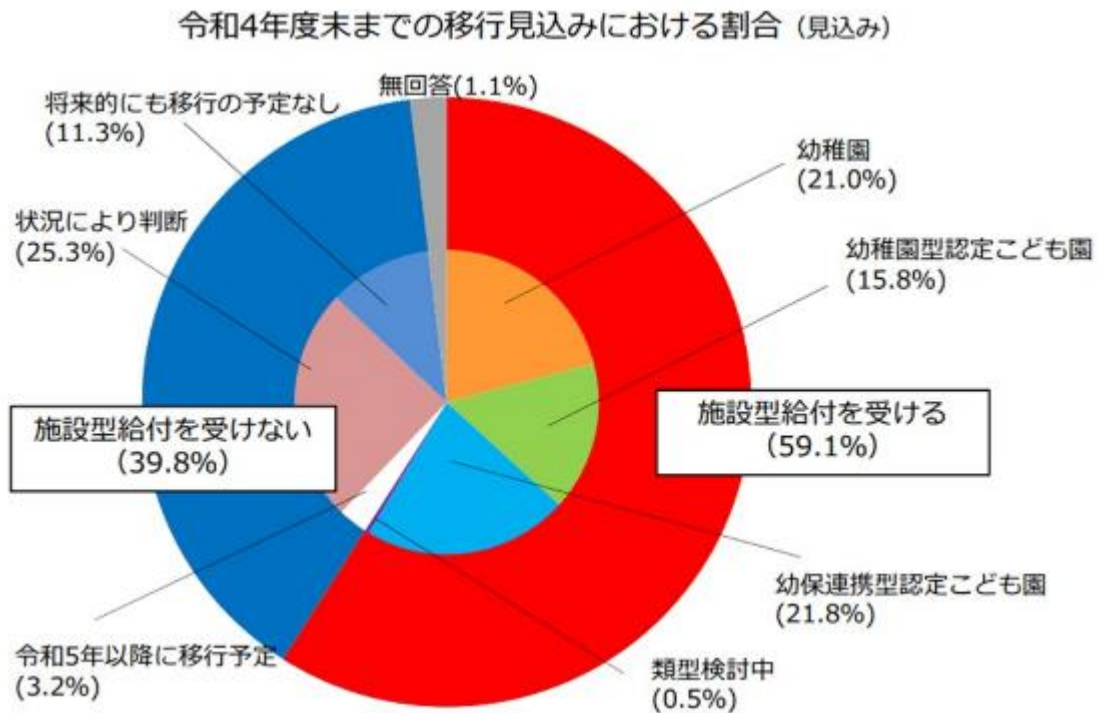
	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年度末までの移行見込み	
合計*2	1,884園	23.2%	2,387園	29.2%	2,931園	36.4%	3,271園	41.9%	3,661園	47.3%	4,041園	52.4%	4,246園	55.3%	4,541園	59.1%
施設型給付を受ける幼稚園	560園	6.9%	699園	8.6%	884園	11.0%	1,038園	13.3%	1,190園	15.4%	1,380園	17.9%	1,448園	18.8%	1,610園	21.0%
幼稚園型	511園	6.3%	647園	7.9%	759園	9.4%	897園	11.5%	1,032園	13.3%	1,115園	14.4%	1,155園	15.0%	1,217園	15.8%
認定こども園																
幼保連携型																
認定こども園*1	813園	10.0%	1,041園	12.7%	1,288園	16.0%	1,336園	17.1%	1,439園	18.6%	1,546園	20.1%	1,643園	21.4%	1,676園	21.8%
類型検討中															38園	0.5%

*1 このほか保育所型認定こども園として移行したものが13園ある。

*2 幼稚園又は幼稚園型認定こども園から移行した園に限る。

出典：内閣府「子ども・子育て支援新制度について（令和4年7月）」より「Ⅷ. 私立幼稚園の新制度への移行について」

(2) 私立幼稚園の新制度への移行状況（見込み）



出典：内閣府「子ども・子育て支援新制度について（令和4年7月）」より「Ⅷ. 私立幼稚園の新制度への移行について」

令和5年度以降に移行を検討・判断	2,190 園	28.5%
令和5年度以降、施設型給付を受ける幼稚園等へ移行 (以降する方向で検討中を含む)	247 園	3.2%
状況により判断	1,943 園	25.3%
将来的にも移行する見込みはない	867 園	11.3%
無回答	85 園	1.1%

出典：内閣府「子ども・子育て支援新制度について（令和4年7月）」より「Ⅷ. 私立幼稚園の新制度への移行について」

(3) 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）及び私学助成による預かり保育の実施園数

① 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）について

一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）は、子ども・子育て支援法に位置付けられた、地域子ども・子育て支援事業（13事業）の一つである「一時預かり事業」の一類型であり、公立・私立の幼稚園または認定こども園において主に在籍園児を対象に実施する預かり保育に対して市区町村が支援を行うものである。

② 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）の実施市区町村

<母数：1,680 市区町村>

実施している	985 市区町村	58.6%
実施していない	695 市区町村	41.4%

出典：内閣府「子ども・子育て支援新制度について（令和4年7月）」より「Ⅷ. 私立幼稚園の新制度への移行について」

③ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）及び私学助成による預かり保育の実施園数

		一時預かり事業 (幼稚園型Ⅰ)	私学助成の預かり保育 推進事業	
公立		1,854 園/3,128 園	59.3%	
私立	施設型給付を受ける 幼稚園等	2,919 園/4,259 園	68.5%	778 園/4,259 園 18.3%
	施設型給付を受けな い幼稚園	376 園/3,437 園	10.9%	2,419 園/3,437 園 70.4%
	小計	3,295 園/7,696 園	42.8%	3,197 園/7,696 園 41.5%
合計		5,149 園/10,824 園	47.6%	

出典：内閣府「子ども・子育て支援新制度について（令和4年7月）」より「Ⅷ. 私立幼稚園の新制度への移行について」

第2 郡山市における子育て環境の現状

日本では、少子化の進行、人口減少は深刻さを増し、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成29年推計）」によれば、今後も少子化と人口減少が進むと推計されている。特に、若い世代の婚姻数の減少や初婚年齢の上昇が出生数に大きく影響を与えている。また、女性の就業率が上昇しているが、その背景には女性の高学歴化や意識の変化に加え、女性活躍推進法（平成27年）が施行されるなど、女性が活躍できる社会づくりに取り組んでいることが考えられる。今後も人口の減少に伴い、女性の就業率は上昇していくことが見込まれる。

郡山市でも上記と同様の動きを示している。人口減少に伴い女性の就業率が上昇し、共働き世帯が増加している。世帯構成においては、児童がいる核家族世帯やひとり親世帯の割合が増加傾向にある。¹このような子育て環境の変化を受け、郡山市では、法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画である「第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」を令和2年3月に策定し、各種施策に取り組んでいる。



資料：国勢調査

1 郡山市の人口、出生数、世帯数等の現状

郡山市の人口は東日本大震災が発生した翌年の平成 24 年に大幅に減少、平成 28 年には増加に転じたが、その後は減少傾向が続き、令和 4 年 10 月時点で、約 32 万 4 千人である。一方世帯数は、令和 3 年に一時減少したものの、近年増加傾向にあり、令和 4 年 10 月時点では、約 14 万 2 千世帯となっている。出生数も年々減少しており、令和 3 年は 2,233 人、出生率は 6.85%であった。

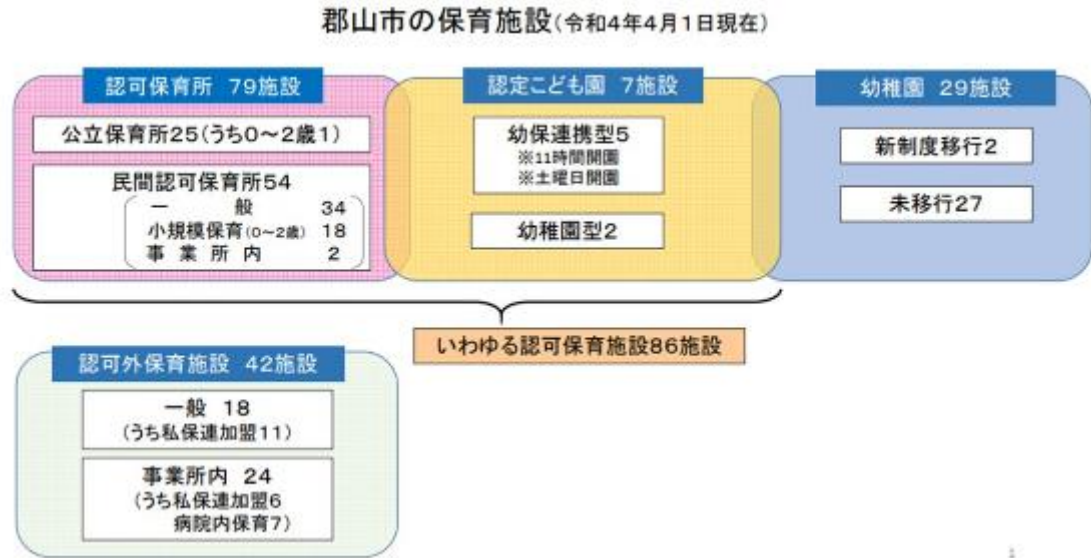


出典：郡山市「統計こおりやま（令和 4 年 10 月）」より「郡山市の現住人口について」



2 教育・保育施設と児童数の現状

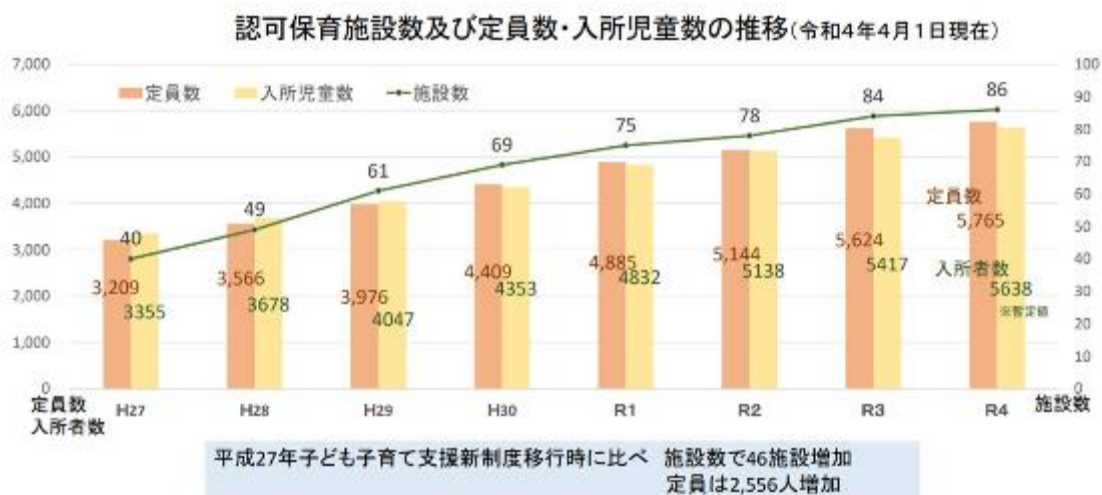
保育・幼児教育を行う施設数は、平成27年から増加しており、令和4年4月1日現在では、157施設である。その中で増えているのは、民間認可保育所と小規模保育事業である。



出典：郡山市「第46回郡山市子ども・子育て会議（令和4年5月26日）」より「保育所等の待機児童の状況について（報告）」

郡山市の保育施設（令和4年4月1日現在）	施設数	
	公立	私立
保育所	25	34
地域型保育	0	20
小規模保育事業	0	18
事業所内保育事業（地域枠）	0	2
認定こども園	0	7
幼保連携型	0	5
幼稚園型	0	2
幼稚園	0	29
新制度移行	0	2
新制度未移行	0	27
認可外保育施設	0	42
一般	0	18
事業所内	0	24
合計	25	132

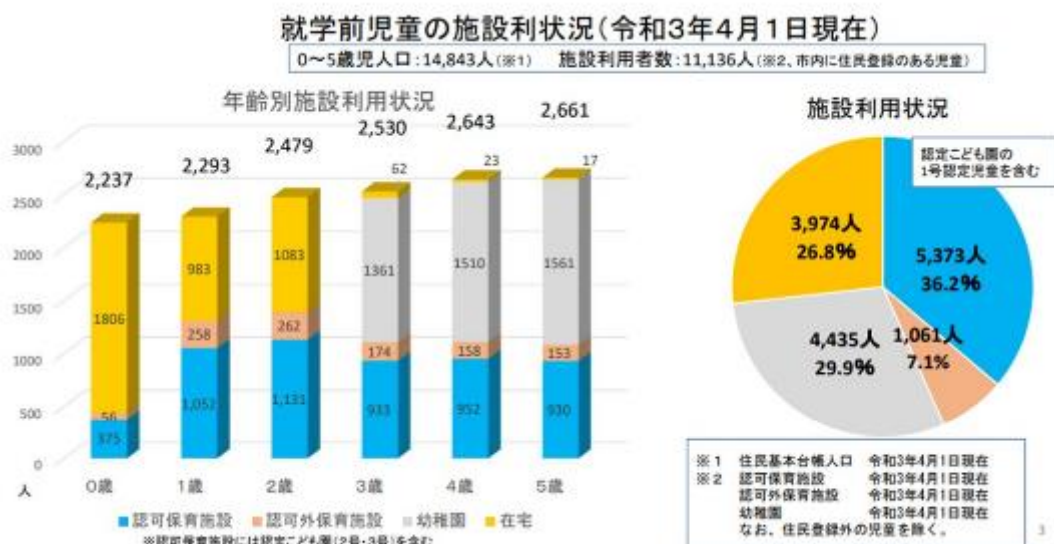
3 就学前児童の施設利用状況



出典：郡山市「第46回郡山市子ども・子育て会議（令和4年5月26日）」より「保育所等の待機児童の状況について（報告）」

郡山市の就学前児童（0歳～5歳）の施設利用状況は、認可保育所が36.2%と最も多い。

年齢別に見ると、0歳では在宅が多く、1歳～2歳は認可保育園が多くなる。3歳からは認可保育園と幼稚園の利用者が大部分を占める。



出典：郡山市「第46回郡山市子ども・子育て会議（令和4年5月26日）」より「保育所等の待機児童の状況について（報告）」

就学前児童人口と施設利用者数推移



出典：郡山市「保育・幼児教育ビジョン（令和3年11月）」

4 待機児童数の状況

郡山市では、国基準待機児童数が平成29年度をピークに減少し、令和3年4月にゼロになった。

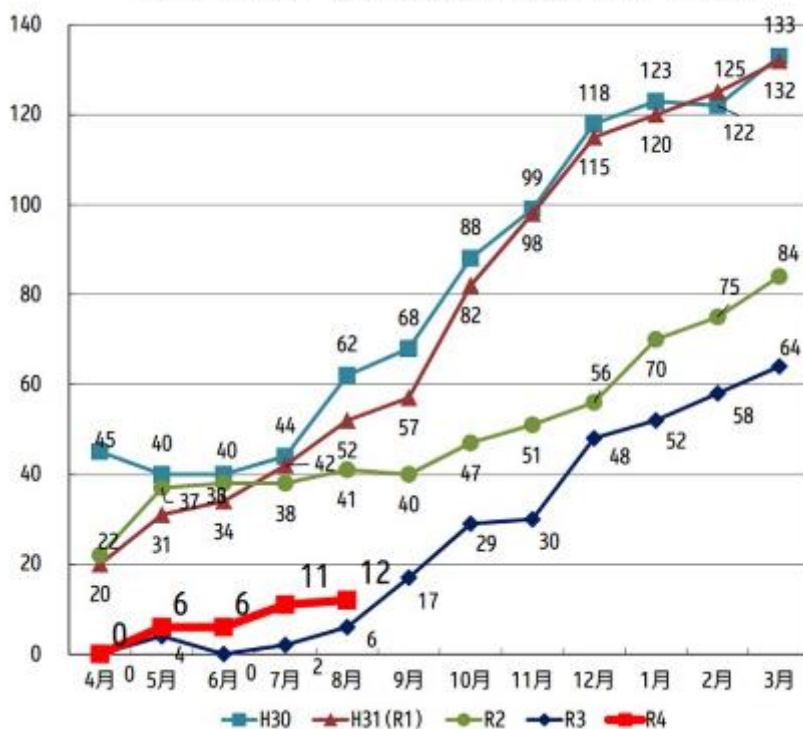
国基準待機児童数及び継続入所申込者数の推移（各年4月1日現在）



資料：郡山市保育課

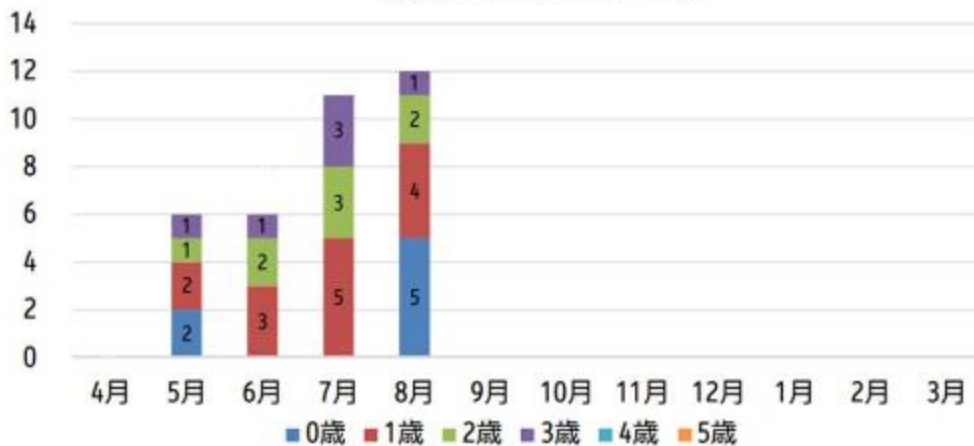
出典：郡山市「保育・幼児教育ビジョン（令和3年11月）」

国基準待機児童 月別待機児童数の推移 (H30～R4年度)



出典：郡山市「第47回郡山市子ども・子育て会議（令和4年8月29日）」より「保育所等の待機児童の状況について」

待機児童年齢内訳 (R4)



出典：郡山市「第47回郡山市子ども・子育て会議（令和4年8月29日）」より「保育所等の待機児童の状況について」

第3章 実施した外部監査の概要

第1 監査対象とした事業

1 こども政策課

(単位：千円)

No	事業名	令和3年度決算額
1	結婚新生活支援事業費	41,690
2	子どものケアプロジェクト事業費	13,160
3	すこやか子育て基金費	35,213
4	青少年健全育成推進協議会補助事業費	14,223
5	放課後児童クラブ維持管理費	48,039
	放課後児童クラブ施設整備費	15,638
	放課後児童クラブ運営事業費	19,329
6	民間放課後児童クラブ補助事業費	92,691
7	認可保育所等整備補助事業費	46,474

2 こども家庭支援課

(単位：千円)

No	事業名	令和3年度決算額
1	低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	364,516
2	こども医療助成事業費	1,228,639
3	児童手当費	4,813,085
4	児童扶養手当費	1,341,624
5	子育て世帯臨時特別給付金給付事業費	4,791,146
6	ひとり親家庭医療助成事業費	60,266
7	こども総合支援センター事業費	34,350
8	ファミリーサポートセンター事業費	9,061
9	地域子育て支援センター指定管理費	49,242
10	元気な遊びのひろば事業費	94,362
11	希望ヶ丘児童センター指定管理費	19,951

3 保育課

(単位：千円)

No	事業名	令和3年度決算額
1	保育士・保育所支援センター事業	136,151
2	保育所等児童カウンセリング事業	1,444
3	郡山市保育所等給食放射性物質検査事業	93,406
4	保育所地域ふれあい事業	2,669
5	延長保育事業	11,274
6	保育所改修事業	84,920
7	施設型・地域型保育給付費	5,065,462
8	特定教育・保育施設等補助事業	29,475
9	新規参入事業者巡回支援事業	1,672
10	幼児教育・保育無償化事業	1,763,202

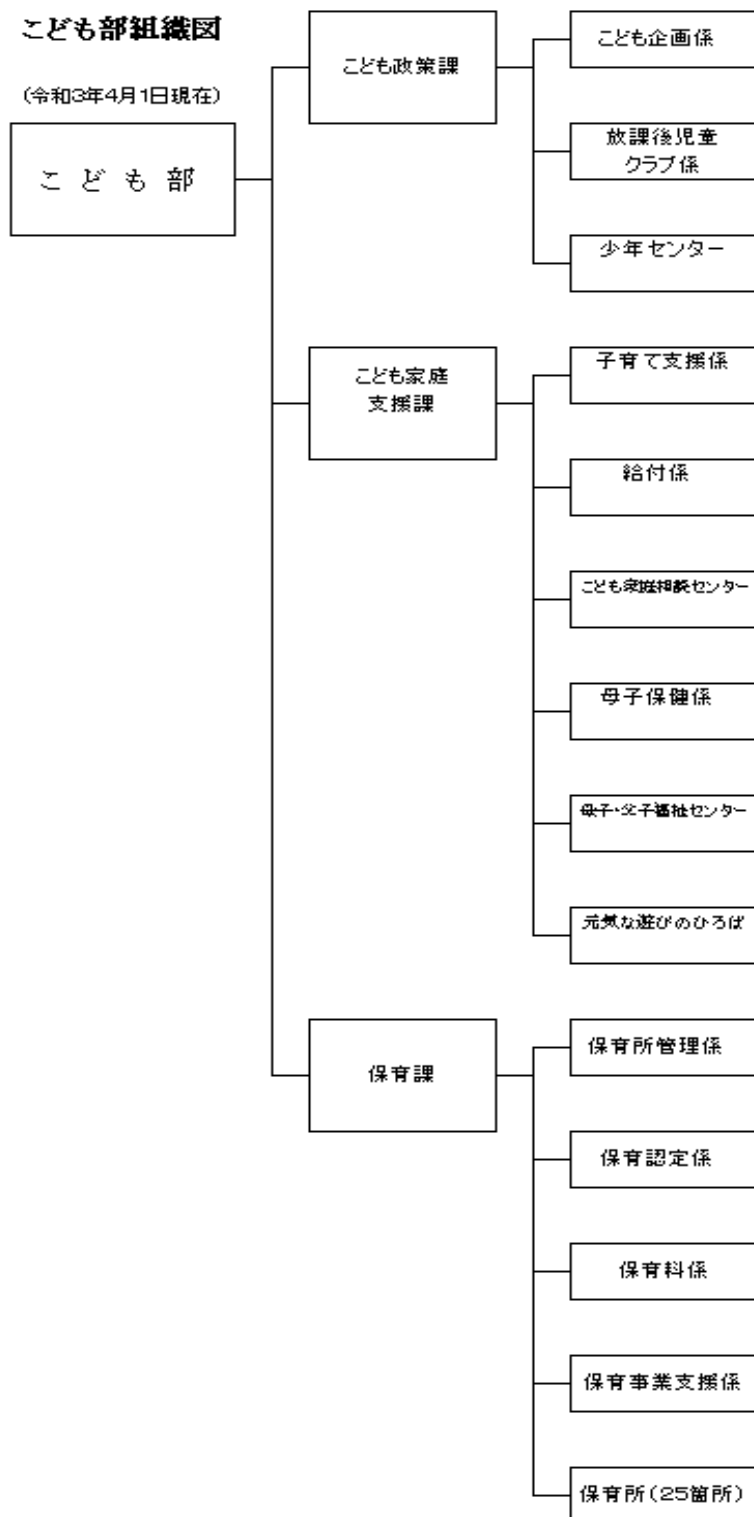
11	多子世帯保育料軽減事業	12,181
12	認可外保育施設支援事業	18,466
13	私立保育園運営費補助金	9,182
14	一時預かり事業	83,016
15	病児・病後児保育事業	66,766
16	私立幼稚園運営費補助事業	104,851
17	就学前集団施設フッ化物洗口事業	457
18	保育所 ICT 化推進事業	20,237
19	民間認可・認可外保育施設における ICT 化推進事業	5,400
20	医療的ケア児保育支援事業	1,241
21	認可保育所等障害児保育補助事業費	46,729
22	郡山市保育・幼児教育ビジョン策定事業	4,367

第2 監査結果の集約

No	監査結果及び意見要約	区分		参照頁
		指摘事項	意見	
第2 こども政策課				
1	(3) すこやか子育て基金費		○	52
2	(6) 民間放課後児童クラブ補助事業費		○	57
3	(7) 認可保育所等整備補助事業費		○	62
第3 こども家庭支援課				
4	(4) 児童扶養手当費		○	73
第4 保育課				
5	(8) 特定教育・保育施設等補助事業		○	99
5 個別論点				
6	(1) 保育事業等に係る補助金交付の状況について ③ 私立保育園職員研修費補助金	○		115
7	⑧ 幼稚園型一時預かり事業補助金		○	123
8	⑯ 認可保育所等障害児保育補助金		○	135
9	(3) 指導監査について ③ 令和3年度における実施結果の概要		○	154

第4章 こども部における事務の執行状況について

第1 組織図



第2 こども政策課

1 事務分掌

令和3年4月1日現在のこども政策課の事務分掌は以下のとおりである。

(こども企画係)

1. 子育て支援策の企画立案・総合調整に関する事。
2. 社会福祉法人(保育所、児童厚生施設及び幼保連携型認定こども園の設置法人に限る。)に関する事。
3. 児童遊園に関する事。
4. 青少年の健全育成に関する事。
5. 青少年健全育成推進協議会に関する事。
6. 青少年の非行防止に関する事。
7. 青少年の体験活動に関する事。
8. 青少年のための健全な社会環境の確保に関する事。
9. 青少年団体の連絡調整及び育成指導に関する事。
10. 認定こども園の設置許可等に関する事。
11. 保育所の設置認可に関する事。
12. 家庭的保育事業等の認可に関する事。
13. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関する事。

(放課後児童クラブ係)

1. 放課後児童クラブに関する事。(入会等に関する事を除く。)
2. 会計年度任用職員の任免に関する事。

(少年センター)

1. 少年センターに関する事。

2 決算の状況

(1) 歳入の状況

(単位：円)

款	項	目	節	細節	平成31年度	令和2年度	令和3年度
使用料及び手数料					2,133,842	1,909,634	6,750
	使用料				2,133,842	1,909,084	6,000
		民生使用料			2,133,842	1,909,084	6,000
			児童福祉使用料		2,133,842	1,909,084	6,000
				公園使用料	2,109,798	1,884,984	0
				児童福祉施設行政財産目的外使用料	24,044	24,100	6,000
	手数料				0	550	750
		民生手数料			0	550	750
			児童福祉手数料		0	550	750
				土地に関する証明手数料	0	550	0
				その他の証明手数料	0	0	750
国庫支出金					227,651,579	255,367,230	293,966,104
	国庫補助金				227,651,579	255,367,230	293,966,104
		民生費国庫補助金			197,926,036	225,365,895	292,538,104
			児童福祉費国庫補助金		197,926,036	225,365,895	292,538,104
				コミュニティ復興支援事業費国庫補助金	12,759,298	13,333,637	13,160,400
				福島再生加速化交付金	9,452,738	7,106,758	3,334,104
				子ども・子育て支援交付金	135,442,000	164,967,000	213,370,000
				子ども・子育て支援整備交付金	14,615,000	0	0
				被災者支援総合交付金	22,273,000	23,247,000	0
				保育対策総合支援事業費国庫補助金	0	2,032,000	9,032,000
				地方創生推進交付金	0	0	0
				地方創生臨時交付金	0	13,418,000	6,800,000
				地域少子化対策重点推進交付金	0	1,261,500	8,704,000
				保育所等整備交付金	0	0	32,466,000
				保育士等処遇改善臨時特例交付金	0	0	5,671,600
				社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金	3,384,000	0	0
		教育費国庫補助金			29,725,543	28,801,335	0
			社会教育費国庫補助金		29,725,543	28,801,335	0
				コミュニティ復興支援事業費国庫補助金	29,725,543	28,072,335	0
				地方創生臨時交付金	0	729,000	0
		災害復旧費国庫補助金			0	1,200,000	1,428,000
			社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金		0	1,200,000	1,428,000
				社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金	0	1,200,000	1,428,000
県支出金					107,844,000	144,265,774	199,004,000
	県補助金				107,844,000	144,265,774	199,004,000
		民生費県補助金			107,844,000	144,265,774	199,004,000
			児童福祉費県補助金		107,844,000	144,265,774	199,004,000
				子ども・子育て支援県交付金	102,049,000	133,625,000	199,004,000
				子ども・子育て支援整備県交付金	4,953,000	0	0
				新型コロナウイルス感染症緊急包括支援県交付金	0	10,640,774	0
				被災放課後児童クラブ代替施設受入支援事業費県補助金	842,000	0	0
財産収入					85,094	73,336	29,598
	財産運用収入				85,094	73,336	29,598
		利子及び配当金			85,094	73,336	29,598
			利子及び配当金		85,094	73,336	29,598
				すこやか子育て基金利子	85,094	73,336	29,598
寄附金					14,652,157	5,604,299	9,814,606
	寄附金				14,652,157	5,604,299	9,814,606
		民生費寄附金			14,652,157	5,604,299	9,814,606
			児童福祉費寄附金		14,652,157	5,604,299	9,814,606
				子育て支援推進寄附金	14,652,157	5,604,299	9,814,606

繰入金		40,411,000	17,495,000	15,100,000
	基金繰入金	40,411,000	17,495,000	15,100,000
	震災復興基金繰入金	6,111,000	395,000	0
	震災復興基金繰入金	6,111,000	395,000	0
	震災復興基金繰入金	6,111,000	395,000	0
	すこやか子育て基金繰入金	34,300,000	17,100,000	15,100,000
	すこやか子育て基金繰入金	34,300,000	17,100,000	15,100,000
	すこやか子育て基金繰入金	34,300,000	17,100,000	15,100,000
諸収入		114,114,300	105,720,470	133,946,940
	雑入	114,114,300	105,720,470	133,946,940
	雑入	114,114,300	105,720,470	133,946,940
	実費徴収金	114,114,300	105,720,470	133,946,940
	放課後児童クラブ経費実費収入	114,080,300	105,717,170	133,946,940
	ジュニアリーダー研修事業実費収入	34,000	0	0
	放課後児童クラブ経費実費収入・滞納繰越分	0	3,300	0
市債		3,800,000	1,200,000	0
	市債	3,800,000	1,200,000	0
	民生債	3,800,000	0	0
	児童福祉債	3,800,000	0	0
	児童福祉施設整備事業債	3,800,000	0	0
	災害復旧債	0	1,200,000	0
	民生施設災害復旧債	0	1,200,000	0
	社会福祉施設等災害復旧事業債	0	1,200,000	0

(2) 歳出の状況

(単位：円)

款	項	目	大事業	中事業	平成31年度	令和2年度	令和3年度
民生費					738,185,213	881,734,471	1,084,410,193
	児童福祉費				738,185,213	881,734,471	1,084,410,193
		こども政策費			738,185,213	881,734,471	1,084,410,193
			職員給与費		143,191,716	585,750,577	740,256,806
			こども政策課職員給与費		143,191,716	585,750,577	740,256,806
		児童福祉総務費			7,661,910	2,024,133	1,936,894
			こども政策課管理事務費		3,830,344	438,053	391,824
			子ども・子育て会議事務費		664,556	586,080	745,070
			子ども・子育て支援計画策定事業費		3,167,010	0	0
			子ども食堂補助事業費		0	1,000,000	800,000
		子育て環境整備費			26,813,890	31,047,163	61,018,670
			子育て環境整備促進事業費		3,278,105	9,561,752	4,200,449
			個人積算線量測定事業費		9,457,516	4,963,094	1,735,261
			結婚新生活支援事業費		0	3,188,680	41,690,880
			子どものケアプロジェクト事業費		14,078,269	13,333,637	13,160,400
			withコロナ婚活支援事業費		0	0	231,680
		すこやか子育て基金費			21,578,225	20,727,231	35,213,606
			すこやか子育て基金費		21,578,225	20,727,231	35,213,606
		児童遊園地費			6,320,500	7,575,700	2,970,000
			児童遊園地維持管理費		6,320,500	7,575,700	2,970,000
		児童センター費			19,713,000	19,947,450	0
			希望ヶ丘児童センター指定管理費		19,713,000	19,947,450	0
		少年センター費			3,072,009	1,658,011	1,613,610
			街頭補導活動事業費		2,556,462	1,390,696	1,347,704
			郡山地区更生保護女性会活動支援事業費		200,000	200,000	200,000
			少年センター維持管理費		315,547	67,315	65,906
		青少年活動費			23,853,361	16,079,651	19,227,741
			ジュニアリーダー研修事業費		289,770	0	0
			青少年団体育成事業費		520,000	520,000	520,000
			こどもまつり開催事業費		6,111,985	2,377,223	4,484,614
			青少年の国内交流事業費		1,282,875	0	0
			青少年健全育成推進協議会補助事業費		15,648,731	13,182,428	14,223,127
		放課後児童クラブ費			442,292,345	154,029,090	83,007,866
			放課後児童クラブ維持管理費		390,438,525	86,876,305	48,039,826
			放課後児童クラブ施設整備費		51,853,820	33,048,694	15,638,336
			放課後児童クラブ運営事業費		0	34,104,091	19,329,704
		放課後児童クラブ補助事業費			3,951,000	0	0
			放課後児童クラブ補助事業費		3,951,000	0	0
		民間放課後児童クラブ補助事業費			0	0	92,691,000
			民間放課後児童クラブ補助事業費		0	0	92,691,000
		大槻公園子どもの遊び場指定管理費			7,304,379	6,669,471	0
			大槻公園子どもの遊び場指定管理費		7,304,379	6,669,471	0
		八山田こども公園指定管理費			9,080,878	8,543,694	0
			八山田こども公園指定管理費		9,080,878	8,543,694	0
		郡山カルチャーパーク子どもの遊び場指定管理費			23,352,000	27,682,300	0
			郡山カルチャーパーク子どもの遊び場指定管理費		23,352,000	24,951,000	0
			郡山カルチャーパーク子どもの遊び場改修費		0	2,731,300	0
		民間認可保育所費			0	0	46,474,000
			認可保育所等整備補助事業費		0	0	46,474,000

3 主な歳出の状況

こども政策課の歳出より中事業名の区分で、原則として10,000千円以上のもので、その中が細目に分かれている場合は任意に抽出し監査手続を実施している。以下、抽出した事業名を記載している。

(単位：千円)

No	大事業名	中事業名	令和3年度 決算額
1	子育て環境整備費	結婚新生活支援事業費	41,690
2		子どものケアプロジェクト事業費	13,160
3	すこやか子育て基金費	すこやか子育て基金費	35,213
4	青少年活動費	青少年健全育成推進協議会補助事業費	14,223
5	放課後児童クラブ費	放課後児童クラブ維持管理費	48,039
6		放課後児童クラブ施設整備費	15,638
7		放課後児童クラブ運営事業費	19,329
8	民間放課後児童クラブ補助事業費	民間放課後児童クラブ補助事業費	92,691
9	民間認可保育所費	認可保育所等整備補助事業費	46,474

4 監査の結果及び意見

(1) 結婚新生活支援事業費

① 事業の概要

経済的な理由により婚姻に踏み切れない男女に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る経費の経済的支援を行うことにより、市における少子化対策の推進を図ることを目的として、新婚世帯に対して郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金を交付する事業。

(補助対象世帯、補助対象経費、補助金の額)

<p>郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金交付要綱より一部抜粋 (補助対象世帯)</p> <p>第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 補助金の申請をする日において、夫婦の双方又は一方が本市に住民登録を有し、住民票の住所が申請に係る住宅の所在地となっていること。</p> <p>(2) 令和2年分(令和2年1月1日から同年12月31日までをいう。以下同じ。)の夫婦の合計所得金額が400万円未満であること。ただし、次に該当する場合にあっては、それぞれに記載する計算方法により算出した金額とする。</p> <p>ア 夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職の場合、離職した者については令和2年分の所得がないものとして、夫婦の合計所得金額を算出する。</p> <p>イ 夫婦の双方又は一方が、貸与型奨学金(公的団体又は民間団体から、学生の就学や生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合、夫婦の合計所得金額から、令和2年分の貸与型奨学金の年間返済額を控除する。</p> <p>(3) 夫婦共に婚姻日(婚姻届を提出した日又は受理された日をいう。)における年齢が39歳以下であること。</p>

(4) 夫婦の双方又は一方が、過去に国の地域少子化対策重点推進交付金要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(5) 夫婦が市税（個人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住居費及び引越費用とする。

2 住居費のうち、住宅の賃借に要した費用についての取り扱いは、次の各号のとおりとする。

(1) 月払の賃料及び共益費については、6か月分を上限とする。この場合において、賃料及び共益費を日割りで支払った月については、日割の日数にかかわらず1か月分の支払いをしたものとみなす。

(2) 夫婦の一方が婚姻前に契約し、居住していた住宅について、他方が後に当該住宅に居住した場合は、同居開始後（住民票における夫婦の住所が同一になった日以降をいう。）に支払った費用のみを対象とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に相当する額とし、1世帯当たり60万円を上限とする。ただし、補助対象経費に対する他の補助金等（勤務先からの住宅手当を含む。）の交付を受けている場合は、その額を控除する。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	—	—	42,006
支出負担行為額	—	3,188	41,690
未執行予算額	—	△3,188	316
執行率	—	—	99.2%

（※）「予算額」は当初予算額。以下同じ。

③ 監査の結果

令和3年度に補助が行われた109件のうち、任意の3件について、補助金の申請手続から交付額の決定、交付までの一連の手続等について、関連資料の閲覧、質問等を行った結果、手続に問題となる点は認められなかった。

なお、当該事業は、近年の婚姻件数の減少が少子化に拍車をかけていることから、国の地域少子化対策重点推進交付金の補助増額方向性（30万円から60万円）を見据え、令和2年12月補正で補助上限額を引き上げて実施し、令和3年度から当初予算を計上したものであるが、結果的に30万円の上乗せ額は市費での対応となった。その後、令和3年度の実績は平均交付額が約38万円であったこと等も踏まえ、令和4年度からは国の補助対象となる30万円を実施しているとのことである。

補助額が予算額に達して年度内で交付終了となったが、補助対象世帯から「地域に応援されていると感じた」との評価が得られている事業であり、事業規模の縮小の検討にあたっては、事業目的に対する効果測定のもと、当該補助金の有効性についての判断基準をもって行われることが望まれる。

(2) 子どものケアプロジェクト事業費

① 事業の概要

ア 「子どもへの学習支援によるコミュニティ復興支援事業」の対象事業

東日本大震災に伴う避難生活の長期化や居住地の移転など、被災者を取り巻く生活環境が変化する中で、被災地域の子どもを中心に、地域と学校が連携・協働し、震災や復興に関する学習に取り組むことにより、学習環境の好転や地域コミュニティの復興促進を図る、被災者支援総合交付金（文部科学省）を活用した事業における、こども部での対象事業。

本事業については、郡山市こども・子育て会議において、事業目標設定、事業評価について、協議される。

子どものケアプロジェクト事業：

子どもの明るく健やかな成長を促す環境整備を図るため、子どもや保護者等に対しての心のケア相談会、遊びと運動の実技に関する講演会や研修会等を開催する事業

イ 事業の目標

- ・子ども及び保護者が抱えている震災等に起因する心の不安を解消するとともに、事業をとおして地域や学校とのつながりを増やし、地域コミュニティの復興を図る。
- ・未就学児童の運動等の状況を把握し、運動遊びをさせることにより、後の体力・運動能力を全国平均程度まで上昇させる。

ウ 活動内容及び活動実績

- ・心のケア事業：臨床心理士による心のケア相談会の実施

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
①相談会 相談件数	-	2	-	-	3	-	
②親子あそびと親ミーティング 参加人数（）は個別相談件数	6（0）	-	8（0）	-	-	-	
③保育士からの子どもに関する相談会 開催箇所数（）は相談受けたクラス数	-	-	-	2（2）	1（2）	-	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
①相談会 相談件数	-	-	4	-	5	-	14
②親子あそびと親ミーティング 参加人数（）は個別相談件数	6（1）	8（2）	4（1）	-	中止	-	32（4）
③保育士からの子どもに関する相談会 開催箇所数（）は相談受けたクラス数	4（6）	4（5）	1（1）	3（5）	1（1）	1（2）	17（24）

- ・子どもの遊びと運動に関する事業：運動実技講演会及び研修会
講演会及び研修会参加人数：57人
親子運動遊び参加人数：29人

4月	5月	6月	7月	8月	9月	
-	-	11	9	-	12	
10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
9	-	9	12	7	17	86

場所はいずれもニコニコこども館

- ・子どもの心と体の育ち見守り事業：運動と生活習慣に関するアンケート調査

【アンケート調査の概要】

(調査時期) 令和3年5月～6月

(データ集計) 令和3年7月～10月

(分析・評価) 令和3年11月～令和4年2月

(調査・結果) 令和4年2月 「運動や食事についてのアンケート調査報告書（2021年）」

【アンケート実施実績】

	保育所	幼稚園	小学校	中学校	合計
対象施設（施設）	82	31	54	28	195
対象者数（人）	2,244	3,444	16,277	8,485	30,450
回答者数（人）	1,680	2,502	15,119	8,096	27,397
有効回答者数（人）	1,680	2,502	15,119	8,096	27,397
有効回答率	74.9%	72.6%	92.9%	95.4%	90.0%

② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	15,661	14,734	13,669
支出負担行為額	14,078	13,333	13,160
未執行予算額	1,583	1,401	509
執行率	89.9%	90.5%	96.3%

③ 監査の結果

ア 委託契約の検討

・心のケア事業：

委託業務 の名称	臨床心理士による心のケア相談会実施業務	
契約内容	委託期間	令和3年4月8日から令和4年3月4日まで
	委託金額	年額 1,672 千円 (税込)
契約番号 ／委託先	2021000438／NPO 法人ハートフルハート未来を育む会	
契約方式	<p>随意契約 (根拠法令) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 (競争入札に適さない随意契約) (随意理由) 本市では、東日本大震災後まもなく、本市、本市教育委員会、郡山医師会及び関係機関等で「郡山市震災後子どもの心のケアプロジェクト (後に郡山市震災後子どものケアプロジェクトに改編)」を立ち上げ、郡山市の子どもたちの心と体の健やかな育ちを見守る事業を実施してきた。本業務は、震災後子どものケアプロジェクトの心のケア事業に位置付けられており、震災当初から福島県臨床心理士会が設置した東日本大震災対策プロジェクトの協力を得て実施されてきた。臨床心理士が実際に子どもの様子を見ながら保護者等及び職員から相談を受けることができる有効な機会である。当該法人は、福島県臨床心理士会東日本大震災対策プロジェクトを法人化したもので、震災当初から長期的に保護者等の相談を受けてきた実績があること。また、心のケアの専門家である臨床心理士を安定して派遣することができることから、本業務を委託するものである。</p>	

- ㉞ 契約手続の妥当性について、問題となる点は認められなかった。
- ㉟ 契約額の妥当性について、業務委託設計書を閲覧し、関係する費目ごとに積算が行われ、当該積算金額に基づき契約金額が定められており、契約金額は妥当なものであると判断した。
- ㊱ 履行確認・監督の妥当性について、本委託先から毎月活動報告書が提出され、また、契約から完了届受領までの契約期間中の委託先との各種ミーティングや協議事項や活動報告書受領など、業務進捗に関する監督記録が残されており、履行確認・監督は適切に実施されているものと判断した。

なお、令和4年3月24日開催の第45回郡山市こども・子育て会議において、事業評価について協議されている。

・子どもの遊びと運動に関する事業：

委託業務 の名称	運動実技後援会及び研修会実施業務	
契約内容	委託期間	令和3年4月8日から令和4年3月15日まで
	委託金額	年額 1,599 千円 (税込)
契約番号 ／委託先	2021000433／認定 NPO 法人郡山ペップ子育てネットワーク	

契約方式	<p>随意契約 (根拠法令) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 (競争入札に適さない随意契約) (随意理由) 本事業は「郡山震災後子どものケアプロジェクト (旧: 郡山震災後子どもの心のケアプロジェクト)」の中で、平成 24 年度の事業開始当初から継続して当法人が中心となり、関係機関、専門家等の調整を行いながら実施している。これまで 9 年間にわたり継続してきた実績や運動遊びを熟知しているプレイリーダーを多数有すること、かつ、本事業を今後も継続して実施できる団体が他にないことから、随意契約とするものである。また、当法人は同プロジェクトの中で子どもたちお運動や食事についてのアンケート調査・分析を行っているため、郡山市の子どもたちの現状を反映しながら、より発展的に本事業を実施できる。</p>
------	---

- ㊦ 契約手続の妥当性について、問題となる点は認められなかった。
- ㊧ 契約額の妥当性について、業務委託設計書を閲覧し、関係する費目ごとに積算が行われ、当該積算金額に基づき契約金額が定められており、契約金額は妥当なものであると判断した。
- ㊨ 履行確認・監督の妥当性について、本委託先から毎月実績報告書が提出され、また、契約から実績報告書受領など契約期間中の委託先の業務進捗に関する監督記録が残されており、履行確認・監督は適切に実施されているものと判断した。

なお、令和 4 年 3 月 24 日開催の第 45 回郡山市子ども・子育て会議において、事業評価について協議されている。

・子どもの心と体の育ち見守り事業：

委託業務 の名称	運動や食事についてのアンケート調査実施業務	
契約内容	委託期間	令和 3 年 4 月 8 日から令和 4 年 3 月 4 日まで
	委託金額	年額 9,889 千円 (税込)
契約番号 ／委託先	2021000401／認定 NPO 法人郡山ペップ子育てネットワーク	
契約方式	<p>随意契約 (根拠法令) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 (競争入札に適さない随意契約) (随意理由) 契約相手方である「認定 NPO 法人郡山ペップ子育てネットワーク」は、郡山の子どもたちの遊びの拠点である「ペップキッズこおりやま」の設置当初から当該施設における一部業務を受託、平成 26 年度からは運營業務を受託しており、他の類似団体と比べて、子どもたちと接する機会が格段に多く、子どもたちが抱えている悩みを容易に把握することができる環境にあり、より実態を把握しやすいアンケート内容を作成することが</p>	

	<p>可能である。理事長である菊池信太郎医師は、震災後子どものケアプロジェクトを通じて様々な子ども・子育てに関する有識者と親交があることから、調査結果に有識者の意見も加えられ、通常よりもより多角的、専門的な分析結果を得られることも期待できる。同法人は、過去8年にわたり本業務を受託していることから、令和4年度の本事業総括に向けて過去のデータとの比較と検証が容易にでき、本業務の趣旨と法人の設置目的も合致している。</p>
--	--

- ㉞ 契約手続の妥当性について、問題となる点は認められなかった。
- ㉟ 契約額の妥当性について、業務委託設計書を閲覧し、関係する費目ごとに積算が行われ、当該積算金額に基づき契約金額が定められており、契約金額は妥当なものであると判断した。
- ㊱ 履行確認・監督の妥当性について、本委託先から「運動や食事についてのアンケート調査報告書（2021年）」が提出されており、併せて学校・保育施設等関係者への配布及び報告会が実施されている。また、契約から報告書提出まで、契約期間中の委託先のアンケート業務進捗に関する監督記録が残されており、履行確認・監督は適切に実施されているものと判断した。

なお、令和4年3月24日開催の第45回郡山市子ども・子育て会議において、事業評価について協議されている。

イ 事業の評価、事業の今後の方向性について

第45回郡山市子ども・子育て会議（令和4年3月24日）に提出された事業評価書等の資料によると、当該事業に対しては、良好に実施されたとの評価が行われていた。本プロジェクトが当初より10年間と長期にわたる事業で、震災等に起因して子どもや保護者が抱える不安の解消や地域コミュニティとのつながり、コミュニティの復興に対して継続的に大きな貢献をしてくれているものと思われる。

一方で、本プロジェクトは、令和3年度で9年目となり、令和4年度で最終年を迎え、事業終了の予定とのことである。

子どもの心と体の育ち見守り事業（運動や食事についてのアンケート調査実施業務）については、大規模自然災害や感染症流行によって子どもたちがどのような影響を受けたのかという、将来においても非常に貴重な情報を集約した資料であるため、当該資料を有効に活用すべきであり、また、心のケア事業及び子どもの遊びと運動に関する事業での評価も踏まえ、本プロジェクトでの成果を発展的に新たな事業につなげていくということが求められるのではないかと考えられる。最終年である令和4年度の総括を踏まえて、今後の方向性について検討していく予定とのことであるが、10年間の事業について、専門家及び現場関係者、利用者等を交えた十分な検証と、貴重な事業結果を有効活用した今後に向けた発展的な事業の方向性についての検討が望まれる。

(3) すこやか子育て基金費

① 事業の概要

ア 事業の目的

少子化が急速に進展している状況の下、市として「子供が健やかに生まれ育つ環境づくり」を積極的に推進するため、次代を担う子ども達が、健やかに心豊かに成長する環境づくりを目的として、平成18年9月に『郡山市すこやか子

育て基金』を設け、平成 19 年度から子どもや子育て家庭を応援する事業に取り組んでいる。

イ 過去 3 年度の基金の状況

(単位：千円)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
寄附積立	(345 件) 21,578	(712 件) 20,727	(1,375 件) 35,213
事業充当のための取崩し	34,300	17,100	15,100
年度末残高	190,649	194,276	214,389

ウ 令和 3 年度基金活用事業

(単位：千円)

事業名	事業内容	充当額
子育て環境整備促進事業	子育て世代を応援するとともに、未来を担う子どもたちの健やかな成長を願い、新生児に記念品を贈る。 授乳やおむつ替えのできる設備がある施設を「赤ちゃんニコニコステーション」として登録し、ステッカーを配布・表示する。	3,000
ファミリーサポートセンター事業	地域で育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人が行う相互援助活動を支援する。子育て家庭が安心して生活できる環境及び仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境を整備し、もって児童福祉の向上と働く者の福祉の向上を図る。	2,700
地域子育て支援センター事業	ニコニコこども館のサテライト施設である、東西南北の各地域子育て支援センターにて、子育てに関する情報提供や、育児に関する相談を行うとともに、親子のふれあいの場を提供する。	7,000
アプリを活用した情報配信事業（ニコサポアプリ事業）	自治体向け育児支援サービスを提供する情報発信会社に委託し、子育てメール（電子母子手帳）を配信する。	400
保育所児童カウンセリング事業（公立保育所）	保育所、幼稚園において、子どもの発達障がいや悩んでいる保護者及び保育士の相談に応じるため、専門的な知識を有した相談員を保育所に派遣する。	200
保育所児童カウンセリング事業（民間認可保育所）		200
保育所児童カウンセリング事業（幼稚園）		400
認可外保育所施設支援事業	市内の認可外保育施設に絵本を配布する。児童の運動機能強化を図るため屋内遊具を配布する。	1,200
合 計		15,100

③ 監査の結果

令和3年度の支出負担額（＝寄附による基金積立）が大幅に増加（件数も大幅に増加）している理由を確認したところ、ふるさと納税による寄附（すこやか子育て基金を選択）が増加したことによるものとのことであった。

郡山市すこやか子育て基金条例第2条では、基金の積み立ては毎年予算化されることになっているが、寄附金額は見積もれないため、当初予算では存目として1千円のみ計上され、寄附を受けた分について、直近の議会で補正予算として計上されている。令和3年度の補正予算による積立の状況は以下のとおりである。

（単位：千円）

	積立額	（補正後）累計額
当初予算	1	1
9月補正	6,375	6,376
12月補正	6,064	12,440
3月補正	7,835	20,275
年度末専決補正	14,938	35,213

【意見】基金の活用について

基金の活用に関しては、こども部各課から基金活用事業を募り、郡山市まちづくり基本方針との整合する事業に対して、充当されている。充当額は、7,000千円を上限額として、充当希望額の70%という基準で決定されているが、この充当額の基準が郡山市すこやか子育て基金条例等で明確に定められているわけではない。基金の事業への充当が適切に行われるため、充当のための基準の明文化を検討することが望まれる。

(4) 青少年健全育成推進協議会補助事業費

① 事業の概要

郡山市青少年健全育成推進協議会の円滑なる運営の推進を図るため、郡山市青少年健全育成推進協議会に対し、地区協議会活動費、青少年育成指導員活動費、各種事業費その他の事業の運営に要する経費を対象として、補助金を交付する事業。

（補助対象経費及び補助額）

郡山市青少年健全育成推進協議会活動費補助金交付要綱より一部抜粋

（補助対象経費及び補助額）

第2条 補助の対象となる経費は、地区協議会活動費、青少年育成指導員活動費、各種事業費その他の事業の運営に要する経費とし、補助金の額は、予算の範囲内で定める額とする。

② 本事業の過去3年度の前算・決算額の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	16,171	16,590	16,773
支出負担行為額	15,648	13,182	14,223
未執行予算額	523	3,408	2,550
執行率	96.8%	79.5%	84.8%

③ 監査の結果

令和3年度に交付された補助金 14,223 千円について、補助金の申請から交付額の決定、交付(概算払)、実績報告、確定差額の返還までの一連の手續等について、関連資料の閲覧、質問等を行った結果、手續に問題となる点は認められなかった。

事業遂行状況の確認については、基本的に事業完了時の事業実績報告書等をもって書面により確認している。なお、当初の事業計画に変更があった場合には、補助事業等内容変更等承認申請書に事業実績報告書、育成事業実施報告書及び決算見込報告書を添えての提出を求めることで、事業遂行状況の確認を行っているとのことであり、本補助事業についても、年度中の計画変更があった地区について、変更時の実績報告書、事業収支決算書等を確認し、事業遂行状況の確認が行われていることを確認した。

ただし、補助事業等の状況報告又は調査について、基本的に業務完了時の実績報告書等をもって書面により確認している点については、補助対象事業が申請どおり補助金の目的に合った形で遂行されていることを年度中の報告や実地調査などによって確認することを検討することが望まれる。

(5) 放課後児童クラブ費

① 事業の概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童を対象に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とする事業。

② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(放課後児童クラブ維持管理費)			
予算額	440,362	53,328	37,696
支出負担行為額	390,438	86,876	48,039
未執行予算額	49,924	△33,548	△10,343
執行率	88.7%	162.9%	127.4%
(放課後児童クラブ施設整備費)			
予算額	66,084	—	—
支出負担行為額	51,853	33,048	15,638
未執行予算額	14,231	△33,048	△15,638
執行率	78.5%	—	—
(放課後児童クラブ運営事業費)			
予算額	—	7,749	24,818
支出負担行為額	—	34,104	19,329
未執行予算額	—	△26,355	5,489
執行率	—	440.1%	77.9%

③ 監査の結果

ア 放課後児童クラブ維持管理費

- ・当初予算からの超過に関しては、補正予算の計上と運営事業費等からの細節間流用により賄われている。
- ・放課後児童クラブ維持管理費のうち、10,000 千円以上の需用費のうち歳出額が最も多額の1件、使用料及び賃借料のうち歳出額の大きい2件について監査手續を行った。

需用費：児童クラブのカーペット修繕業務（歳出額最大）

契約内容	契約期間	令和3年6月9日から令和3年9月30日まで
	契約金額	2,959千円（税込）
契約番号 ／委託先	2021001971／株式会社創成	
入札方式	指名競争入札 （根拠法令） 地方自治法施行令第167条第1号（一般競争入札に適さない 指名競争入札） （選定理由） 当該業務の専門性により入札参加者が特定されるため。 工事等指名競争入札参加有資格業者名簿及び郡山市小規模修 繕契約希望者登録名簿に登録のある者の中から、過去の業務実 績及び履行状況等を勘案し、5者を選定した。	

- ⑦ 契約手続、契約額の妥当性について、問題となる点は認められなかった。
- ⑧ 履行確認・監督の妥当性について、契約から業務完了までの業務の進捗に関する監督記録が残され、業務完了時の検査書も確認できたが、4つの児童クラブに対して、それぞれ別々の日程で行われたカーペット修繕業務に対して、監督記録上は、業務完了届（工事写真別添）を受領した令和3年8月30日に「業務完了届による点検」とのみ記載されており、実際の修繕工事そのものに対する点検が行われていたのかどうか確認できないものとなっていた。より適切な履行確認・監督となるよう、現場での履行確認等を行う、あるいは、履行が複数の場所、タイミングで行われる場合においては、少なくとも、履行の都度報告を受け、その結果を監督記録として残しておくなどの対応について、検討が望まれる。

使用料及び賃借料：

日和田小第2児童クラブ及び富田小児童クラブの施設賃借料（それぞれ7,516千円、7,555千円、ファイナンス・リース契約）であり、契約書等を閲覧した。当該契約は期間満了後に所有権が市に移転するものであり所有権移転ファイナンス・リース取引に該当するため、固定資産に計上し、減価償却を行っていることを、固定資産台帳を閲覧することにより確認し、特に問題となる点は認められなかった。

イ 放課後児童クラブ施設整備費

施設整備費は、令和元年度には予算額、支出負担行為額があるが、令和2年度、令和3年度は予算化されておらず、補正予算にて予算化して支出していることについてヒアリングを行ったところ、放課後児童クラブの待機児童が生じており、例年5月頃に保育所等の入所児童数から次年度の利用児童数の推計を行い、受入が困難となる児童クラブに優先順位をつけたうえで施設整備等の検討を行っていることから、例年、補正予算で計上しているとのことであった。令和3年度については、9月と12月に補正予算が計上され、主に10、1、2月に多くが執行されていた。

放課後児童クラブ維持管理費のうち、10,000千円以上の需用費のうち、歳出額が1,000千円を超える2件について監査手続を行った。

①需用費：湖南小児童クラブ防雪パネル修繕業務

契約内容	契約期間	令和3年10月5日から令和3年11月30日まで
	契約金額	1,485千円（税込）
契約番号 ／委託先	2021004921／株式会社リンペイ郡山支店	
入札方式	指名競争入札 （根拠法令） 地方自治法施行令第167条第1号（一般競争入札に適さない指名競争入札） （選定理由） 当該業務の専門性により入札参加者が特定されるため。 工事等指名競争入札参加有資格業者名簿に登録のある者の中から、過去の業務実績及び履行状況等を勘案し、5者を選定した。	

- ⑦ 契約手続、契約額の妥当性について、問題となる点は認められなかった。
- ⑧ 履行確認・監督の妥当性について、契約から業務完了までの業務の進捗に関する監督記録が残され、業務完了時の検査書も確認できたが、監督記録上は、業務完了届を受領した令和3年11月30日に「業務完了届による点検」とのみ記載されており、かつ、業務完了届に添付する形で修繕写真が提出されているが、工事施工前、工事施工後いずれの写真にも日付欄が空欄となっており、この業務完了届のみによって、実際の修繕工事そのものに対する点検が十分に行われていたのかどうかを確認できるとは言い切れないものとなっていた。より適切な履行確認・監督となるよう、修繕写真には日付などの項目に記載漏れがないよう求めることと併せ、現場での履行確認等を行い、その結果を監督記録として残しておくなどの対応について、検討が望まれる。

②需用費：大成小児童クラブ駐車場修繕業務

契約内容	契約期間	令和4年1月11日から令和4年3月18日まで
	契約金額	3,190千円（税込）
契約番号 ／委託先	2021007181／有限会社室井工業	
入札方式	指名競争入札 （根拠法令） 地方自治法施行令第167条第1号（一般競争入札に適さない指名競争入札） （選定理由） 当該業務の専門性により入札参加者が特定されるため。 工事等指名競争入札参加有資格業者名簿に登録のある者の中から、過去の業務実績及び履行状況等を勘案し、6者を選定した。	

- ⑦ 契約手続、契約額の妥当性について、問題となる点は認められなかった。
- ⑧ 履行確認・監督の妥当性について、契約から業務完了までの業務の進捗に関する監督記録が残されており、業務完了時の検査書も確認できた。監督記録には、現地立合による施工最終確認についても記録されており、業務完了まで適切に履行確認・監督が行われていたものと判断した。
 ただし、業務完了届に添付する形で工事写真が提出されているが、竣工

写真の日付欄が空欄となっていた。より適切な履行確認・監督となるよう、工事写真には日付などの項目に記載漏れがないよう求めることを検討することが望まれる。

ウ 放課後児童クラブ運営事業費

放課後児童クラブ運営事業費における、10,000 千円以上の需用費のうち、歳出額の大きなものから5件（いずれも消耗品費）について監査手続を行った。

(単位：千円)

消耗品名	金額
和机 129 台	2,312
アルコール用オートディスペンサー 116 台	1,353
加湿空気清浄機 34 台	878
非接触型体温計 150 台	792
ポータブルクーラー 10 台	412

これらは、いずれも事前に購入依頼書に基づいて、課内決裁を経たうえで、支出が行われており、問題となる点は見当たらなかった。

また、これらの消耗品等は、購入後すべて各児童クラブへ配布され、使用されており、未使用品の保管などは生じていないとのことである。

(6) 民間放課後児童クラブ補助事業費

① 事業の概要

待機児童の解消や民間放課後児童クラブを利用している保護者の負担軽減を図るため、放課後児童健全育成事業を実施する民間事業者の運営費等の一部を助成する事業

(補助対象経費及び補助額)

<p>郡山市民間放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱より一部抜粋 (補助金の交付の対象経費等)</p> <p>第3条 補助金の交付額は、次のとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 別表に定める事業ごとに、同表補助基準額の欄に定める算出方法で計算した補助基準額の合計額と同表補助対象経費の欄に掲げる経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額と、別表の区分ごとに掲げる事業に要した経費の総額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(2) 別表の事業ごとに前号により選定された額の合計額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、民間児童クラブの開所、廃止又は休止及び休止後の再開により当該年度における補助金額算定の期間（以下「算定期間」という。）が12月に満たない場合は、前項の規定により算出された補助金の額を12で除して得た額に算定期間を乗じて算定する。</p> <p>3 前項に規定する算定期間の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、切り捨てるものとする。</p>
--

② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	—	—	174,861
支出負担行為額	—	—	92,691
未執行予算額	—	—	82,170
執行率	—	—	53.0%

③ 監査の結果

民間放課後児童クラブ補助事業は、令和3年度から開始された事業であり、18事業所20クラブに対して、92,691千円の補助金支給実績があった。

このうち、3事業所5クラブへの補助金の支給について、補助金の申請から交付額の決定、交付（概算払）、実績報告、確定差額の返還までの一連の手続等について、関連資料の閲覧、質問等を行った結果、手続に問題となる点は認められなかった。

予算執行に関しては、174,861千円の予算に対して、82,170千円の未執行となり、予算執行率は53.0%と低い水準であった。

この点、市の担当者によると、当事業は、民間事業者への補助を開始した初年度ということで、事業の届出の意向を確認した最大受け入れ規模（21事業所28クラブ）に基づいて計上していたが、実際には以下の理由で未執行となったとのことである。

届け出がなかった事業所分：約5,000万円

事業の規模の変更：約2,600万円

実績報告による返還金：約700万円

新年度の予算編成にあたっては、令和3年度の運営実績を踏まえた予算編成としているとのことであった。

なお、監査対象とした3事業所に関しても、事業規模の変更、実績報告による返還については、適切に手続が行われていることを確認した。

【意見】適切なモニタリング及び指導について

補助事業に対しては、郡山市補助金等の交付に関する規則において、「必要に応じて補助事業等の遂行についての状況報告や調査を行うことができる」とこととされているが、本事業に関しては、児童クラブごとに、年に1度現場調査を実施し、会計状況、支援員の配置人数、利用児童数、施設の状況等について調査が行われていた。

これは、児童福祉法第34条の8の3に定められる検査にも対応したものであり、「郡山市放課後児童健全育成事業運営状況チェックシート」に基づいて、必要な項目について、適切に調査が行われていた。

なお、監査対象とした3事業所5クラブについては、同チェックシートを閲覧したところ、市のコメントとして要改善事項などの指導・助言の記述が散見された。要改善項目については、速やかに対応を求め、実績報告時において対応の有無を確認し、補助金の減額などの対応がなされているとのことであり、適切なモニタリング、対応が行われていたと判断した。

制度初年度ということで事業者の認識不足に起因する事項もあったとのことであるが、補助制度の目的を達成するため、民間児童クラブの質の向上へ向けて、児童福祉法に基づく立入調査とも併せ、さらに適切なモニタリング及び指導を行っていくことが望まれる。

(7) 認可保育所等整備補助事業費

① 事業の概要

認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設に対して、認可外保育施設の円滑な認可保育所等への移行を促進し、もって子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的として、認可保育所等の整備事業を実施する者に対して当該整備費等の一部を助成する事業

(補助対象経費及び補助額)

郡山市認可保育所等整備費補助金交付要綱より一部抜粋

(補助対象事業、補助対象者、補助対象経費及び補助額)

第2条 補助の対象となる事業、対象者、経費及び補助金の額は、別表第1から別表第6に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、別表第1から別表第6に定める額を限度として、予算の範囲内で定める額とする。

別表第1 (第2条関係)

補助対象 事業名	対象施設 及び事業内容	補助対象者	補助対象経費	補助金額
保育所整備 事業	児童福祉法（昭和22年法律164号）第39条第1項に規定する保育所（同法第56条の8に規定する公私連携型保育所を含み、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律77号。以下「認定子ども園法」という。）第3条第1項に基づく認定を受けることができる保育所において、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分を含む。）又は認定子ども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定子ども園（認定子ども園法第34条に規定する公私連携幼保連携型認定子ども園を含む。）において児童福祉施設としての保育を実施する部分の新設、修理、改造又は整備を実施する際の経費を一部補助する。	社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定子ども園の設置者に限る。）、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人	平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心子ども基金）の運営について（平成21年3月5日20文科初第1279号、雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（以下「安心子ども基金の運営に関する通知」という。）別紙安心子ども基金管理運営要領別添子育て支援対策臨時特例交付金（安心子ども基金）による特別対策事業別添1保育所緊急整備事業4対象経費に定める本體工事費、保育所の開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に必要な費用、特殊付帯工事費、解体撤去工事費及び仮施設設置整備工事費	事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額（以下「補助対象経費の実支出額に相当する額」という。）以内の額に4分の3を乗じて得た額と安心子ども基金の運営に関する通知別紙安心子ども基金管理運営要領（別表）補助基準額表1.保育サービス等の充実(1)保育所等整備事業○保育所緊急整備事業<本體工事>及び<解体撤去工事>の表で定める基準額に4分の3を乗じて得た額のいずれか低い額

別表第2（第2条関係）

補助対象事業名	対象施設及び事業内容	補助対象者	補助対象経費	補助金額
小規模保育整備事業	児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（A型）（以下「小規模保育事業」という。）を行う事業所の新設、修理、改造又は整備を実施する際の経費を一部補助する。	社会福祉法人、学校法人又は児童福祉法第34条の15第3項各号に定める基準に適合する者	安心こども基金の運営に関する通知別紙安心こども基金管理運営要領別添子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）による特別対策事業別添1の2小規模保育整備事業4対象経費に定める本体工事費、小規模保育事業所の開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に必要な費用、特殊付帯工事費、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の実支出額に相当する額以内の額に4分の3を乗じて得た額と安心こども基金の運営に関する通知別紙安心こども基金管理運営要領（別表）補助基準額表1.保育サービス等の充実(1)保育所等整備事業○小規模保育整備事業<本体工事>及び<解体撤去工事、仮施設整備工事>の表で定める基準額に4分の3を乗じて得た額のいずれか低い額

別表第3（第2条関係）

補助対象事業名	対象施設及び事業内容	補助対象者	補助対象経費	補助金額
賃貸物件による保育所整備事業	賃貸物件により、新たに児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（同法第56条の8に規定する公私連携型保育所を含む。ただし、認定こども園法第3条第1項に基づく認定を受けることができる保育所にあつては、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分に限る。以下「認可保育所」という。）を設置する際の借上時における改修費等の経費を一部補助する。	社会福祉法人、学校法人又は児童福祉法第35条第5項各号に定める基準に適合する者	既存建物を借り上げて認可保育所の本園又は分園（20人未満分園を含む。）を設置し、保育を実施する場合に必要な改修等に要する経費	事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の実支出額に相当する額以内の額に4分の3を乗じて得た額と安心こども基金の運営に関する通知別紙安心こども基金管理運営要領（別表）補助基準額表1.保育サービス等の充実(1)保育所等整備事業○賃貸物件による保育所整備事業の表改修費等（本園）の項及び改修費等（分園）※の項の基準額（1施設当たり）の欄に定める額に4分の3を乗じて得た額のいずれか低い額

別表第4（第2条関係）

補助対象事業名	対象施設及び事業内容	補助対象者	補助対象経費	補助金額
賃貸物件による小規模保育整備事業	賃貸物件により、新たに小規模保育事業を実施する際の改修費等の経費を一部補助する。	子ども・子育て支援法（平成24年法律第66号）第43条に基づき地域型保育給付（小規模保育に限る。）の支給に係る事業を行う者として市長の確認を受けた事業者又は確認を受けることが予定されている事業者	小規模保育事業を実施する場合に必要な改修等に要する経費	事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の実支出額に相当する額以内の額に4分の3を乗じて得た額と安心こども基金の運営に関する通知別紙安心こども基金管理運営要領（別表）補助基準額表1. 保育サービス等の充実(9)小規模保育事業○小規模保育設置促進事業の表小規模保育運営費支援事業（A型、B型）の部改修費等補助の項の基準額の欄に定める額に4分の3を乗じて得た額のいずれか低い額

別表第5（第2条関係）

補助対象事業名	対象施設及び事業内容	補助対象者	補助対象経費	補助金額
認定こども園整備事業（認定こども園整備）	1 整備対象施設 (1) 認定こども園法第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分（以下「学校教育部分」という。） (2) 認定こども園法第3条第2項第2号に基づく保育所型認定こども園の幼稚園機能部分 (3) 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法(昭和22年法律	1 左欄1(1)の場合については、学校法人又は社会福祉法人(幼保連携型認定こども園の設置者である場合において当該学校教育部分の施設整備を行う場合に限る。) 2 左欄1(2)の場合については、学校法人又は社会福祉法人(保育所型認定こども園を構成する保育所の設置者と同一の社会福祉法人が当該幼稚園機能部分の施設整備を行う場合に限る。) 3 左欄1(3)の場合	認定こども園施設整備交付金実施要領(平成27年5月21日初等中等教育局長裁定)別紙1認定こども園整備4対象経費に定める本體工事費、改築、増改築、大規模修繕等における解体撤去工事費及び仮施設設置工事費(大規模修繕等については、仮施設設置工事費のみ対象)	交付金の対象となる事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、認定こども園施設整備交付金実施要領別表1算定基準及び(別表2)交付基準額表(1)認定こども園整備○幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分、○幼稚園型認定こども園の幼稚園機能部分<本體工事>及び<解体撤去工事、仮施設設置工事>の表で定める基準により算出した額と工事請負契約等を締結する単位ごとに、認定こども園施設整備交付金実施

	<p>第26号)第1条に規定する幼稚園</p> <p>2 事業内容</p> <p>1 整備対象施設の新設、修理又は改造を実施する際の経費を一部補助する。</p>	<p>については、学校法人又は社会福祉法人(幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の社会福祉法人が当該幼稚園機能部分の施設整備を行う場合に限る。)</p>		<p>要領別表1算定基準で定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額(以下「算定基準で定める対象経費の実支出額に相当する額」という。)に2分の1を乗じて得た額のいずれか低い額の2倍に相当する額に4分の3を乗じて得た額</p>
--	--	---	--	---

別表第6 (第2条関係)

補助対象事業名	対象施設及び事業内容	補助対象者	補助対象経費	補助金額
認定こども園整備事業(幼稚園耐震化整備)	<p>1 整備対象施設</p> <p>(1) 認定こども園法第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園の学校教育部分</p> <p>(2) 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法第1条に規定する幼稚園</p> <p>(3) 認定こども園法第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園への移行を予定する学校教育法第1条に規定する幼稚園(移行後の幼保連携型認定こども園における教育部分)</p> <p>(4) 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園への移行を予定する学校教育法第1条に規定する幼稚園</p> <p>2 事業内容</p> <p>1 整備対象施設の耐震化を促進するための改造を実施する際の経費を一部補助する。</p>	<p>1 左欄1(1)の場合については、学校法人(学校法人等以外の個人立等から学校法人立等に組織変更をし、施設整備完了年度までに設置認可がなされ、当該完了年度又はその翌年度から幼稚園を開設する場合を含む。以下この欄において同じ。)又は社会福祉法人(幼保連携型認定こども園の設置者である場合において当該学校教育部分の施設整備を行う場合に限る。)</p> <p>2 左欄1(2)の場合については、学校法人又は社会福祉法人(幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所機能の設置者が同一の社会福祉法人である場合において当該幼稚園の施設整備を行う場合に限る。)</p> <p>3 左欄1(3)の場合については、学校法人又は社会福祉法人(移行を予定する幼保連携型認定こども園の設置者である場合において当該教育部分の施設整備を行う場合に限る。)</p> <p>4 左欄1(4)の場合については、学校法人又は社会福祉法人(移行を予定する幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所機能の設置者が同一の社会福祉法人である場合において当該幼稚園の施設整備を行う場合に限る。)</p>	<p>認定こども園施設整備交付金実施要領別紙2幼稚園耐震化整備4対象経費に定める本体工事費、特殊附帯工事費、設計料、解体撤去工事費、仮施設設置工事費及び耐震診断費</p>	<p>交付金の対象となる事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、認定こども園施設整備交付金実施要領別表1算定基準及び(別表2)交付基準額表(1)認定こども園整備〇幼稚園耐震化整備<本体工事>及び<解体撤去工事、仮施設設置工事>の表で定める基準により算出した額と算定基準で定める対象経費の実支出額に相当する額に2分の1を乗じて得た額のいずれか低い額に2分の1を乗じて得た額</p>

② 本事業の過去3年度の予算・決算額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	—	—	—
支出負担行為額	—	—	46,474
未執行予算額	—	—	△46,474
執行率	—	—	—

③ 監査の結果

本事業は、令和3年度から、従来保育課で行われてきた保育所の設置認可に関する業務をこども政策課に移管された事業である。

その移管理由等について、「令和3年4月1日付行政組織改編に係る意見・要望調書」その他関連資料を閲覧するとともに、担当者へ質問を行った。

市は、平成27年3月に「郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」を、令和3年3月に「第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」を策定し、保育施設等の整備・認可を進め、令和3年4月1日時点で保育所の待機児童解消を達成した。

ニコニコ子ども・子育てプランでは、「保育所の待機児童解消」のみならず、「放課後児童クラブの待機児童解消」とともに、「切れ目のない支援体制の構築」を目指すべき主なゴールとしている。放課後児童クラブと保育所の利用家庭が同一であることが多いことなども考慮し、児童や家庭状況等の情報共有が可能な体制とすることで、事務効率化を図るとともに、放課後児童クラブの待機児童解消に向けて業務量の増加に対応（平準化）することなどを目的に、組織改編を行い、こども政策課と保育課の事務移管が行われたとのことであった。

本件、組織改編、事務移管に関しては、事前の現状分析や関係課との事前協議が行われ、必要性についても検討がなされたうえで行われたものと考えられる。

令和3年度においては、3事業者に対して補助金が交付されたが、当該補助金全件について、監査を行った結果、補助金の申請から交付額の決定、交付（概算払）、実績報告、検査の実施、返還までの一連の手続等について、関連資料の閲覧、質問等を行った結果、手続に問題となる点は認められなかった。

【意見】事務移管について

本事業は、令和3年度から、従来保育課で行われてきた保育所の設置認可に関する業務をこども政策課に移管された事業であり、令和5年度から、再び保育課への事務移管が決定されている。この理由について、「令和5年4月1日付行政組織改編に係る意見・要望調書」その他関連資料を閲覧するとともに、担当者へ質問を行った。

認定こども園等の設置認可に関する事項などでこども政策課と保育課での情報共有・利活用などで、申請者の利便性が向上しない状況が生じていること、また、認可（増やす）と公立保育所の統廃合（減らす）の保育量見込みに関する情報の一元化が必要であること、さらに、保育所待機児童解消に伴い裁量余地の多い認可事務が求められるなど、戦略性の高い保育行政を推進する必要があることなど、令和3年度の事務移管時に想定していなかった状況により、非効率等が生じており、保育課への事務移管の必要性が高まっているとのことであった。

当初の想定を超える非効率が顕在化したこととはいえ、当初想定した事務効率化は達成できず、事務移管から2年間での再移管となった事実を鑑み、当初の事務移管の必要性や効果の検討にあたって、想定が十分であったのかについて、適切な検証を実施されることが望まれる。

第3 こども家庭支援課

(令和4年11月1日に「こども家庭支援課」と「こども家庭未来課」に改編)

1 事務分掌

令和3年4月1日現在のこども家庭支援課の事務分掌は以下のとおりである。

(子育て支援係)

1. 子育て支援施設について (イベント等)
2. 子どもの遊び場について

(給付係)

1. 児童手当・助成に関すること

(こども家庭相談センター)

1. 子どもの健康について
2. 養育・家庭支援について
3. ひとり親家庭の支援について

(母子保健係)

1. 母子手帳について
2. 子どもの健康診査について
3. 妊娠・育児等の相談について

2 決算の状況

(1) 歳入の状況

(単位：千円)

款	項	目	節	細節	令和元年度	令和2年度	令和3年度
分担金及び負担金					2,142	1,982	3,330
負担金					2,142	1,982	3,330
衛生費負担金					2,142	1,969	3,330
保健衛生費負担金					2,142	1,969	3,330
未熟児養育医療費自己負担金					2,142	1,969	3,330
民生費負担金					0	13	0
児童福祉費負担金					0	13,000	0
子育て短期支援施設利用者負担金					0	13	0
使用料及び手数料					52	571	2,700
使用料					52	571	2,700
民生使用料					52	571	2,700
児童福祉使用料					52	571	2,700
公園使用料					0	0	2,104
公園占用料					0	0	3
児童福祉施設行政財産目的外使用料					52	571	593
国庫支出金					4,306,995	5,829,717	9,387,345
国庫負担金					4,103,016	3,915,009	3,831,091
衛生費国庫負担金					38,129	37,553	35,392
保健衛生費国庫負担金					38,129	37,553	35,392
小児慢性特定疾病事業費国庫負担金					30,045	30,266	30,038
障害者医療（育成医療）費国庫負担金					2,364	2,127	1,754
未熟児養育医療費等国庫負担金					5,720	5,160	3,600
民生費国庫負担金					4,064,887	3,877,456	3,795,699
児童福祉費国庫負担金					4,064,887	3,877,456	3,795,699
児童手当国庫負担金					3,490,470	3,421,243	3,348,868
児童扶養手当国庫負担金					574,417	454,313	445,738
母子生活支援施設設置費国庫負担金					0	1,900	1,094
国庫補助金					203,979	1,914,708	5,556,254
衛生費国庫補助金					54,526	185,689	68,427
保健衛生費国庫補助金					54,526	185,689	68,427
子ども・子育て支援交付金					7,105	11,261	17,922
小児慢性特定疾病対策国庫補助金					600	611	2,611
地方創生推進交付金					0	1,237	2,913
地方創生臨時交付金					0	83,783	12,000
母子保健衛生費国庫補助金					46,821	88,797	32,981
民生費国庫補助金					149,453	1,729,019	5,487,827
児童福祉費国庫補助金					149,386	1,728,990	5,487,791
子ども・子育て支援交付金					26,061	26,870	26,100
子ども・子育て支援事業費国庫補助金					0	850	4,141
子育て世帯臨時特別給付金国庫補助金					0	428,701	4,787,816
児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金					0	0	9,074
女性保護対策費国庫補助金					7,397	8,814	0
地方創生臨時交付金					0	647,397	0
被災者支援総合交付金					89,127	94,755	118,951
母子家庭等対策費国庫補助金					23,556	521,603	541,709

		次世代育成支援対策施設整備交付金	3,245	0	0
		社会福祉費国庫補助金	67	29	36
		児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金	0	0	36
		女性保護対策費国庫補助金	67	29	

款	項	目	節	細節	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県支出金					1,504,954	1,394,010	1,476,554
県負担金					756,953	745,248	732,423
衛生費県負担金					4,210	3,805	3,757
保健衛生費県負担金					4,210	3,805	3,757
障害者医療（育成医療）費県負担金					1,182	1,063	877
未熟児養育医療給付事業費県負担金					3,028	2,741	2,880
民生費県負担金					752,742	741,443	728,666
児童福祉費県負担金					752,742	741,443	728,666
児童手当県負担金					752,742	741,443	728,666
県補助金					748,001	648,763	744,131
衛生費県補助金					2,522	11,905	41,620
保健衛生費県補助金					6,178	11,905	41,620
安心こども基金特別対策事業費県補助金					0	2,655	35,895
子ども・子育て支援県交付金					6,178	9,250	5,725
民生費県補助金					741,823	636,858	702,511
児童福祉費県補助金					741,823	636,858	702,511
ひとり親家庭医療助成事業費県補助金					23,445	25,803	27,318
子ども・子育て支援県交付金					25,775	23,187	25,175
子ども医療助成事業費県補助金（社保分）					572,845	493,004	533,031
重度心身障害者医療助成事業費県補助金（こども医療社保分）					1,741	1,710	1,211
乳幼児医療助成事業費県補助金（社保分）					118,018	93,153	115,776
財産収入					1,850	1,845	1,845
財産運用収入					1,850	1,845	1,845
財産貸付収入					1,850	1,845	1,845
土地建物貸付収入					1,850	1,845	1,845
建物貸付収入					1,850	1,845	1,845
繰入金					0	6,064	12,049
特別会計繰入金					0	6,064	12,049
母子父子寡婦福祉資金貸付金繰入金					0	6,064	12,049
母子父子寡婦福祉資金貸付金繰入金					0	6,064	12,049
母子父子寡婦福祉資金貸付金繰入金					0	6,064	12,049
諸収入					13,448	10,542	12,431
雑入					13,448	10,542	12,431
違約金及び延納利息					0	0	1,564
違約金及び延納利息					0	0	1,564
契約解除違約金					0	0	1,564
過年度収入					8,415	6,811	4,641
過年度収入					8,415	6,811	4,641
児童手当特例給付県負担金					672	713	470
児童手当特例給付国庫負担金					3,326	3,544	2,390
児童扶養手当給付費国庫負担金					4,405	2,554	1,780

		未熟児養育医療費等国庫負担金	2	0	0
		養育医療給付事業費県負担金	11	0	0
	雑入		5,033	3,731	6,227
	雑入		3,090	3,137	4,799
		子育て短期支援施設利用料個人負担分	0	0	19
		私用光熱水料	428	494	482
		児童手当等過年度返還金	742	159	88
		児童扶養手当過年度返還金	1,733	2,295	4,112
		実習生謝礼金	140	70	98
		賠償金	0	119	0
		小児慢性特定疾病医療費返還金	1,733	0	0
	実費徴収金		1,942	594	1,428
		元気な遊びのひろばベップキッチン実費収入	1,942	583	1,428
		複写経費実費収入	0	11	0
総計			5,829,440	7,244,731	10,896,255

(2) 歳出の状況

(単位：千円)

款	項	目	大事業	中事業	令和元年度	令和2年度	令和3年度
民生費					8,615,267	9,492,858	13,173,222
	児童福祉費				8,615,267	9,492,858	13,173,222
		こども家庭支援費					
		職員給与費			226,543	235,945	227,906
		こども家庭支援課職員給与費			226,543	235,945	227,906
		子ども家庭総合支援拠点費			307	4,156	2,329
		L I N E 子ども・子育て相談事業費			0	0	1,743
		子ども家庭総合支援拠点運営費			307	4,156	586
		主任児童委員活動費			10	246	111
		主任児童委員活動費 集計			10	246	111
		児童虐待防止対策費			1,652	1,856	3,078
		児童虐待防止啓発事業費			635	583	1,299
		養育支援訪問事業費			1,017	1,205	1,199
		子育て短期支援事業費			0	68	580
		母子福祉対策費			24,679	523,421	390,213
		母子自立支援事業費			19,071	18,423	24,254
		未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事業費			4,158	0	0
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業費			551	0	0
		母子生活支援事業費			900	0	0
		ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費			0	3,302	1,443
		低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費			0	501,697	364,516
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業費			0	142	2,896
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業費			0	142	2,896
		母子生活支援施設費			0	569	3,315
		母子生活支援事業費 集計			0	569	3,315
		母子・父子福祉センター費			372	244	168
		母子・父子福祉センター事業費			372	244	168
		児童手当等支給事務費			24,778	15,889	17,485

	児童扶養手当支給事務費	8,579	2,876	2,853
	児童手当支給事務費	16,199	13,014	14,632
児童手当等支給費		8,073,822	8,443,420	12,180,344
	こども医療助成事業費	1,334,663	1,097,812	1,228,639
	児童手当費	5,001,300	4,907,500	4,813,085
	児童扶養手当費	1,737,859	1,371,029	1,341,624
	子育て世帯臨時特別給付金給付事業費	0	419,523	4,791,146
	児童扶養手当受給者に対する緊急支援給付金給付事業費	0	27,308	0
	子育て応援給付金給付事業費	0	620,248	0
	離婚世帯等の子どもへの特別給付金給付事業費	0	0	5,850
ひとり親家庭医療助成事業費		53,070	56,405	60,266
	ひとり親家庭医療助成事業費	53,070	56,405	60,266
こども総合支援センター費		63,192	69,926	70,287
	こども総合支援センター事業費	20,169	33,452	34,350
	こども総合支援センター維持管理費	43,023	35,942	35,215
	こども総合支援センター運営管理費	0	532	722
ファミリーサポートセンター事業費		8,758	9,532	9,061
	ファミリーサポートセンター事業費	8,758	9,532	9,061
地域子育て支援センター費		49,540	49,940	49,242
	地域子育て支援センター維持管理費	1,201	0	0
	地域子育て支援センター指定管理費	48,338	49,940	49,242
子どもの遊び場費		88,544	81,167	136,568
	元気な遊びのひろば事業費	88,544	81,167	94,362
	大槻公園子どもの遊び場指定管理費			6,683
	八山田こども公園指定管理費			8,564
	郡山カルチャーパーク子どもの遊び場指定管理費			26,959
	児童センター費		0	19,951
	希望ヶ丘児童センター指定管理費	同上		19,951
合計		8,615,267	9,492,858	13,173,222

3 主な歳出の状況

こども家庭支援課の歳出を事業単位で区分集計し、原則として、金額が10,000千円以上の事業かつ委託費が10,000千円以上の事業を中心に監査手続を実施している。

(単位：千円)

NO	事業名	令和3年度決算額	令和3年度歳出内訳		監査対象可否
1	LINE子ども・子育て相談事業費	1,743	省略	—	
2	子ども家庭総合支援拠点運営費	586	省略	—	
3	主任児童委員活動費	111	省略	—	
4	児童虐待防止啓発事業費	1,299	省略	—	
5	養育支援訪問事業費	1,199	省略	—	
6	子育て短期支援事業費	580	省略	—	
7	母子自立支援事業費	24,2542	旅費	0	
			需用費	3	
			委託料	231	
			負担金補助及び交付金	18,556	
			償還金利子及び割引料	5,463	
8	低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	364,516	需用費	3	
			役務費	798	
			委託料	10,615	
			扶助費	353,100	○
9	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	2,896	省略	—	
10	母子生活支援事業費	3,315	省略	—	
11	母子・父子福祉センター事業費	168	省略	—	
12	児童扶養手当支給事務費	2,853	省略	—	
13	児童手当支給事務費	14,632	旅費	0	
			需用費	1,077	
			役務費	9,541	
			委託料	4,015	
14	こども医療助成事業費	1,228,639	旅費	0	
			需用費	806	
			役務費	6,178	
			委託料	16,007	
			使用料及び賃借料	545	
			扶助費	1,205,102	○
15	児童手当費	4,813,085	扶助費	4,813,085	○
16	児童扶養手当費	1,341,624	扶助費	1,341,624	○
17	子育て世帯臨時特別給付金給付事業費	4,791,146	需用費	88	
			役務費	6,572	
			委託料	8,107	
			扶助費	4,767,200	○
			償還金利子及び割引料	9,179	

18	離婚世帯等の子どもへの特別給付金給付事業費	5,850	省略	—	
19	ひとり親家庭医療助成事業費	60,266	旅費	0	
			需用費	98	
			役務費	569	
			扶助費	59,599	○
20	こども総合支援センター事業費	34,350	需用費	1,382	
			役務費	34	
			委託料	32,932	○
21	こども総合支援センター維持管理費	35,215	需用費	15,585	
			役務費	1,210	
			委託料	18,384	
			使用料及び賃借料	37	
22	こども総合支援センター運営管理費	722	省略	—	
23	ファミリーサポートセンター事業費	9,061	役務費	438	
			委託料	8,553	○
			負担金補助及び交付金	55	
			償還金利子及び割引料	15	
24	地域子育て支援センター指定管理費	49,242	需用費	518	
			役務費	13	
			委託料	48,686	○
			償還金利子及び割引料	24	
25	元気な遊びのひろば事業費	94,362	旅費	10	
			需用費	11,146	
			役務費	130	
			委託料	73,022	○
			使用料及び賃借料	24	
			償還金利子及び割引料	10,029	
26	大槻公園子どもの遊び場指定管理費	6,683	省略	—	
27	八山田こども公園指定管理費	8,564	省略	—	
28	郡山カルチャーパーク子どもの遊び場指定管理費	26,959	需用費	258	
			役務費	99	
			委託料	23,619	
			償還金利子及び割引料	2,983	
29	希望ヶ丘児童センター指定管理費	19,951	委託料	19,938	○
			負担金補助及び交付金	12	

4 監査の結果及び意見

(1) 低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業

① 事業の概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得の子育て世帯を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯及びひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯）を支給する事業である。支給対象者は、「ひとり親世帯分」の対象者すなわち①児童扶養手当受給者、②公的年金等受給者で収入額が児童扶養手当の所得制限限度額を下回る方、③新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変者である。また、「ひとり親世帯以外の低所得者の子育て世帯分」の対象者は、①児童手当等受給者、②その他対象児童（18歳年度末までの子）の養育者で令和3年度分の住民税均等割が非課税の方、③新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変者である。支援額は子ども一人当たり50千円であり、養育者に支給している。

② 助成状況

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業実施状況^[y1]

給付金支給人数	給付金支給額
2,829人	209,050千円

※支給人数は、世帯数（養育者）

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）給付事業実施状況

給付金支給人数	給付金支給額
1,663人	144,000千円

※支給人数は、世帯数（養育者）

③ 決算数値の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
需用費	—	—	3
役務費	—	—	798
委託料	—	—	10,615
扶助費	—	—	353,100
計	—	—	364,516

※令和3年度より開始した事業

④ 監査の実施

ア 令和3年9月新規申請者（6名）につき、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）申請書及び申請書添付書類（振込口座通帳コピー、身分証明書等）を閲覧した

イ 令和3年10月度支払い対象者（101件）につき、支出命令書、ファームバンキング「送信情報」支払一覧表を閲覧した。

⑤ 監査の結果

本給付金の新規申請案件につき、上記④アの資料を閲覧した結果、閲覧した文書の記載事項や整合性について特に問題はなく、市側が行ったチェックマークなどの証跡、検印も残されており、管理業務は適切になされていると判断した。

- ⑥ 指摘または意見
特になし。

(2) こども医療助成事業

① 事業の概要

郡山市では、子どもの健康を守り、安心して子どもを生き育てやすい環境づくりを進めるため、子育て支援策として、医療費助成をしている。対象は、郡山市に住民登録があり、健康保険に加入している、18歳に達する年度の末日までの子どもであり、対象者が健康保険適用の診療を受けた時に支払うべき自己負担額（診療費や入院時食事療養費等）を市が代わって負担する制度である。

なお、本事業に伴い、医療費の一部負担金の請求（市内の病院、診療所、訪問看護からの請求）を審査する必要があるため、当該審査業務を一般社団法人郡山医師会などに委託している。

② こども医療費助成状況

受給資格登録者数	助成金交付申請件数	助成金支給額
50,057人	580,494件	1,205,102千円

③ 決算数値の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
共済費	830	—	—
賃金	5,583	—	—
需用費	382	455	806
役務費	6,751	6,323	6,178
委託料	18,251	14,235	16,007
使用料及び賃借料	1,296	1,233	545
扶助費	1,301,570	1,075,566	1,205,102
合計	1,334,663	1,097,812	1,228,639

④ 監査の実施

ア 委託料16,000千円のうち、最大の委託先（一般社団法人郡山医師会）について契約書、仕様書などの契約関係書類を閲覧した。

イ アにつき完了届、請求書、支払負担行為兼支出命令書などの支払関係書類を閲覧した。

ウ 医療費過年度分返還リストを閲覧し、返還事由を確認した。金額の大きな1件につき関係資料を閲覧した。

⑤ 監査の結果

ア 契約内容について、問題となる点は認められなかった。

イ 履行確認・監督の妥当性について、本委託先から完了届、請求書が提出されており、監督記録も残されていることから、履行確認及び監督は適切に行われているものと判断した。

- ⑥ 指摘または意見
特になし。

(3) 児童手当費

① 事業の概要

児童手当法に基づき、家庭等における生活の安定及び次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するために支給するものである。支給対象は、原則として、日本国内に住所を有する者で、中学校修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある）の児童を養育している者であり、支給月額及び支給月は以下のとおりである。

ア 支給月額

3歳未満	一律	15,000円
3歳以上小学校終了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	一律	10,000円
所得制限限度額以上	一律	5,000円

イ 支給月

原則として年3回2月、6月、10月にその前月分までの4か月分を指定された金融機関に振り込む。

② 児童手当認定状況

認定請求件数	認定になった数	却下数	年度未受給資格者数
1,974件	1,974件	0件	22,809人

③ 決算数値の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
扶助費	5,001,300	4,907,500	4,813,085

④ 監査の実施

令和3年度児童手当過払返還対象者リストを閲覧した。

⑤ 監査の結果

閲覧した資料の記載事項や整合性に問題となる点はなかった。

⑥ 指摘または意見

特になし。

(4) 児童扶養手当費

① 事業の概要

児童扶養手当は、児童扶養手当法に基づき、父または母と生計を同じくしていない児童が育てられている家庭の生活の安定と自立を助けるために、手当を支給し、児童福祉を増進することを目的とする。

支給対象者は、父または母のいない児童や父または母の心身に一定の障がいのある児童を養育している父または母、父または母に代わってその児童を養育している者等である。

支給月額及び支給月は以下のとおりである。

ア 支給月額（令和3年度）

	全部支給者	一部支給者
第1子	月額43,160円	所得に応じて、月額43,150円から10,180円まで10円きざみの額
第2子加算額	月額10,190円	所得に応じて、月額10,180円から5,100円まで10円きざみの額
第3子以降加算額	月額 6,110円	所得に応じて、月額6,100円から3,060円まで10円きざみの額

イ 支給月

支払いは、奇数月の11日に、各2か月分の手当が指定の金融機関の口座に振り込まれる。

② 児童扶養手当認定状況

認定請求件数	認定になった数	却下数	取下数	年度末受給資格者数
305件	305件	0件	12件	3,119人

③ 決算数値の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
扶助費	1,727,859	1,371,029	1,341,624

④ 監査の実施

ア 令和3年度児童扶養手当過誤払返還対象者リストを閲覧し、一部の返還者について過誤事由（返還事由）を確認した。

イ アのうち返還予定金額の上位2件について、管理資料を閲覧した。

ウ イの資格喪失届及び申立書または返還合意書を閲覧し内容につきヒアリングした。

⑤ 監査の結果

閲覧した資料の記載事項や整合性に問題となる点はなかった。なお、下記⑥「指摘または意見」参照。

⑥ 指摘または意見

本監査対象とした2件のうち、1件の返還事由が「障害年金の受給開始」であったところ、これは、明確な返還事由に該当するため、返還対象者との間で、返還開始時期や返還金額に争いのあるところではなかった。

【意見】返還金の分割払いについて

市は返還金額について原則である一括の返還を求めたが、返還対象者は、一括での返還金の用意が難しいとのことから、分割払いで返還の依頼を申し出て、市に対して、書面を提出した。しかしながら、その書面は、以下の記載を内容とする対象者の手書きによる簡便なものであった。

すなわち、申出書の記載は「児童扶養手当返還金 1,011,250円について次のとおり返還いたします。」「第1回令和3年11月20,000円～第50回令和7年12月20,000円、第51回令和8年1月11,250円」との記載があり、加えて、「日付、住所、氏名」との記載があるのみであった。市を宛先とするとの記載

はなく、分割払いの内容も大部分は「～」と省略されていた。

本件のような簡易な申出書であっても、市が当該申出書に基づいて返還対象者に対して分割払いの納付書を送付しているところからすると、当該申出書は市側にとっては重要な手続を行う根拠資料となるのであるから、市側で、簡便な内容の書面を認めるのではなく、書式を用意するなど手続を整理するべきである。【意見】

(5) 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費

① 事業の概要

新型コロナウイルス感染症による影響を受けている子育て世帯に対し、子育て世帯臨時特別給付金を支給する事業である。支給対象者は、原則として、令和3年9月分の児童手当を受給した者であり、給付金の額は児童1人当たり100千円である。全額国庫補助による給付金であり、100千円の現金給付のほかに、50千円の現金給付+50千円相当のクーポン配布の組合せなども可能であったが、市は、100千円の一括給付を選択した。

② 子育て世帯臨時特別給付金給付事業実施状況

給付金支給人数	給付金支給額
28,501人	4,767,200千円

③ 決算数値の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
需用費	—	—	88
役務費	—	—	6,572
委託料	—	—	8,107
扶助費	—	—	4,767,200
償還金利子及び割引料	—	—	9,179
計	—	—	4,791,146

※令和3年度のみ事業

④ 監査の実施及び結果

内容を確認し、関係資料を閲覧した。

⑤ 監査の結果

閲覧した資料の記載事項や整合性に問題となる点はなかった。

⑥ 指摘または意見

特になし。

(6) ひとり親家庭医療助成事業費

① 事業の概要

ひとり親家庭及び父母のいない児童にかかる医療費の一部を助成する事業である。助成の対象者は、各種健康保険に加入し郡山市に住所を有しており、原則として、以下のいずれかに該当する児童及びその児童を養育している配偶者のいない父または母である。

- ・ 父母が婚姻を解消した児童

- ・父または母が死亡した児童
 - ・父または母が重度の障がい（おおむね身体障害者手帳２級以上）の状態にある児童
 - ・父または母の生死が明らかでない児童
 - ・父または母に１年以上遺棄されている児童
 - ・父または母が法令により１年以上拘禁されている児童
 - ・母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - ・父または母が母または父の申し立てによりDV保護命令を受けた児童
- 助成の範囲は、保険診療（調剤）の一部負担金、入院時食事療養費の標準負担額（入院時の食事代）である。

② ひとり親家庭医療費助成状況

受給資格登録者数	助成金交付申請件数	助成金支給額
7,309人	20,345件	59,598千円

③ 決算数値の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
共済費	257	0	0
賃金	1,739	0	0
旅費	0	0	0
需用費	113	139	98
役務費	790	576	569
扶助費	50,172	55,690	59,599
計	53,070	56,405	60,266

④ 監査の実施及び結果

内容を確認し、関係資料を閲覧した。

⑤ 監査の結果

閲覧文書内での不備や不整合は見られなかった。

⑥ 指摘または意見

特になし。

(7) こども総合支援センター事業（ニコニコこども館）

① 事業の概要

郡山市において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置・運営する事業である。子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。以下の、郡山市こども総合支援センターにおいて、各種イベント、相談ブース及び児童図書ブース等をもうけ、交流を図り、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応する。

② 施設の概要

施設名称	郡山市こども総合支援センター (愛称：ニコニコこども館)
所在地	郡山市桑野一丁目2番3号
実施場所	1階、3階、4階の各フロア
施設の開館時間 及び休館日	開館時間 午前8時30分から午後6時まで 休館日 毎月第3土曜日とその翌日 年末年始
施設の使用料	無料
利用対象者	原則として未就学児及びその保護者

ア 利用実績

令和3年度の延べ入館者数は、161,912人であった。また、郡山市こども総合支援センターへの育児相談件数は、1,104件であり、その内訳は電話相談が34件、面接相談が1,070件であった。

イ 施設の利用者数(一部)

(単位：人)

施設名	大人	子ども	合計
ファミリーひろば	19,146	21,484	40,630
わくわくルーム(旧キッズシアター)	2,896	3,331	6,227
子育て図書コーナー	8,216	8,466	16,682

ウ 主なイベントの参加者数

事業内容	実施回数	大人	子ども	合計
お楽しみコンサート	1回	47人	26人	73人
ニコニコこども館まつり (予約制イベント1つと動画配信)	1回	32人	37人	69人
おはなし会	676回	5,067人	5,541人	10,608人
子育て講座	14回	114人	97人	211人
わくわくつどいのひろば	22回	235人	237人	472人
リズムとからだあそび	30回	441人	439人	880人
移動サロン	16回	73人	82人	155人

③ 決算数値の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
共済費	317	—	—
賃金	2,393	—	—
旅費	26	—	—
需用費	15,434	1,236	1,382
役務費	1,509	44	35
委託料	16,748	32,172	32,933
使用料及び賃借料	38	—	—
工事請負費	6,490	—	—
備品購入費	69	—	—
合計	43,023	33,452	34,350

④ 委託料の主な内容

郡山市は、郡山市地域子育て支援拠点事業（ニコニコこども館）の一部業務の運営を株式会社太陽メンテナンスに委託している。

受託者	株式会社太陽メンテナンス
代表者	代表取締役 新明 直樹
所在地	郡山市安積町長久保5丁目2-4
契約金額（2年総額額）	57,578,400円（消費税込）
契約期間	令和3年4月1日から令和5年3月31日（2年間）
業務内容	郡山市こども総合支援センター内の ファミリーひろばの運営管理 ニコニコひろばの管理運営 サンサンひろばの管理運営 子育て図書コーナーの管理運営

⑤ 監査の実施

ア 上記株式会社太陽メンテナンスとの委託契約につき、契約書・仕様書・設計書を閲覧した。

イ 委託者が実施した業務内容について、業務委託報告書・業務完了届、請求書等を閲覧した。

ウ 市側の処理につき、監督記録・支出命令書などの資料を閲覧した。

⑥ 監査の結果

ア 契約手続の妥当性について、問題となる点は認められなかった。

イ 契約額の妥当性について、設計書を閲覧し、関係する費目ごとに積算が行われており契約金額は妥当なものであると判断した。

(8) ファミリーサポートセンター事業

① 事業の概要

地域において育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者が行う育児の相互援助を支援する事業である。育児を行っているすべての家庭が安心して生活できる環境及び仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境を整備し、もって児童福祉の向上及び労働者の福祉の向上を図ることを目的とする。郡山市こども総合支援センター（ニコニコこども館）内に、郡山市ファミリーサポートセンターを設置している。

② 施設の概要

施設名称	郡山市こども総合支援センター (愛称：ニコニコこども館)
所在地	郡山市桑野一丁目2番3号
設置場所	1階ファミリーサポートセンター
施設の開館時間 及び休館日	開館時間 午前8時30分から午後6時まで 休館日 毎月第3土曜日とその翌日 年末年始
施設の使用料	無料
利用対象者	原則として未就学児及びその保護者

③ 決算数値の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
需用費	0	485	0
役務費	433	436	438
委託料	8,271	8,555	8,553
負担金補助及び交付金	54	55	55
償還金利子及び割引料	0	0	15
合計	8,758	9,532	9,061

④ 委託料の主な内容

ア 委託先

委託先など	特定非営利活動法人ココネット・ママ
代表者	代表理事 首藤 亜希子
所在地	郡山市桑野四丁目8番1号
契約金額（3年総額額）	25,659,700円（消費税込）
契約期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日（3年間）
業務内容	郡山市こども総合支援センター1階ファミリーサポートセンター業務につき <ul style="list-style-type: none"> ・会員の募集、受付、登録 ・会員の相互援助活動の調整及びダブルケア負担の世帯 ・会員の講習会、交流会等の開催 ・相互援助活動の相談など

イ ファミリーサポートセンター事業の活動状況

令和3年度の登録会員数は、453人であり、内訳は、「お願い会員（支援を依頼する子育て会員）」が318人、「まかせて会員（子育てを支援する会員）」が89名、両会員の兼務が46人である。活動件数は延べ数で1,537件であった。

⑤ 監査の実施

ア 契約関係について、業務委託契約書及び業務委託仕様書を閲覧した。

イ 支出関係について、支出命令書、検査証、業務委託完了届及び請求書を閲覧した。

ウ 受託者が実施した業務内容について、業務委託報告書を閲覧した。

⑥ 監査の結果

閲覧した資料の記載事項や整合性に問題となる点はなかった。

⑦ 指摘または意見

特になし。

(9) 地域子育て支援センター運営事業等

① 事業の概要

郡山市は、地域における子育てへの支援を図り、その福祉の増進に寄与するため、市内に4か所の郡山市地域子育て支援センターを設置している。

支援センターは、東部、南部、西部、北部に分かれ、東部と南部の運営について、郡山市子ども子育て支援企業組合を指定管理者として、西部と北部について

は、太陽・プチママン企業共同体を指定管理者として、事業の実施に関する業務及び施設、設備等の維持管理に関する業務を委託している。

また、西部、北部の支援センターでは、運営事業に加えて、「一時預かり保育事業」（こども部保育課の管轄）も行っている。

② 施設の概要

施設名称	東部地域子育て支援センター
所在地	郡山市緑ヶ丘東三丁目2番地の1
施設の開館時間及び休館日	開館時間 午前9時から午後5時まで 休館日 毎月第4土曜日とその翌日 年末年始
施設の利用料	無料
利用対象者	子育て親子
指定管理者	郡山市子ども子育て支援企業組合

施設名称	南部地域子育て支援センター
所在地	郡山市安積町荒井字南赤坂268番地の2
施設の開館時間及び休館日	開館時間 午前9時から午後5時まで 休館日 毎月第4土曜日とその翌日 年末年始
施設の利用料	無料
利用対象者	子育て親子
指定管理者	郡山市子ども子育て支援企業組合

施設名称	西部地域子育て支援センター
所在地	郡山市大槻町字宮ノ前78番地の4
施設の開館時間及び休館日	開館時間 午前9時から午後5時まで 休館日 毎月第4土曜日とその翌日 年末年始
施設の利用料	無料
利用対象者	子育て親子
指定管理者	太陽・プチママン企業共同体 株式会社太陽メンテナンス

施設名称	北部地域子育て支援センター
所在地	郡山市富久山町久保田字伊賀河原44番地の1
施設の開館時間及び休館日	開館時間 午前9時から午後5時まで 休館日 毎月第2土曜日とその翌日・年末年始
施設の利用料	無料
利用対象者	子育て親子
指定管理者	太陽・プチママン企業共同体 株式会社太陽メンテナンス

③ 決算数値の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
役務費	0	2,094	13
委託料	48,338	47,758	48,686
償還金利息及び割引料	0	89	24
合計	48,338	49,940	48,723

④ 委託料の主な内容

ア 東部・南部地域子育て支援センターの業務の委託

委託先	郡山市子ども子育て支援企業組合
代表者	代表理事 滝田 良子
所在地	郡山市桑野四丁目12番地の11
契約金額（5年総額額）	125,871,352円（消費税込）
契約期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日（5年間）
業務内容	（こども家庭支援課管轄） 地域子育て支援拠点事業 ・子育て親子の交流の場の提供 ・子育て等に関する相談・援助 ・親子ふれあい体験活動など

イ 西部・北部地域子育て支援センターの業務の委託

受託者	太陽・プチマン企業共同体 （株式会社太陽メンテナンス）
代表企業（代表者）	株式会社太陽メンテナンス 代表取締役 新明 直樹
所在地	郡山市安積町長久保5丁目2-4
契約金額（5年総額額）	199,988,360円（消費税込）
契約期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日（5年間）
業務内容	（こども家庭支援課所管） 地域子育て支援拠点事業 ・子育て親子の交流の場の提供 ・子育て等に関する相談・援助 ・親子ふれあい体験活動など （保育課所管） 一時預かり事業

⑤ 施設の利用状況及び活動実績等

ア 施設利用状況

(単位：人)

施設名	事業内容	子育てサロン		
		大人	子ども	合計
東部地域子育て支援センター		2,816	3,548	6,364
西部地域子育て支援センター		2,408	2,863	5,271
南部地域子育て支援センター		3,070	3,772	6,842
北部地域子育て支援センター		5,186	6,388	11,574

イ 育児相談件数 (単位：件)

施設名	電話相談	面接相談	合計
東部地域子育て支援センター	55	340	395
西部地域子育て支援センター	0	261	261
南部地域子育て支援センター	9	497	506
北部地域子育て支援センター	4	115	119

ウ 主な事業実施状況

施設名	事業内容	制作活動事業（つくってあそぼう）			
		実施回数	参加者		
			大人	子ども	合計
東部地域子育て支援センター		6回	72人	92人	164人
西部地域子育て支援センター		6回	38人	41人	79人
南部地域子育て支援センター		6回	56人	76人	132人
北部地域子育て支援センター		6回	103人	115人	218人

⑥ 監査の実施

ア 受託者の契約についての資料（協定書・仕様書・事業運営計画書・人員配置計画書・施設に係る収支予算書等）を閲覧した。

イ 請求書及び支出命令書を閲覧した。

ウ 受託者からの勤務実績等の業務報告書を閲覧した。

⑦ 監査の結果

閲覧した資料の記載事項や整合性に問題となる点はなかった。

(10) 元気な遊びのひろば事業

① 事業の概要

児童及びその保護者が気軽に集い、相互に交流を深めることができる場、子どもたちが、安全に楽しく自由に遊べる場を提供することを基本理念として、子どもが遊べる施設を開設・運営する事業である。

② 施設の概要

施設名称	郡山市元気な遊びのひろば (愛称：ペップキッズこおりやま)
所在地	郡山市横塚一丁目1番3号
施設の開館時間及び休館日	開館時間 午前10時から午後6時まで 休館日 毎月第3水曜日とその翌日 年末年始
施設の使用料	無料
利用対象者	小学生以下の子どもとその保護者

③ 決算数値の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
共済費	477	—	—
賃金	2,908	—	—
旅費	13	10	10
需用費	10,319	7,776	11,146
役務費	141	134	130
委託料	70,637	69,243	73,022
使用料及び賃借料	25	25	24
備品購入費	544	—	—
償還金利子及び割引料	3,480	3,978	10,029
合計	88,544	81,167	94,362

④ 委託料の主な内容

郡山市は、郡山市元気な遊びのひろばの運営を認定特定非営利活動法人郡山ペップ子育てネットワークに委託している。

委託先	認定特定非営利活動法人郡山ペップ子育てネットワーク
代表者	理事長 菊地 信太郎
所在地	郡山市横塚一丁目1番3号
契約金額(年額)	57,200,000円(消費税込)
契約期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
業務内容	ペップアクティブの運営(利用者対応及び遊び場の安全・衛生管理、感染症対策等に関する事) ペップキッチンの運営(調理体験教室の開催) 団体利用に関する事 子育てに資する活動に関する事 食育啓発活動に関する事 スタッフ等育成研修に関する事等

⑤ 施設の利用状況等

ア 令和3年度の施設利用者の延べ人数

(単位：人)

施設名	大人	子ども	合計
ペップアクティブ	34,224	40,225	74,449
ペップキッチン	3,867	4,762	8,629
合計	38,091	44,987	83,078

イ 過去5年間の利用者の推移

(単位：人)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数	308,401	314,666	278,671	61,394	83,078
(ペップアクティブ)	(296,072)	(301,803)	(267,085)	(57,837)	(74,449)
(ペップキッチン)	(12,329)	(12,863)	(11,586)	(3,557)	(8,629)

⑥ 監査の実施

- ア 業務委託契約書及び仕様書などの契約関係書類を閲覧した。
- イ 検査証、業務委託完了届、請求書、支出命令書などの支払い関係書類を閲覧した。
- ウ 業務委託報告書（利用者集計表、出勤簿の写し、事故・怪我件数表、業務報告書等）

⑦ 監査の結果

閲覧した書類の記載事項や整合性について問題は認められなかった。

(11) 希望ヶ丘児童センター事業

① 事業の概要

指定管理者は、社会福祉法人郡山市社会福祉事業団であり、郡山市希望ヶ丘児童センターを含めた希望ヶ丘地区の3つの福祉施設を管理している。

② 施設等の概要

名称	希望ヶ丘児童センター
所在地	郡山市希望ヶ丘1-19
施設の開館時間及び休館日	開館時間 午前9時30分から午後6時まで 休館日 日曜日、祝日、年末年始
施設の使用料	無料
利用対象者	乳幼児～高校生
指定管理者	社会福祉法人郡山市社会福祉事業団

③ 決算数値の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
委託料	—	—	19,939
負担金補助及び交付金	—	—	13
合計	—	—	19,951

※令和元年度及び令和2年度はこども政策課の管轄であったため上表では「—」としている。

④ 委託料の主な内容

指定管理者	社会福祉法人 郡山市社会福祉事業団
代表者（契約当時）	理事長 佐藤 親
所在地	郡山市朝日一丁目29番9号
契約金額（5年総額）	115,839,000円（消費税込） うち希望ヶ丘児童センターの管理費見合い分は19,951,424円である。
契約期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日（5年間）
対象施設	郡山市更生園 郡山市立希望ヶ丘学園 郡山市希望ヶ丘児童センター
業務内容	施設運営に関する業務 利用料金の収受等に関する業務 備品及び物品に関する業務 健全な遊びを通した子どもの集団的及び個別的指導に

	関する業務 子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成及び助長に関する業務 育児支援事業に関する業務 絵本の読み聞かせに関する業務
--	--

⑤ 施設の利用状況等

(単位：人)

性別	幼児	大人	小学 1年	小学 2年	小学 3年	上学年	中高生	合計
男	2,877	773	492	1,114	854	1,205	152	7,467
女	2,598	3,756	1,050	603	228	1,663	253	10,151
計	5,475	4,529	1,542	1,717	1,082	2,868	405	17,618

⑥ 監査の実施

ア 契約関係について、運営管理に関する協定書及び仕様書などの契約関係書類を閲覧した。

イ 実施業務について、郡山市希望ヶ丘センターに係る月報を閲覧した。

⑦ 監査の結果

閲覧した資料の記載事項や整合性に問題となる点はなかった。

⑧ 指摘または意見

特になし

第4 保育課

1 事務分掌

令和3年4月1日現在の保育課の事務分掌は以下のとおりである。

(保育所管理係)

1. 公立保育所に関する事。
2. 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（保育所に勤務するものに限る。）の任免に関する事。

(保育認定係)

1. 子どものための教育・保育給付（確認を除く。）に関する事。
2. 放課後児童クラブに関する事（入会等に関する事に限る。）

(保育料係)

1. 子育てのための施設等利用給付に関する事。
2. 私学振興（幼稚園に限る。）に関する事。
3. 幼稚園に関する事。（こども政策課の所管に係るものを除く。）

(保育事業支援係)

1. 認定こども園に関する事。（こども政策課の所管に係るものを除く。）
2. 保育所に関する事。（こども政策課の所管に係るものを除く。）
3. 家庭的保育事業等に関する事。（こども政策課の所管に係るものを除く。）

(保育所 25 箇所)

1. 公立保育所に関する事。

2 決算の状況

(1) 歳入の状況

(単位：円)

款	項	目	節	細節	平成31年度	令和2年度	令和3年度
分担金及び負担金					412,362,930	296,382,632	322,672,152
負担金					412,362,930	296,382,632	322,672,152
民生費負担金					412,362,930	296,382,632	322,672,152
児童福祉費負担金					412,362,930	296,382,632	322,672,152
保育所入所者負担金					401,747,280	285,998,840	312,911,300
保育所延長入所者負担金					1,083,700	991,800	865,500
一時預かり事業入所者負担金					8,521,700	7,212,800	6,691,400
広域委託保育入所者負担金					0	74,100	0
広域入所施設負担金					0	2,610	0
保育所入所者負担金・滞納繰越分					1,010,250	2,102,482	2,203,652
保育所延長保育入所者負担金・滞納繰越分					0	0	300
使用料及び手数料					323,398,319	211,829,706	207,292,206
使用料					323,357,569	211,795,456	207,252,206
民生使用料					323,357,569	211,795,456	207,252,206
児童福祉使用料					323,357,569	211,795,456	207,252,206
保育所入所者使用料					321,636,450	200,126,950	197,582,670
保育所入所者使用料・滞納繰越分					1,639,140	2,533,040	2,581,490
児童福祉施設行政財産目的外使用料					81,979	72,516	72,516
広域委託保育入所者使用料					0	9,062,950	7,015,530
手数料					40,750	34,250	40,000
民生手数料					40,750	34,250	40,000
児童福祉手数料					40,750	34,250	40,000
その他の証明手数料					40,750	34,250	40,000
国庫支出金					2,866,978,117	3,736,158,570	3,735,635,943
国庫負担金					2,284,761,260	3,090,121,327	3,377,044,830
民生費国庫負担金					2,284,761,260	3,090,121,327	3,377,044,830
児童福祉費国庫負担金					2,284,761,260	3,090,121,327	3,377,044,830
子どものための施設等利用給付交付金					0	877,777,000	940,939,200
子どものための教育・保育給付交付金					2,284,761,260	2,212,344,327	2,436,105,630
国庫補助金					582,123,857	646,027,243	358,573,113
民生費国庫補助金					579,468,857	646,027,243	358,573,113
児童福祉費国庫補助金					579,468,857	646,027,243	358,573,113
子ども・子育て支援交付金					70,710,000	87,277,000	79,556,000
被災者支援総合交付金					252,770,000	264,335,000	126,157,000
保育対策総合支援事業費国庫補助金					44,523,757	133,643,243	114,996,000
地方創生臨時交付金					0	49,542,000	4,971,000
保育所等整備交付金					97,897,000	111,230,000	0
子ども・子育て支援整備交付金					12,507,000	0	0
幼稚園就園奨励費国庫補助金					95,854,100	0	0
子どものための教育・保育給付災害臨時特例国庫補助金					3,207,000	0	0
社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金					2,000,000	0	0
保育士等処遇改善臨時特例交付金					0	0	32,893,113

	災害復旧費国庫補助金	2,655,000	0	0
	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金	2,655,000	0	0
	社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金	2,655,000	0	0
委託金		93,000	10,000	18,000
	民生費委託金	93,000	10,000	18,000
	児童福祉費委託金	93,000	10,000	18,000
	厚生労働統計調査国庫委託金	93,000	10,000	18,000
県支出金		1,245,098,710	1,971,649,253	1,526,997,765
県負担金		1,011,100,316	1,364,809,162	1,422,124,117
	民生費県負担金	1,011,100,316	1,364,809,162	1,422,124,117
	児童福祉費県負担金	1,011,100,316	1,364,809,162	1,422,124,117
	子育てのための施設等利用給付費県負担金	0	438,888,500	425,469,600
	子どものための教育・保育給付費県負担金	1,011,100,316	925,920,662	996,654,517
県補助金		233,998,394	606,840,091	104,873,648
	民生費県補助金	233,998,394	606,840,091	104,873,648
	児童福祉費県補助金	233,998,394	606,840,091	104,873,648
	子ども・子育て支援県交付金	47,235,000	51,716,000	50,886,000
	保育対策総合支援事業費県補助金	7,428,000	9,950,000	12,749,000
	フッ化物洗口事業費県補助金	510,000	449,000	14,000
	安心こども基金特別対策事業費県補助金	76,700,000	439,772,000	0
	認定こども園施設整備県交付金	0	0	0
	保育所等ICT化推進事業費県補助金	822,000	900,000	900,000
	子ども・子育て支援整備県交付金	29,183,000	0	0
	施設型給付費地方単独費県補助金	14,929,394	29,502,865	37,442,648
	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援県交付金	0	58,746,226	0
	子ども・子育て支援事業費県補助金	57,191,000	15,804,000	2,882,000
雑収入		26,186,990	53,933,771	53,036,492
雑収		26,186,990	53,933,771	53,036,492
雑収		26,186,990	53,933,771	53,036,492
	室費徴収金	26,655,030	52,640,250	51,893,900
	公立保育所食材料費実費収入	26,655,030	52,402,450	51,379,000
	保育所広域入所食材料費実費収入	0	114,300	156,300
	公立保育所食材料費実費収入・滞納繰越分	0	123,500	358,600
雑収		531,960	1,293,521	1,142,592
	私用光熱水料	0	0	5,342
	日本スポーツ振興センター納付金（保護者負担分）	531,960	539,500	519,480
	病児・病後児保育広域連携事業費負担金	0	130,000	415,000
	補助金等過年度戻入金	0	469,685	52,770
	雑入	0	250	0
	施設型給付費地方単独費用県補助金	0	154,086	0
	こおりやま保育士応援一時金過年度返還金	0	0	150,000

(2) 歳出の状況

(単位：円)

款	項	目	大事業	中事業	平成31年度	令和2年度	令和3年度
民生費					8,607,424,696	10,324,768,648	10,338,786,491
	児童福祉費				8,607,424,696	10,324,768,648	10,338,786,491
		保育費			8,607,424,696	10,324,768,648	10,338,786,491
			職員給与費		1,920,240,601	2,236,882,341	2,310,331,267
			保育課職員給与費		1,920,240,601	2,236,882,341	2,310,331,267
		児童福祉総務費			87,598,112	128,952,598	160,732,054
			保育士・保育所支援センター事業費		43,829,250	77,743,798	136,150,854
			保育課管理事務費		24,633,462	51,208,800	20,214,200
			保育所広域入所委託事業費		19,135,400	0	0
			保育ビジョン策定事業費		0	0	4,367,000
		公立保育所費			671,010,330	436,760,755	498,963,287
			公立保育所児童カウンセリング事業費		916,823	459,005	314,674
			公立保育所給食放射線物質測定事業費		77,598,938	90,253,758	55,332,463
			公立保育所地域ふれあい事業費		3,601,937	1,878,072	2,209,209
			公立保育所延長保育事業費		28,468,924	354,501	321,891
			公立保育所就学前集団施設フッ化物洗口事業費		179,445	193,185	201,338
			保育所ICT化推進事業費		1,662,420	4,200,736	20,237,001
			公立保育所保育料徴収事務費		704,601	743,971	1,011,272
			保育所運営管理費		197,922,049	187,522,919	223,525,507
			保育所維持管理費		279,553,479	145,102,638	109,030,632
			保育所改修費		77,637,400	3,685,000	84,920,300
			公立保育所保育元気アップ支援事業費		2,764,314	2,366,970	1,859,000
		民間認可保育所費			4,316,464,309	5,146,572,740	5,005,637,039
			民間認可保育所児童カウンセリング事業費		607,910	461,892	356,701
			保育所等給食放射線物質測定事業費		123,154,533	134,340,535	85,459,135
			特定教育・保育施設等補助事業費		5,560,244	27,821,584	29,475,450
			認可保育所等整備補助事業費		229,821,000	637,676,000	0
			民間認可保育所延長保育事業費		15,392,916	13,886,528	16,515,378
			新規参入事業者巡回支援事業費		2,275,920	1,243,000	1,672,000
			民間認可保育所地域ふれあい事業費		716,400	430,000	460,000
			民間認可保育所就学前集団施設フッ化物洗口事業費		199,000	147,000	134,000
			民間認可保育所施設型・地域型保育給付費		3,925,313,306	4,318,285,001	4,789,186,369
			民間認可保育所保育元気アップ支援事業費		13,423,080	12,281,200	12,500,000
			認可保育所等障害児保育補助事業費		0	0	46,728,500
			保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費		0	0	23,149,506

認可外保育施設費	227,240,154	314,798,631	241,370,579
保育所等保育料無料化・軽減等事業費	184,802,657	21,379,264	16,319,926
多子世帯保育料軽減等事業費	16,426,689	15,268,110	12,181,317
認可外保育施設基本配布事業費	440,812	0	0
認可外保育施設支援事業費	0	29,579,285	18,466,015
私立保育園運営費補助事業費	14,283,000	12,878,000	9,182,000
事業所内保育施設支援事業費	1,079,699	0	0
認可外保育施設就学前集団施設フッ化物洗口事業費	0	0	14,000
認可外保育施設児童カウンセリング事業費	116,067	118,217	297,288
認可外保育施設給食放射性物質測定事業費	2,450,000	0	0
認可外保育施設入所児童保護者災害給付事業費	972,230	0	0
認可外保育施設事故防止推進事業費	289,000	0	0
保育所等幼児教育・保育無償化事業費	0	230,349,455	181,386,033
認可外保育施設ICT化推進事業費	0	0	900,000
認可外保育施設保育元気アップ支援事業費	6,380,000	5,226,300	2,624,000
特別保育推進事業費	174,232,560	159,082,106	150,578,318
一時預かり事業費	79,378,360	91,970,275	82,571,149
病児・病後児保育事業費	94,854,200	62,311,831	66,766,169
医療的ケア児保育支援事業費	0	4,800,000	1,241,000
私立幼稚園費	1,210,638,630	1,901,719,477	1,971,173,947
私立幼稚園運営費補助事業費	118,504,896	109,179,400	104,851,000
私立幼稚園教職員研修費補助事業費	700,000	700,000	700,000
幼稚園就学前集団施設フッ化物洗口事業費	131,000	109,000	108,000
幼稚園児童カウンセリング事業費	348,203	354,651	475,660
幼稚園施設型・地域型保育給付費	108,351,703	226,872,555	276,275,418
幼稚園幼児教育・保育無償化事業費	680,920,008	1,552,169,771	1,581,815,869
私立幼稚園就園奨励費補助事業費	288,499,320	0	0
幼稚園保育元気アップ支援事業費	13,183,500	12,334,100	6,948,000

3 主な歳出の状況

保育課の歳出を下記のように事業単位で集計し、主に、予算金額が10,000千円以上の事業及び予算の執行率が低い事業等を任意に抽出して監査手続を実施した。

(単位：千円)

No	事業名	令和3年度 予算額	令和3年度 決算額	執行率 (%)
1	保育士・保育所支援センター事業	190,407	136,151	71.5
2	保育所等児童カウンセリング事業	3,213	1,444	45.0
3	郡山市保育所等給食放射性物質検査事業	126,158	93,406	74.0
4	保育所地域ふれあい事業	4,754	2,669	56.1
5	延長保育事業	20,590	11,274	54.8
6	保育所改修事業	93,714	84,920	90.6
7	施設型・地域型保育給付費	5,267,636	5,065,462	96.2
8	特定教育・保育施設等補助事業	27,035	29,475	109.0
9	新規参入事業者巡回支援事業	3,050	1,672	54.8
10	幼児教育・保育無償化事業	1,930,772	1,763,202	91.3
11	多子世帯保育料軽減事業	19,309	12,181	63.1
12	認可外保育施設支援事業	19,782	18,466	93.2
13	私立保育園運営費補助金	13,631	9,182	67.4
14	一時預かり事業	95,589	83,016	86.8
15	病児・病後児保育事業	73,642	66,766	90.7
16	私立幼稚園運営費補助事業	110,042	104,851	95.3
17	就学前集団施設フッ化物洗口事業	1,976	457	23.1

18	保育所 ICT 化推進事業	26,010	20,237	77.8
19	民間認可・認可外保育施設における ICT 化推進事業	6,000	5,400	90.0
20	医療的ケア児保育支援事業	10,028	1,241	12.4
21	認可保育所等障害児保育補助事業費	50,700	46,729	92.2
22	郡山市保育・幼児教育ビジョン策定事業	4,367	4,367	100.0

4 監査の結果及び意見

(1) 保育士・保育所支援センター事業

① 予算額及び決算額等

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
予算額(※)	111,933	190,407
決算額	77,744	136,151
未執行予算額	34,189	54,256
執行率	69.5%	71.5%

② 事業概要等

(1) 事業概要

安定的に保育士を確保するため、潜在保育士の掘り起こし等を行うとともに、研修開催等就労支援を行うため、保育士・保育所支援センターを運営する。

また、保育人材確保にかかる補助事業等を実施する。

(2) 令和3年度予算の主な内容

○保育士宿舍借り上げ事業費補助金

事業概要	保育士の就職継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的として、保育所等の事業者が保育士用の宿舍を借り上げる費用の一部を補助する。
補助限度額	【補助金額】1戸当たり39,700円/月(家賃上限53,000円/月) 【負担割合】国：1/2 市：1/4 事業者：1/4
対象施設	民間認可保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育
対象となる保育士	・保育所等に勤務する常勤の保育士(正規雇用) ・保育所等に採用された日の年度初日から起算して5年以内(国は10年以内)
R3予算額	37,683千円(国1/2) 32施設(100人)分

○こおりやま保育士応援一時金

事業の概要	市内の民間認可保育施設等への就職を促進し、保育の提供に携わる人材の確保や職場定着を図るため、一定の期間勤続する保育士等に対し、一時金を支給する。
一時金の額	100,000円
対象施設	民間認可保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育
対象となる保育士	・市内の民間認可保育施設に1年以上勤務すること。 ・就労時間が一日につき6時間以上かつ一月につき20日以上であること。 ・過去1年以内に、市内の他の認可保育施設で勤務したことがないこと。 ・過去に本一時金の交付を受けていないこと。

事業期間	3年間（令和4年度まで）
R3 予算額	10,000 千円（100 千円×100 人）

○保育補助者雇上強化事業補助金（保育補助者）

事業概要	<p>保育補助者を雇用した施設又は事業者に対し、その費用の一部を補助する。</p> <p>【保育補助者】 保育士資格を有してはいないが、国が定める子育て支援員研修等の必要な研修を受講している又はこれと同等の知識及び技能があると市が認めている者（令和3年度から短時間勤務要件廃止）</p>
対象施設	民間認可保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業
見込施設数	47 施設（87 人）
補助基準額	1 か所当たり 定員 121 人未満：年額 2,333,000 円 定員 121 人以上：年額 4,666,000 円
R3 予算額	111,984 千円（国 3/4） 47 施設（87 人）分

○保育体制強化事業費補助金（保育支援者）

事業概要	<p>保育支援者を配置する保育所に対し、その費用の一部を補助する。</p> <p>【保育支援者】 保育士資格を有せず、清掃や給食の配膳・あとかたづけ、寝具の用意・あとかたづけ、その他保育士の負担軽減に資する業務を行う者。</p>
対象施設	民間認可保育所、幼保連携型認定こども園
見込施設数	28 施設（33 人）
補助基準額	1 か所当たり 月額 100,000 円（年額 1,200,000 円） ※国は、園外活動時の見守り等にも取り組む場合、1 か所当たり月額 150,000 円
R3 予算額	30,000 千円（県 3/4） 28 施設（33 人）分

(3) 保育士・保育所支援センターのマッチング件数等

項目	平成 25 年度～ 平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	累計	
相談者数	2,230 人	400 人	227 人	293 人	3,150 人	
新規登録者数	452 人	52 人	51 人	53 人	608 人	
就職件数 (マッチング)	329 件	67 件	72 件	89 件	557 件	
内 訳	公立	174 件	43 件	29 件	33 件	279 件
	民間認可	55 件	11 件	39 件	49 件	154 件
	認可外	35 件	0 件	3 件	2 件	40 件
	その他	65 件	13 件	1 件	5 件	84 件

③ 監査の結果及び意見等

補助金の詳細は、「5 個別論点(7)保育事業等に係る補助金交付の状況について①保育補助者雇上強化事業費補助金及び②保育体制強化事業費補助金及び③保育士宿舍借り上げ事業費補助金」を参照。

郡山市では、令和3年11月に「郡山市保育・幼児教育ビジョン」を策定しているが、その際の基礎資料とするために、施設、保育者及び保護者に以下のようなアンケートを実施している。

① 施設アンケート	
対 象	公立保育所、民間認可保育所、民間認可小規模・事業所内保育事業、民間認可認定こども園、民間認可外保育施設、幼稚園
依頼方法	施設あてに調査票及び回答票を電子メールにて送付
実施期間	2021（令和3）年3月8日～3月24日
回収方法	回答票を電子メールにて返送
回 答 数	125
② 保育者アンケート	
対 象	アンケート対象施設の保育従業者
依頼方法	施設でチラシを回覧または配付
実施期間	2021（令和3）年3月8日～3月24日、5月6日～5月13日
回収方法	簡単電子申請またはFAX
回 答 数	611
③ 保護者アンケート	
対 象	アンケート対象施設の保護者
依頼方法	施設からチラシを配付
実施期間	2021（令和3）年3月1日～3月19日
回収方法	簡単電子申請
回 答 数	2,516

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしたことにより、保育・幼児教育施設が増加し、種類の多様化が進んでいる。保育・幼児教育の受け皿として多様な施設が増加する一方で、保育者は恒常的に不足し、令和3年3月の有効求人倍率は全職種1.12に対し保育士は2.67となっている。

保育士の登録者数は増加傾向にあることから、保育士の資格を有しながら保育所等で働いていない、いわゆる「潜在保育士」が多くいることも、保育士が不足する大きな要因であると考えられている。

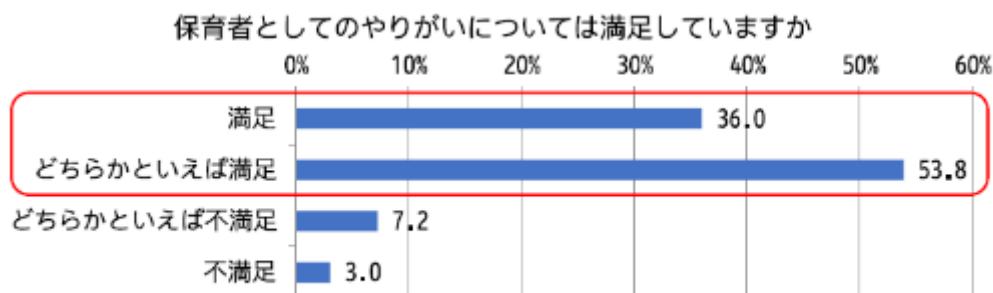
全国的に保育士が不足している中で、郡山市の施設においても施設運営上の課題として「保育士の確保」が1位となっている。保育者アンケートでは、約9割の保育者がやりがいについて満足しているものの、7割以上の保育者が一度は退職を考えたことがあるという結果となっている。

現在の施設での就業年数別にみると、辞めたいと「今も時々思う」「今も常に思う」人の割合が5年目～9年目が最も多く、保育業務以外の後輩指導や職場の人間関係、さらにはその責任の重圧等から、いわゆる中堅保育者の負担が重くなっていると推察される。

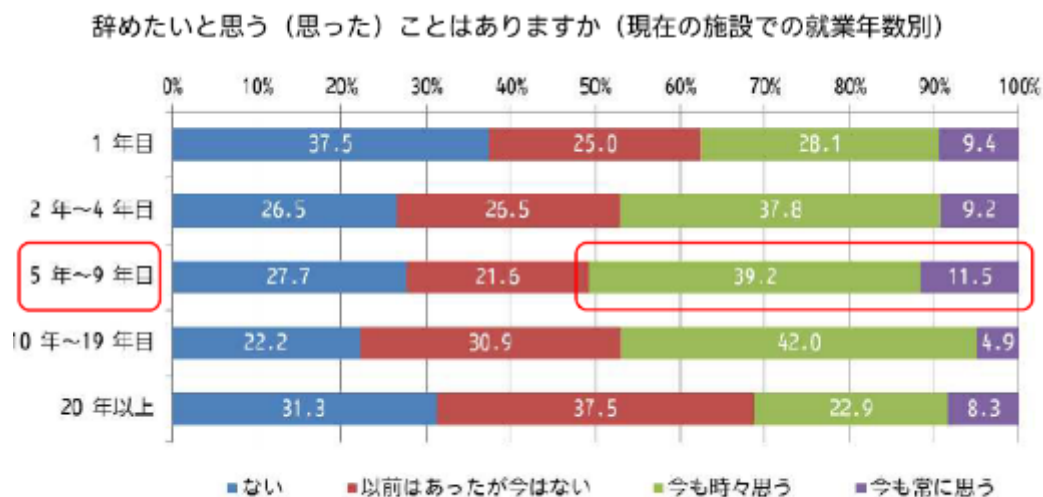
最近、全国的に報道される保育施設等での不祥事は、人員不足に起因する要因が多々あると考えられていることから、当該事業を引き続き重点政策とし保育人材確保に努められたい。

施設運営上の課題と感ずるもの上位3項目（複数回答）	
1位	保育者の確保（68.3%）
2位	保育者の資質の維持・向上（60.2%）
3位	障がいのある児童や特別な支援を要する児童への対応（57.7%）

資料：施設アンケート

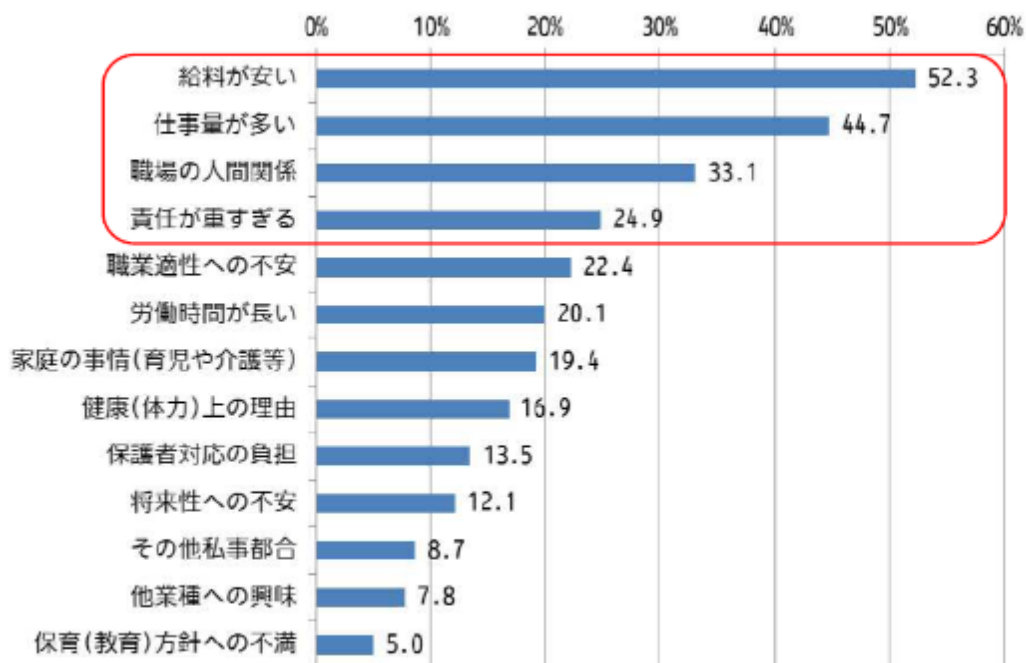


資料：保育者アンケート



資料：保育者アンケート

辞めたいと思う（思った）理由（複数回答）



資料：保育者アンケート

(2) 保育所等児童カウンセリング事業

① 事業概要等

(1) 事業目的

市内の保育所に在籍する児童で、集団生活に配慮が必要な児童の保護者及び保育士の相談に応じることにより児童の健やかな発育を図る。

- ・ 公立+民間 : 臨床心理士4名
- ・ 認可外+幼稚園 : NPO 法人ハートフル未来を育む会

- (2) 予算額 3,213 千円
 決算額 1,444 千円
 執行率 45.0%

(3) 郡山市保育所等給食放射性物質検査事業

① 予算額及び決算額等

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
予算額	221,884	126,158
決算額	174,496	93,406
未執行予算額	47,388	32,752
執行率	78.6%	74.0%

② 事業概要等

ア 事業目的

放射性物質測定器を導入した公立保育所、民間認可保育所において、食材の放射性物質検査を実施することにより、児童の内部被ばく防止や保護者等の不安解消に努める。

イ 給食検査業務の予算額について

対象：公立保育所 25 施設

(単位：千円)

費目	内容	金額	算出内訳
需用費	検査試料、機器修繕	12,308	機器修繕 1 台分
役務費	機器校正、システム移設	5,632	校正 23 台、移設 2 台
委託料	検査業務委託	31,214	25 施設
計		49,154	

対象：民間認可保育所 28 施設、小規模保育施設 14 施設、認定こども園 5 施設、郡山市希望ヶ丘学園 1 施設 (計 48 施設)

(単位：千円)

費目	内容	金額	算出内訳
役務費	機器校正、システム移設	1,694	校正 4 台、移設 22 台
委託料	検査業務委託	75,310	48 施設
計		77,004	

③ 監査の結果及び意見等

検出事項はなかった。

(4) 保育所地域ふれあい事業

① 事業概要等

ア 事業目的

家庭内で保育している家庭を含めた地域住民との交流や地域文化の伝承活動等をとおして、地域に開かれた保育所運営を図る。

イ 予算額 4,754 千円

決算額 2,669 千円

執行率 56.1%

(5) 延長保育事業

① 予算額及び決算額等

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	19,116	20,590
決算額	9,944	11,274
未執行予算額	9,172	9,316
執行率	52.0%	54.8%

② 事業概要等

ア 事業目的

保育標準時間認定（11 時間）または保育短時間認定（8 時間）を超える就労に対応するため時間を延長して保育を実施する。

イ 事業実績

（単位：延べ利用者数・実施施設数）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
公立	15,138 人 (18 施設)	13,667 人 (18 施設)	11,830 人 (18 施設)	10,494 人 (18 施設)	9,785 人 (18 施設)
民間認可	25,595 人 (39 施設)	23,580 人 (44 施設)	21,146 人 (49 施設)	18,930 人 (51 施設)	23,756 人 (57 施設)
計	40,733 人 (57 施設)	37,247 人 (62 施設)	32,976 人 (67 施設)	29,424 人 (69 施設)	33,541 人 (75 施設)

ウ 予算の内訳

公立：1,474 千円（おやつ代）

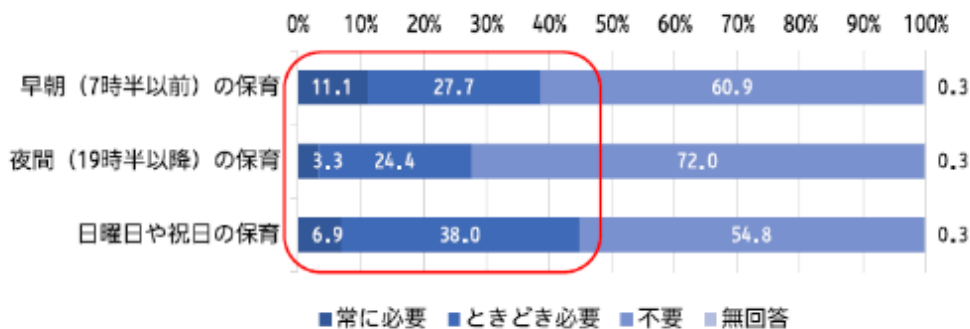
民間：19,116 千円（民間認可保育所補助金）

③ 監査の結果及び意見等

補助金の詳細は、「5 個別論点(7) 保育事業等に係る補助金交付の状況について①特定教育・保育施設等補助金」を参照。

郡山市では、平成 7 年から公立保育所における延長保育事業を開始し、現在では、18 施設で夕方 1 時間（保育標準時間の場合）の延長保育を実施し、日和田保育所では朝の延長保育も実施している。民間認可保育施設については、延長保育事業を実施する施設に対して補助金を交付しており、令和 3 年度の実施施設数は、69 施設中 57 施設である。

早朝や夜間、日曜・祝日の保育ニーズ



資料：保護者アンケート

全国的な動向と同様に、郡山市においても女性の就業率の増加に伴い、共働き世帯が増加している。また、世帯構成において、児童がいる核家族世帯やひとり親世帯の割合が増加傾向にあり、保護者アンケートでは、早朝や夜間、日曜・祝日の保育、施設利用中に体調不良となった場合の病児保育を求める意見が多い等、多様なニーズへの対応が求められている。そのため、延長保育については、上述の「(1)保育士・保育所支援センター事業」での保育体制の強化を前提に、より一層の施策の推進を検討されたい。

(6) 保育所改修事業

① 予算額及び決算額等

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
予算額	6,010	1,687
決算額	3,685	84,920
未執行予算額	2,325	△83,233
執行率	61.3%	5,033.8%

② 事業概要等

ア 令和3年度予算について

予算額：1,687千円

(内容) 柳橋保育所床改修工事

契約金額：1,568,600円

工期：令和3年6月11日～令和3年8月24日

③ 監査の結果及び意見等

当該事業に関する工事は建築課に執行委任をしている。

(7) 施設型・地域型保育給付費

① 事業概要等

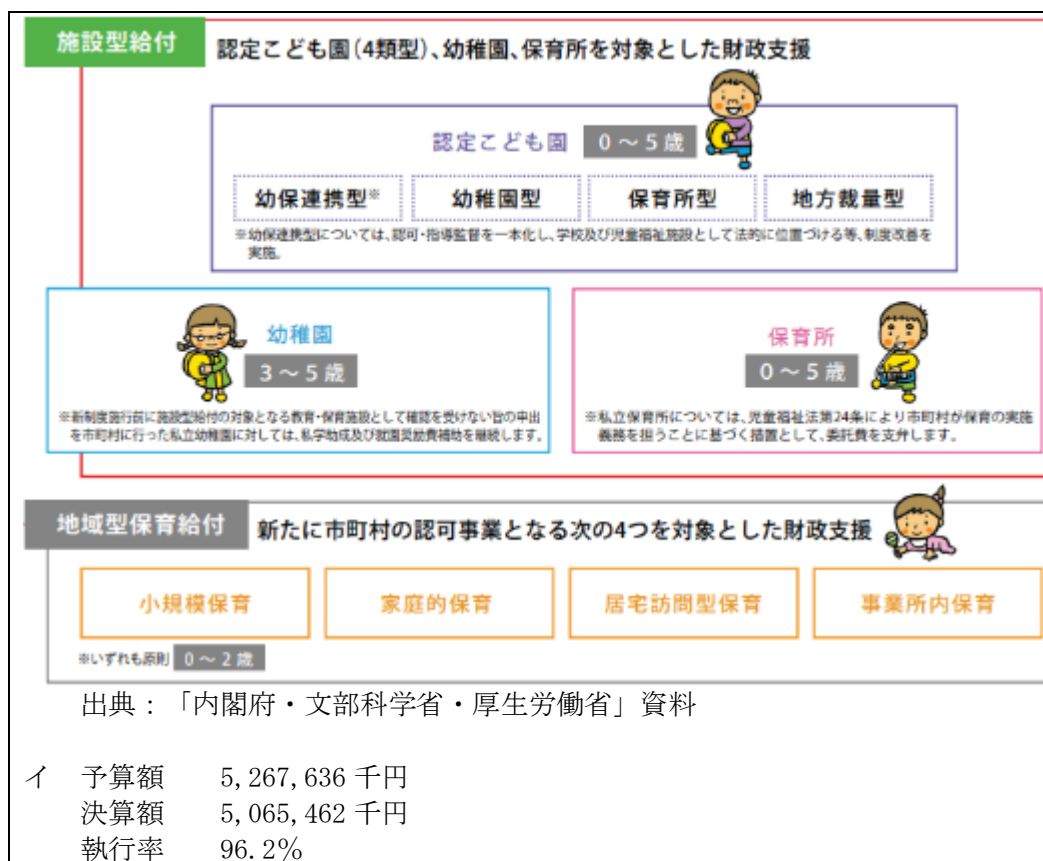
ア 事業概要

・地域型給付

今まで補助金を出す事業主として認可していなかった小規模保育園等に対し、補助金を出すことで、保育所不足を解消し、待機児童の数を減らそうという目的のある給付金制度。小規模保育園等が、各地域の子ども数や保護者の働き方の実情を反映して運営されている背景を受けて「地域型」という名称がつけられている。

・施設型給付

従来 of 財政支援は、保育所は厚生労働省から保育所運営費、幼稚園は文部科学省から私学助成・幼稚園就園奨励費、認定こども園は幼稚園部分・保育園部分それぞれに対して安心こども基金から運営費用というバラバラの支援であったが、平成27年から「施設型給付」として財政支援を一本化したもの。保護者に支払われるべき施設型給付は、保護者自身は請求することができず、各施設が保護者に代わって市町村に請求することになっている。



(8) 特定教育・保育施設等補助事業

① 予算額及び決算額等

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
予算額	30,715	27,035
決算額	27,822	29,475
未執行予算額	2,893	△2,440
執行率	90.6%	109.0%

② 事業概要等

ア 事業の概要

質が確保された安心安全な保育環境を確保するため、民間認可保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業に対して運営費補助（第三者評価、内部研修）する。

イ 第三者評価制度について

社会福祉法第78条の規定に基づき、社会福祉事業の経営者の提供するサービスの質を公平中立な第三者機関が客観的・専門的な立場から評価するものであり、受審した施設に対して実費負担分を補助するもの。

ウ 内部研修の補助について

保育士等の質を向上させる研修を行うために、外部から講師等を呼ぶ際の謝礼等の一部を補助するもの。

③ 監査の結果及び意見等

【意見】 第三者評価受審の促進について

社会福祉法第78条は「社会福祉事業の経営者は、自己評価の実施等によって自らの提供する福祉サービスの質の向上に努めなければならない」と自己評価について努力義務を規定している。

行政監査は、経営（財務）状況や福祉サービスの提供方法等、社会福祉施設の運営について定めた最低基準及び各種法令等を満たしているかについて、定期的に所管の行政庁が確認するものであるが、第三者評価は、事業者の経営理念、基本方針、職員の育成、地域との交流のほか、食事の提供方法や健康管理等の具体的なサービスについて評価するものである。したがって、事業者が実施するサービスの質に着目して行うという点で、行政監査と第三者評価は根本的に異なるものである。この第三者評価受審は以下のようなメリットがある。

- ・ 現在利用者へ提供しているサービスの質について改善すべき点が明らかになる。
- ・ 改善すべき点が明らかになるため、サービスの質の向上に向けた取り組みの具体的な目標設定が可能となる。
- ・ 第三者評価を受審する過程において、職員の自覚、改善意欲の醸成及び共有化が促進される。

なお、郡山市の過去5年間の第三者評価の受審状況は以下のとおりである。

過去5年間の第三者評価の受審状況 (単位：件)

第三者評価受審状況 (受審施設数)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	4	4	2	3	1

最近、全国的に保育施設等の不祥事が多く報道されている。不祥事の要因となる様々な問題を早急に洗い出す必要がある。受審する施設側の負担も考慮しつつも、積極的な受審を促すよう検討されたい。

(9) 新規参入事業者巡回支援事業

① 事業概要等

ア	事業の概要		
	子ども・子育て支援新制度において住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進めるにあたり、新規参入事業者への支援を行い、多様な事業者の能力を活用することで、地域ニーズに即した保育等の事業拡大を図る。		
イ	予算額	3,050千円	
	決算額	1,672千円	
	執行率	54.8%	

(10) 幼児教育・保育無償化事業

① 事業概要等

ア 事業の概要

無償化の概要

施設	対象児童	内容
認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、児童発達支援	2号認定の3歳以上児 (※1) 全員	保育料無償化
	1号認定の満3歳児(※2) 以上全員	
	2号・3号認定の市民税非課税世帯の0~2歳児 (※3)	
私立幼稚園 (子ども・子育て支援新制度未移行の園)	満3歳児以上 全員	保育料無償化 (月上限25,700円)
私立幼稚園の預かり保育 認定こども園(1号認定)の預かり保育	保育の必要性の認定を受けた世帯の3歳以上児 保育の必要性の認定を受けた市民税非課税世帯の満3歳児	預かり保育料無償化 (1日単価450円、3歳以上児の月上限11,300円、満3歳児の月上限16,300円)
認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業	保育の必要性の認定を受けた世帯の3歳以上児 保育の必要性の認定を受けた市民税非課税世帯の0~2歳児	保育料無償化 (3歳以上児：月上限37,000円、0~2歳児月上限42,000円)

(※1) 3歳以上児・・・年度の4月1日現在の年齢が3歳以上の児童です。年度途中で3歳になった場合、翌年度から無償化の対象となります。

(※2) 満3歳児・・・満3歳入園後の児童です。認定こども園の1号認定と幼稚園のみ、満3歳の正式入園後から無償化の対象となります。ただし、認定こども園や幼稚園の預かり保育は、保育の必要性の認定を受けた市民税非課税世帯を除き、4月1日現在の年齢が3歳以上の児童が無償化の対象となります。

(※3) 0~2歳児・・・年度の4月1日現在の年齢が0~2歳の児童です。

- 給食費や教材費、行事代、バス送迎代、延長保育料、PTA会費などは、保育料に含まれません。
(保護者負担)

(出典：郡山市 HP)

イ 無償化の対象者数と実績

令和3年度 給付費実績

(単位：千円)

種別	対象者数	令和3年度予算	令和3年度実績
認可保育所等	3,631人	—	—
認可外保育施設	429人	278,139	166,319
幼稚園	4,793人	1,603,740	1,423,858
計	5,222人	1,881,899	1,590,177

ウ 予算額 1,930,772千円 (需用費や役務費等を含めた事業費総額)
 決算額 1,763,202千円 (需用費や役務費等を含めた事業費総額)
 執行率 91.3%

(11) 多子世帯保育料軽減事業

① 予算額及び決算額等

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
予算額	20,535	19,309
決算額	15,269	12,181
未執行予算額	5,266	7,128
執行率	74.4%	63.1%

② 事業概要等

ア 事業の概要

多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、認可外保育施設に入所している郡山市に住所を有する者で、保護者が現に養育している満18歳に満たない者が2人以上いる世帯において、第2子で3歳未満の者に月額保育料の4分の1の額または月額5,000円を、第3子以降は2分の1の額または月額10,000円のいずれか低い額を補助する。

平成28年度より、それまでの第3子以降から、第2子以降からに補助の拡充を行っている。

イ 予算の内訳

令和3年度予算 19,309千円 (郵便41千円含)

区分	備考
第2子	月額5千円(年額6万円)を上限 230人×5千円×9.68か月=11,132千円
第3子	月額1万円(年額12万円)を上限 90人×10千円×9.04か月=8,136千円

ウ 令和3年度の実績について

区分	対象施設	交付件数(件)	実績額(千円)
第2子	31施設	159	7,552
第3子		51	4,604
計		210	12,156

③ 監査の結果及び意見等

補助金の詳細は、「5個別論点(7)保育事業等に係る補助金交付の状況について

て④多子世帯保育料軽減補助金」を参照。

(12) 認可外保育施設支援事業

① 予算額及び決算額等

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
予算額	1,710	19,782
決算額	29,580	18,446
未執行予算額	△27,870	1,336
執行率	1,729.8%	93.2%

② 事業概要等

- ア 事業の概要
- ・絵本配布事業
市内の認可外保育施設（指導監督基準を満たさない施設は除く）に対して、1施設当たり10,000円以内の範囲で絵本を配布する事業である。
 - ・事業所内保育施設屋内遊具譲渡事業
本市の就労環境を整え、経済活動の基盤として一助を担っている事業所内保育施設において、原発震災後のストレス緩和とともに体力低下が懸念される児童に対して屋内遊具等を譲渡することで、心身ともに健全な児童を育み、事業所内保育施設の保育環境の充実を図る。施設が選んだ上限5万円までの遊具等を配布する。
 - ・新型コロナウイルス感染防止補助金
認可外保育施設において新型コロナウイルス感染防止のために必要な経費の一部を補助する。
- イ 予算の内訳
- ・絵本配布事業
実施予定施設 49施設 490千円
 - ・事業所内保育施設屋内遊具譲渡事業
実施予定施設 26施設 1,300千円
 - ・新型コロナウイルス感染防止補助
予算額（補正後） 15,800千円

③ 監査の結果及び意見等

補助金の詳細は、「5個別論点(7)保育事業等に係る補助金交付の状況について⑮保育施設等新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金」を参照。

(13) 私立保育園運営費補助金

① 予算額及び決算額等

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
予算額	15,455	13,631
決算額	12,878	9,182
未執行予算額	2,577	4,449
執行率	83.3%	67.4%

② 事業概要等

ア 事業の概要

多様な保育サービスを提供しようとする私立保育園の運営費の助成を行うため、私立保育園連絡協議会へ補助金を支出する事業である。

イ 実績額

(単位：円)

項目		令和3年度予算	令和3年度決算	
		13,631,000	9,182,000	
補助金	施設割額	50人未満 (13園)	150,000	1,650,000
		50人以上 (1園)	175,000	175,000
		100人以上 (0園)	200,000	0
	児童割額	0歳児 (26人)	50,500	909,000
		1、2歳児 (194人)	28,500	2,964,000
		3歳児以上 (238人)	13,000	2,184,000
	延長保育加算 (13園)		90,000	900,000
	研修費補助金		400,000	400,000
運営費補助返金額				
対象園児数		458人	290人	
園児1人あたり補助金額		29,762	31,662	
3歳児以上の園児1人あたりの補助金額		21,068	23,776	

③ 監査の結果及び意見等

補助金の詳細は、「5個別論点(7)保育事業等に係る補助金交付の状況について②私立保育園運営費補助金及び③私立保育園職員研修費補助金」を参照。

(14) 一時預かり事業

① 予算額及び決算額等

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
予算額	103,439	95,589
決算額	92,177	83,016
未執行予算額	11,262	12,573
執行率	89.1%	86.8%

② 事業概要等

ア 事業の概要

パート就労や傷病、育児ストレス解消等の保育ニーズに合わせて、保育所及び地域子育て支援センター・ニコニコ子ども館、幼稚園等における一時預かり保育の充実を図る。

イ 一般型一時預かり事業の委託状況について

公立施設(5施設)。通常保育における保育士確保が課題となっている現状をふまえ委託により実施。

施設名	受託者	契約期間	契約金額
柴宮保育所	(委託) 株式会社太陽メンテナンス	令和元年度から 令和3年度まで	71,557,500円
大成保育所			60,207,000円
ニコニコ子ども			

館			
西部地域子育て支援センター	(指定管理) 太陽・プチママン企業共同体	令和元年度から 令和5年度まで	199,988,360円
北部地域子育て支援センター			(内一時預かり分) 約83,315,000円

民間施設（令和3年度実施：5施設）

施設名	所在地	備考
郡山婦人会保育所	堂前町	
ナーサリールームまんまびあ本園	大槻町三ツ担	
郡山どろんこ保育園	開成三丁目	
大町キッズベース	大町	
なみきッズ保育園	並木一丁目	企業主導型保育事業

利用延べ人数

(単位：人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
公立施設	継続型	3,830	3,733	3,049
	緊急・一時型	459	276	254
	私的理型	7,151	5,785	6,266
	小計	11,440	9,794	9,569
民間施設	継続型	1,902	905	1,813
	緊急・一時型	92	32	
	私的理型	1,145	1,069	
	小計	3,139	2,006	1,813
合計	継続型	5,732	4,638	/
	緊急・一時型	551	308	
	私的理型	8,296	6,854	
	小計	14,579	11,800	

ウ 公立施設の利用区分等

利用区分	利用条件	利用期間
継続型	保護者の短時間勤務等により、家庭での保育が断続的に困難となる場合	月15日以内
緊急・一時利用型	保護者の事故、出産、傷病等のやむを得ない理由により緊急に保育が必要となる場合	原則利用初日から30日以内
私的理型	保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を軽減するなどの理由により保育が必要となる場合	月3日以内

エ 幼稚園型一時預かり事業について

(ア) 事業概要

在園児（3～5歳）の預かり保育や未就園児（2歳児）のプレ保育等を実施している幼稚園の知見を活かし、待機児童解消に向けた取り組みを一層強化・推進する観点から、平成30年度に国の一時預かり事業実施要綱が改正され、創設された補助事業

- (イ) 対象となる幼稚園
新制度園（R3.4月時点1園）及び私学助成園（R3.4月時点28園）
- (ウ) 対象となる児童
保護者の就労等の理由により、保育の必要性（3号認定）を受けた満2歳児
- (エ) 事業推進状況
現在、3園が実施。さらに他の園にも市から参加を呼び掛けている。

令和3年度実績 (単位：人)

No	施設名	利用定員	利用者(延べ利用者数)
1	セントポール幼稚園	6	1 (194)
2	開南幼稚園	8	3 (201)
3	安積町つつみ幼稚園	10	2 (214)
	合計	24	6 (609)

③ 監査の結果及び意見等

補助金の詳細は、「5個別論点(7)保育事業等に係る補助金交付の状況について⑦一般型一時預かり事業補助金及び⑧幼稚園型一時預かり事業補助金」を参照。

(15) 病児・病後児保育事業

① 予算額及び決算額等

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
予算額	74,511	73,642
決算額	62,311	66,766
未執行予算額	12,200	6,878
執行率	83.6%	90.7%

② 事業概要等

ア 事業の概要

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の治療中または病気の回復期にある児童を集団保育が可能となるまでの間、専用施設において保育する。

イ 補助金交付額

(単位：千円)

	令和2年度決算額	令和3年度予算額	令和3年度決算額
菊池医院	23,618	37,262	23,079
チルドレンクリニック	10,689	11,583	10,595
いいもり子ども医院	10,119	11,569	11,996
わんぱくさいとうこども医院	11,539	11,569	11,041
運営費補助金計	55,965	71,983	56,711
施設整備補助金	0	0	0
病児保育利用者補助金	1,310	600	2,506
新型コロナ補助金	2,000	960	1,200
印刷製本費（リーフレット）	0	99	99
前年度補助金返還金	1,103	0	6,250
新型コロナ消耗品購入費	1,933	0	0
計	62,311	73,642	66,766

利用延べ人数		(単位：人)		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
菊池医院	1,765 (31)	1,155 (48)	1,581 (19)	
チルドレンクリニック	572 (2)	305 (0)	523 (0)	
いいもり子ども医院	427 (7)	314 (3)	445 (36)	
わんぱくさいとうこども医院	429 (0)	194 (6)	348 (0)	
計	3,193 (40)	1,968 (57)	2,897 (55)	

カッコ内は利用延べ人数のうち、低所得者減免の人数

③ 監査の結果及び意見等

補助金の詳細は、「5 個別論点(7) 保育事業等に係る補助金交付の状況について⑨病児保育事業費補助金」を参照。

(16) 私立幼稚園運営費補助事業

① 予算額及び決算額等

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
予算額	111,672	110,042
決算額	109,179	104,851
未執行予算額	2,492	5,191
執行率	97.8%	95.3%

② 事業概要等

ア 事業の概要

幼児教育の振興を図るため私立幼稚園の運営費を補助し、教育環境及び内容の維持・向上と保護者負担の軽減等を目的としている。

実績の推移

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度予算	令和3年度実績
幼稚園数	31 園	29 園	28 園	28 園
定員数	6,935 人	6,295 人	6,195 人	6,195 人
園児数 (※)	4,954 人	4,541 人	4,737 人	4,311 人
補助交付額	118,364 千円	109,180 千円	110,042 千円	104,851 千円

(※) 学校基本調査 (5月1日時点)

③ 監査の結果及び意見等

補助金の詳細は、「5 個別論点(7) 保育事業等に係る補助金交付の状況について⑤私立幼稚園運営費補助金」を参照。

(17) 就学前集団施設フッ化物洗口事業

① 事業概要等

ア	事業の概要
	就学前施設でのフッ化物による洗口（ブクブクうがい）を実施する。
イ	予算額 1,976 千円
	決算額 457 千円
	執行率 23.1%
【詳細は、「5 個別論点(7)保育事業等に係る補助金交付の状況について⑩就学前集団施設フッ化物洗口事業補助金」を参照】	

(18) 保育所 ICT 化推進事業

① 事業概要等

ア	事業の概要
	公立保育所において保育士が不足する中、ICT を活用した業務の効率化により、保育士本来の保育業務に専念できる環境を充実させ、保育の質の向上を図るとともに、保護者の利便性の向上を図る。
イ	予算額 23,753 千円
	決算額 20,237 千円
	執行率 85.2%

当初予算の内訳 (単位：千円)

予算費目	予算額	内容
需用費	746	IC カード、カードケース代
使用料及び賃借料	12,064	保育業務支援システム賃貸借及び保守
備品購入費	13,200	ノート PC
計	26,010	

補正予算の内訳 (単位：千円)

予算費目	予算額	内容
需用費	6,936	ノート PC、モバイルルーター
役務費	502	SIM 通信料
委託料	164	無線環境初期設定
使用料及び賃借料	3,341	保育業務支援システム賃貸借及び保守
計	10,943	

(19) 民間認可・認可外保育施設における ICT 化推進事業

① 事業概要等

ア	事業の概要
	保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務の ICT 化を行うために必要なシステム及び機器等の導入費用の一部を補助し、保育従事者の業務負担軽減を図る。
イ	予算額 6,000 千円
	決算額 5,400 千円
	執行率 90.0%

(20) 医療的ケア児保育支援事業

① 予算額及び決算額等

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
予算額	7,919	10,028
決算額	4,800	1,241
未執行予算額	3,119	8,787
執行率	60.6%	12.4%

② 事業概要等

ア 事業の概要

日常生活を送る上で医療的ケアを必要としている子ども（医療的ケア児）が保育所等の利用を希望する場合に受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備する。

③ 監査の結果及び意見等

補助金の詳細は、「5個別論点(7)保育事業等に係る補助金交付の状況について⑭医療的ケア児保育支援補助金」を参照。

(21) 認可保育所等障害児保育補助事業費

① 予算額及び決算額等

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
予算額	—	50,700
決算額	—	46,729
未執行予算額	—	3,971
執行率	—	92.2%

② 事業概要等

ア 事業の概要

障害児を受け入れている対象施設において、配置基準上求められる保育士のほか、障害児2人に対して保育士1人（障害児1人に対して保育士常勤換算0.5人）を追加で配置している場合に、当該施設に対して補助金を交付する。

③ 監査の結果及び意見等

補助金の詳細は、「5個別論点(7)保育事業等に係る補助金交付の状況について⑯認可保育所等障害児保育補助金」を参照。

(22) 郡山市保育・幼児教育ビジョン策定事業

① 事業概要等

ア 事業の概要

多様化する保育ニーズ等への対応及び市全体の保育・幼児教育の質の向上、公立保育所の今後の方向性など、本市の保育・幼児教育における基本方針となる保育・幼児教育ビジョンを策定する。

イ 予算額 4,367千円（令和2年度からの繰り越し）

決算額 4,367千円

執行率 100%

5 個別論点

(1) 保育事業等に係る補助金交付の状況について

保育事業等に係る主な補助金制度は以下のとおりである。各補助金の交付に関しては「郡山市補助金等の交付に関する規則」に定めるもののほか、補助金毎に交付要綱を定め、それらに基づき交付することとされている。

- ①特定教育・保育施設等補助金（運営費補助事業、延長保育事業）
- ②私立保育園運営費補助金
- ③私立保育園職員研修費補助金
- ④多子世帯保育料軽減補助金
- ⑤私立幼稚園運営費補助金
- ⑥私立幼稚園教職員研修費補助金
- ⑦一般型一時預かり事業補助金
- ⑧幼稚園型一時預かり事業補助金
- ⑨病児保育事業費補助金
- ⑩就学前集団施設フック洗口事業補助金
- ⑪保育補助者雇上強化事業費補助金
- ⑫保育体制強化事業費補助金
- ⑬保育士宿舎借り上げ事業費補助金
- ⑭医療的ケア児保育支援補助金
- ⑮保育施設等新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金
- ⑯認可保育所等障害児保育補助金

「郡山市補助金等の交付に関する規則」より一部抜粋

（目的）

第1条 この規則は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付、使用その他補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

（法令、条例又は他の規則との関係）

第3条の2 補助金等に関しては、法令、条例又は他の規則に別段の定めのあるものを除くほか、この規則に定めるところによる。

（補助金等の交付の申請）

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、事業の着手前に、補助金等交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助事業等事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

（補助金等の交付の申請の特例）

第4条の2 前条後段の規定にかかわらず、市長が特にその必要がないと認めるものについては、その添付を省略することができる。

（実績報告）

第14条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに、補助事業等実績報告書（第7号様式）に補助事業等に係る収支決算書その他市長が必要と認めて指示する書類を添付して市長に提出し、補助事業等の成果を報告しなければならない。ただし、補助事業等の実績に基づき精算額で交付決定をした場合は、報告は要しないものとする。

① 特定教育・保育施設等補助金

ア 趣旨及び補助対象経費等

交付要綱より一部抜粋
(趣旨)

第1条 この要綱は、特定教育・保育施設等の円滑な運営を図るため、特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業を行う施設に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象施設、補助対象経費及び補助額)

第3条 補助の対象とする施設、経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

別表（第3条関係）

事業区分		補助対象経費	補助額	補助対象施設
運営費補助事業	第三者評価費	第三者評価に要する経費	実支出額に相当する額以内の額とし、他の制度による補助金等の交付を受ける場合は、実支出額に相当する額から当該補助金等金額を除いて得た額	民間認可保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び特定地域型保育事業の各事業を行う施設（居宅訪問型保育事業を除く。）
	職員内部研修費	職員内部研修に要する経費	実支出額に相当する額以内の額と25,000円のいずれか低い額	
延長保育事業		延長保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第10号）以下「延長保育実施要綱」という。）に定める延長保育事業に要する経費	子ども・子育て支援交付金の交付について（平成29年4月18日府子本第281号内閣総理大臣通知）別紙子ども・子育て支援交付金要綱別紙延長保育事業の部延長保育事業の款3基準額の欄中に定める額	民間認可保育所、幼保連携型認定こども園及び特定地域型保育事業の各事業を行う施設

<p>一時的保育事業</p>	<p>一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日27文科初第238号雇児発0717第11）以下「一時的保育実施要綱」という。）に定める一時的保育事業に要する経費</p>	<p>子ども・子育て支援交付金の交付について（平成29年4月18日府子本第281号内閣総理大臣通知）別紙子ども・子育て支援交付金要綱別紙一時預かり事業の部一時預かり事業の款3基準額の欄中に定める額</p>	<p>民間認可保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び特定地域型保育事業の各事業を行う施設</p>
<p>保育所等における業務効率化推進事業</p>	<p>保育所等における業務効率化推進事業の実施について（平成28年9月1日雇児発0901第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙保育所等における業務効率化推進事業実施要綱に定める保育所等における業務効率化推進事業に要する経費</p> <p>(1) 保育業務支援システム導入のために必要な購入費、リース料、保守料、工事費、通信費及び消費税</p> <p>(2) 事故予防等のためのビデオカメラ設置に必要な購入費、リース料、保守料、工事費及び消費税</p>	<p>(1) 保育業務支援システム導入経費 1か所当たり 実支出額に相当する額以内の額と 1,000,000円のいずれか低い額</p> <p>(2) 事故予防等のためのビデオカメラ設置経費 1か所当たり 実支出額に相当する額以内の額と 100,000円のいずれか低い額</p>	<p>民間認可保育所、幼保連携型認定こども園及び特定地域型保育事業の各事業を行う施設（居宅訪問型保育事業を除く。）</p>

子ども・子育て支援交付金要綱より一部抜粋
別紙

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合																																																
延長保育事業	延長保育事業	<p>1 一般形</p> <p>(1) 保育短時間認定（在籍児童1人当たり年額）</p> <p>ア 保育所及び認定こども園並びに事業所内保育事業（定員20人以上）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間</td> <td>18,800円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>37,600円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>56,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 小規模保育事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th>A型・B型</th> <th>C型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間</td> <td>13,100円</td> <td>16,600円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>26,200円</td> <td>33,200円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>39,300円</td> <td>49,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 事業所内保育事業（定員19人以下）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間</td> <td>12,100円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>24,200円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>36,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 家庭的保育事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間</td> <td>83,200円</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>166,400円</td> </tr> <tr> <td>3時間</td> <td>249,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 保育標準時間認定（1事業当たり年額）</p> <p>ア 保育所及び認定こども園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>延長時間区分</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30分</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>1,667,000円</td> </tr> <tr> <td>2～3時間</td> <td>2,640,000円</td> </tr> <tr> <td>4～5時間</td> <td>5,510,000円</td> </tr> <tr> <td>6時間以上</td> <td>6,485,000円</td> </tr> </tbody> </table>	延長時間区分		1時間	18,800円	2時間	37,600円	3時間	56,400円	延長時間区分	A型・B型	C型	1時間	13,100円	16,600円	2時間	26,200円	33,200円	3時間	39,300円	49,800円	延長時間区分		1時間	12,100円	2時間	24,200円	3時間	36,300円	延長時間区分		1時間	83,200円	2時間	166,400円	3時間	249,600円	延長時間区分		30分	300,000円	1時間	1,667,000円	2～3時間	2,640,000円	4～5時間	5,510,000円	6時間以上	6,485,000円	延長保育事業の実施に必要な経費	<p>国 1/3</p> <p>〔都道府県〕 1/3</p> <p>〔市町村〕 1/3</p>
延長時間区分																																																				
1時間	18,800円																																																			
2時間	37,600円																																																			
3時間	56,400円																																																			
延長時間区分	A型・B型	C型																																																		
1時間	13,100円	16,600円																																																		
2時間	26,200円	33,200円																																																		
3時間	39,300円	49,800円																																																		
延長時間区分																																																				
1時間	12,100円																																																			
2時間	24,200円																																																			
3時間	36,300円																																																			
延長時間区分																																																				
1時間	83,200円																																																			
2時間	166,400円																																																			
3時間	249,600円																																																			
延長時間区分																																																				
30分	300,000円																																																			
1時間	1,667,000円																																																			
2～3時間	2,640,000円																																																			
4～5時間	5,510,000円																																																			
6時間以上	6,485,000円																																																			

～以下省略～

一時的保育事業については、「⑦郡山市一般型一時預り事業補助金」及び「⑧郡山市幼稚園型一時預り事業補助金」を参照

イ 過去3年間の予算額及び決算額の推移（運営費補助事業及び延長保育事業分）
（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	23,998	30,715	19,116
決算額	10,294	27,822	12,003
未執行予算額	13,704	2,893	7,113
執行率	42.9%	90.6%	62.8%

ウ 実施した監査手続

- ・各補助金に交付要綱が整備されているか。また交付要綱の内容は「趣旨」「補助対象」「対象経費」等、必要事項が網羅的に規定されているか確認する。
- ・補助金の明細（園別）合計と決算額の一致を確認したうえで、交付要綱に基づき補助金の財務事務が適切に執行されているか、任意の1件についてサンプルテストを実施する。
- ・執行率が低いものは理由を確認する。

エ 監査の結果

検出事項はなかった。

② 私立保育園運営費補助金

ア 趣旨及び補助対象経費等

交付要綱より一部抜粋

（趣旨）

第1条 この要綱は、乳幼児の適切な保育環境を確保し、その福祉の増進を図るため、本市に施設を有し一定の保育水準に達する私立保育園（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する業務を目的とする施設であって同法第35条第4項の認可を受けていないもの（事業所内保育施設を除く。）をいう。以下「私立保育園」という。）に対して補助を行い保育環境の向上に努める特定非営利法人郡山市私立保育園連絡協議会（以下「協議会」という。）に対する補助金の交付に関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象経費）

第2条 補助の対象となる経費は、次に掲げる要件を満たしている私立保育園の運営に要する経費について協議会が補助を行う場合の当該補助に要する経費とする。

- （1）当該年度の4月1日（以下「基準日」という。）現在で6人以上の乳幼児を入所させていること（4月2日から4月10日までの間に入所した乳幼児は、基準日に入所した乳幼児とみなす。）。
- （2）認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日雇児発第177号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監督基準を満たしているもの

（補助額）

第3条 補助金の額は予算の範囲内で定める額とし、前条に規定する基準日における次に掲げる額の合計額とする。

- （1）私立保育園1園当たりについて別表に定める施設割額に私立保育園数を乗じて得た額
- （2）本市に住所を有する当該私立保育園在園児1人当たりについて別表に定める児

童割額に当該在園児童数を乗じて得た額
 (3) 11 時間以上の保育を実施する私立保育園 1 園当たりについて別表に定める延長
 保育加算額に私立保育園数を乗じて得た額
 別表 (第 3 条関係)

施設割額	50人未満	150,000 円
	50人以上 100 人未満	175,000 円
	100 人以上	200,000 円
児童割額	0 歳児	50,500 円
	1、 2 歳児	28,500 円
	3 歳以上児	13,000 円
延長保育加算額		90,000 円

イ 過去 3 年間の予算額及び決算額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	18,186	15,055	13,231
決算額	13,883	12,478	8,782
未執行予算額	4,303	2,577	4,449
執行率	76.3%	82.9%	66.4%

ウ 実施した監査手続

- ・各補助金に交付要綱が整備されているか。また交付要綱の内容は「趣旨」「補助対象」「対象経費」等、必要事項が網羅的に規定されているか確認する。
- ・補助金の明細(園別)合計と決算額の一致を確認したうえで、交付要綱に基づき補助金の財務事務が適切に執行されているか、任意の 1 件についてサンプルテストを実施する。
- ・執行率が低いものは理由を確認する。

エ 監査の結果

検出事項はなかった。

③ 私立保育園職員研修費補助金

ア 趣旨及び補助対象経費等

交付要綱より一部抜粋

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の私立保育園の職員を対象とした保育の質の向上を図るための研修(以下「研修」という。)を実施する特定非営利活動法人郡山市私立保育園連絡協議会に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則(昭和 48 年郡山市規則第 18 号。以下「規則」という。)定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第2条 補助の対象となる経費は、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助金及び交付金その他研修の実施に要する経費とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その額は、400,000円を限度とする。

イ 過去3年間の予算額及び決算額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	400	400	400
決算額	400	400	400
未執行予算額	0	0	0
執行率	100%	100%	100%

ウ 実施した監査手続

- ・各補助金に交付要綱が整備されているか。また、交付要綱の内容は「趣旨」「補助対象」「対象経費」等、必要事項が網羅的に規定されているか確認する。
- ・補助金の明細(園別)合計と決算額の一致を確認したうえで、交付要綱に基づき補助金の財務事務が適切に執行されているか、任意の1件についてサンプルテストを実施する。
- ・執行率が低いものは理由を確認する。

エ 監査の結果

【指摘事項】ホームページ上の交付要綱の更新について

「郡山市私立保育園職員研修費補助金交付要綱」は、平成17年4月1日に制定され、その後平成21年4月1日、平成22年4月1日、平成28年1月26日、平成29年4月1日及び令和3年4月1日にそれぞれ改正が行われている。現在の交付要綱は上記(ア)に記載のとおりであり、補助金の上限は400,000円となっている。しかしながら、現在のホームページ上に掲載されている交付要綱は平成28年1月26日改正のものであり、最新の交付要綱ではなく補助対象金額が異なっている。(令和5年2月15日より公開)

交付要綱が改正された場合には、適宜ホームページ上での掲載も最新版に更新すべきである。

<p>ホームページに掲載されている交付要綱(平成28年1月26日最終改正) (補助対象経費及び補助額)</p> <p>第2条 補助の対象となる経費は、研修の実施に要する経費とする。</p> <p>2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その額は、300,000円を限度とする。</p>

④ 多子世帯保育料軽減補助金

ア 趣旨及び補助対象経費等

交付要綱より一部抜粋

(趣旨)

第1条 この要綱は、多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、認可外保育施設へ入所する児童の保護者に対する郡山市多子世帯保育料軽減補助金(以下「補助金」という。)の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関す

る規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金交付の対象者）

第3条 補助金は、次に掲げる条件の全てを満たす児童（以下「対象児童」という。）の保護者に対し、交付する。

（1）前条第1号に定める認可外保育施設に月単位で保育料を納める契約で入所し、郡山市に住所を有する児童（ただし、企業主導型保育施設に入所する児童にあたっては、その地域枠を利用する児童に限る。）

（2）次に掲げるいずれかの日において、第2子または第3子以降で、3歳未満の児童

ア 当該年度の4月1日

イ 認可外保育施設に対象児童が入所した月の初日

（3）法第30条の11第1項の規定に基づく施設等利用費の給付の対象となっていない児童

（補助対象額及び補助額）

第4条 補助金の交付対象となる補助対象額は、認可保育所における保育に準じる基本的な保育サービスの利用に要する費用として対象児童の保護者が認可外保育施設に対して支払った費用とする。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）第2子 月ごとに月額保育料（10円未満の端数切捨て）の4分の1の額又は5,000円のいずれか少ない額とし、当該額の年度内合計額とする。

（2）第3子以降 月ごとに月額保育料（10円未満の端数切捨て）の2分の1の額又は10,000円のいずれか少ない額とし、当該額の年度内合計額とする。

3 前項各号の算定において、月の途中において入所又は退所があったとき等の月額保育料は、当該月分として支払った実額とする。

4 第3条の条件を満たさなくなった場合及び第4条第2項の児童の区分が変更になる場合は、異動が発生した日の属する月の翌月（月初日に変更があった場合はその月）から適用を変更する。

イ 過去3年間の予算額及び決算額の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	21,000	20,500	19,268
決算額	16,422	15,243	12,156
未執行予算額	4,578	5,257	7,112
執行率	78.2%	74.4%	63.1%

ウ 実施した監査手続

- ・各補助金に交付要綱が整備されているか。また、交付要綱の内容は「趣旨」「補助対象」「対象経費」等、必要事項が網羅的に規定されているか確認する。
- ・補助金の明細（園別）合計と決算額の一致を確認したうえで、交付要綱に基づき補助金の財務事務が適切に執行されているか、任意の1件についてサンプルテストを実施する。
- ・執行率が低いものは理由を確認する。

- エ 監査の結果
 検出事項はなかった。

⑤ 私立幼稚園運営費補助金
 ア 趣旨及び補助対象経費等

<p>交付要綱より一部抜粋 (趣旨) 第1条 この要綱は、幼児教育の振興を図るため、私立幼稚園及び私立幼稚園に対し補助金を交付する団体に対する補助金の交付に関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (補助対象、補助額等) 第2条 補助金の交付の対象となる団体は、私立幼稚園を設置する学校法人又は私立幼稚園に対し間接補助金を交付する団体で市長が認めるものとする。ただし、法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定により市町村長が特定教育・保育施設の区分に応じた確認を行った幼稚園を除く。 2 補助の対象となる経費は、4月1日から翌年の3月31日までに係る私立幼稚園の運営に要する経費とする。 3 補助金の額は、予算の範囲内において定める園割額、園児割額、預かり保育加算額、積雪寒冷地加算額及び障がい児加算の合計額とする。 4 補助金の額の算定の基礎となる園児数は、毎年5月1日における園児の現員によるものとする。ただし、現員が定員を上回る場合は、定員によるものとする。 5 前項の規定にかかわらず、預り保育加算額に係る補助金の額の算定の基礎となる園児数は、補助金の交付を受けようとする年度の4月1日から4月末日までの預かり保育園児の合計人数を預かり保育を実施した日数で除して得た数（1人未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）とする。 6 障がい児加算の対象となる障がい児とは、毎年5月1日時点で本市で施設等利用給付認定を受けている児童であり、次のいずれかに該当する児童をいう。</p>
--

イ 過去3年間の予算額及び決算額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	119,154	111,672	110,042
決算額	118,363	109,179	104,851
未執行予算額	791	2,493	5,191
執行率	99.3%	97.8%	95.3%

ウ 実施した監査手続

- 各補助金に交付要綱が整備されているか。また、交付要綱の内容は「趣旨」「補助対象」「対象経費」等、必要事項が網羅的に規定されているか確認する。
- 補助金の明細（園別）合計と決算額の一致を確認したうえで、交付要綱に基づき補助金の財務事務が適切に執行されているか、任意の1件についてサンプルテストを実施する。

- ・執行率が低いものは理由を確認する。

エ 監査の結果
検出事項はなかった。

⑥ 私立幼稚園教職員研修費補助金

ア 趣旨及び補助対象経費等

<p>交付要綱より一部抜粋 (趣旨) 第1条 この要綱は、市内の私立幼稚園の教職員を対象とした研修（以下「研修」という。）を実施する郡山市私立幼稚園・認定こども園連合会に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (補助対象経費及び補助額) 第2条 補助の対象となる経費は、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助金及び交付金その他教職員の資質向上及び健康増進を目的とした研修の実施に要する経費とする。 2 補助金は、対象経費の2分の1以内で700,000円を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。</p>
--

イ 過去3年間の予算額及び決算額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	700	700	700
決算額	700	700	700
未執行予算額	0	0	0
執行率	100%	100%	100%

ウ 実施した監査手続

- ・各補助金に交付要綱が整備されているか。また、交付要綱の内容は「趣旨」「補助対象」「対象経費」等、必要事項が網羅的に規定されているか確認する。
- ・補助金の明細（園別）合計と決算額の一致を確認したうえで、交付要綱に基づき補助金の財務事務が適切に執行されているか、任意の1件についてサンプルテストを実施する。
- ・執行率が低いものは理由を確認する。

エ 監査の結果
検出事項はなかった。

⑦ 一般型一時預かり事業補助金

ア 趣旨及び補助対象経費等

<p>交付要綱より一部抜粋 (趣旨) 第1条 この要綱は、保育所等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難になった場合に、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るため、一時預かり事</p>
--

業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日付け 27 文科初第 238 号雇児発 0717 第 11 号）別紙に定める一時預かり事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）、子ども・子育て支援交付金の交付について（平成 28 年 7 月 20 日付け府子本第 474 号）別紙に定める子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「国交付要綱」という。）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和 45 年福島県規則第 107 号。以下「県規則」という。）及び福島県子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成 27 年 11 月 13 日付け 27 こ第 2503 号。以下「県交付要綱」という。）に基づき、社会福祉法人その他の者に対してする補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和 48 年郡山市規則第 18 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象経費）

第 3 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国交付要綱別紙第 4 欄に定める対象経費とする。

（交付額の算定方法）

第 4 条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、国交付要綱別紙 3 欄に定める基準額と、補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

国交付要綱より一部抜粋

（交付額の算定方法）

第 4 条 この交付金の交付額は、別紙の第 2 欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（1）第 2 欄の各区分ごとに、第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出金額を比較して少ない方の金額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

（2）第 2 欄の各区分ごとに、（1）により選定された額に第 5 欄に定める国の負担割合を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

別紙

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合												
一時預り事業	一時預り事業（一般分）	1 運営費 (1) 一般型 ア 一般型対象児童（イ～エを除く）（1 か所当たり年額） (7) 基本分 ① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。	一時預り事業の実施に必要な経費	国 1/3 〔都道府県〕 1/3 〔市町村〕 1/3												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300人未満</td> <td>2,679,000 円</td> </tr> <tr> <td>300人以上900人未満</td> <td>3,024,000 円</td> </tr> <tr> <td>900人以上1,500人未満</td> <td>3,240,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,500人以上2,100人未満</td> <td>4,680,000 円</td> </tr> <tr> <td>2,100人以上2,700人未満</td> <td>6,120,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	基準額	300人未満	2,679,000 円	300人以上900人未満	3,024,000 円	900人以上1,500人未満	3,240,000 円	1,500人以上2,100人未満	4,680,000 円	2,100人以上2,700人未満	6,120,000 円		
年間延べ利用児童数	基準額															
300人未満	2,679,000 円															
300人以上900人未満	3,024,000 円															
900人以上1,500人未満	3,240,000 円															
1,500人以上2,100人未満	4,680,000 円															
2,100人以上2,700人未満	6,120,000 円															
～一部省略～																

② ①以外（地域密着Ⅱ型を含む）の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	2,679,000 円
300人以上900人未満	2,907,000 円
900人以上1,500人未満	3,119,000 円
1,500人以上2,100人未満	4,505,000 円
2,100人以上2,700人未満	5,891,000 円
2,700人以上3,300人未満	7,277,000 円
3,300人以上3,900人未満	8,663,000 円

～一部省略～

(イ) 基幹型施設加算 1,150,000 円

イ 特別利用保育等対象児童（児童1人当たり日額）

（子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育の提供を受ける児童及び第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育提供を受ける児童。）

- (ア) 平日分 400 円
- (イ) 長期休業日（8時間未満） 400 円
- (ウ) 長期休業日（8時間以上） 800 円
- (エ) 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 800 円

(オ) 長時間加算

（(ア)(イ)については4時間（又は特別利用保育等として提供される時間との合計が8時間）、(ウ)(エ)については8時間を超えた利用）

- ・超えた利用時間が2時間未満 100 円
- ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200 円
- ・超えた利用時間が3時間以上 300 円

ウ 緊急一時預り対象児童（児童1人当たり日額） 4,400 円

エ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算 3,600 円

～一部省略～

(3) 幼稚園型Ⅱ（児童1人当たり日額）

ア 2歳児

Ⅰ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ利用児童数が1,500人以上の施設

- (ア) 基本分 2,650 円
- (イ) 長時間加算（8時間を超えた利用）
 - ・超えた利用時間が2時間未満 330 円
 - ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 660 円
 - ・超えた利用時間が3時間以上 990 円

	<p>Ⅱ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）を利用する年間延べ利用児童数が1,500人未満の施設</p> <p>(7) 基本分 2,250 円</p> <p>(i) 長時間加算（8時間を超えた利用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超えた利用時間が2時間未満 280 円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 560 円 ・超えた利用時間が3時間以上 840 円 <p>イ 1歳児</p> <p>(7) 基本分 2,250 円</p> <p>(i) 長時間加算（8時間を超えた利用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超えた利用時間が2時間未満 280 円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 560 円 ・超えた利用時間が3時間以上 840 円 <p>ウ 0歳児</p> <p>(7) 基本分 4,500 円</p> <p>(i) 長時間加算（8時間を超えた利用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超えた利用時間が2時間未満 560 円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 1,120 円 ・超えた利用時間が3時間以上 1,680 円 		
--	--	--	--

イ 過去3年間の予算額及び決算額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	20,820	14,862	25,239
決算額	12,294	16,638	11,616
未執行予算額	8,526	△1,776	13,623
執行率	59.0%	111.9%	46.0%

ウ 実施した監査手続

- ・各補助金に交付要綱が整備されているか。また、交付要綱の内容は「趣旨」「補助対象」「対象経費」等、必要事項が網羅的に規定されているか確認する。
- ・補助金の明細（園別）合計と決算額の一致を確認したうえで、交付要綱に基づき補助金の財務事務が適切に執行されているか、任意の1件についてサンプルテストを実施する。
- ・執行率が低いものは理由を確認する。

エ 監査の結果

検出事項はなかった。

⑧ 幼稚園型一時預かり事業補助金

ア 趣旨及び補助対象経費等

<p>交付要綱より一部抜粋 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、日常生活上の突発的な事情や社会参加、育児疲れ等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るため、一時預かり事業の実施について（27文科初第238号雇児発0717第11号平成27年7月17日。以下「国実施要綱」という。）、子ども・子育て支援交付金の交付について（府子本第474号平成28年7月20日付け。以下「国交付要綱」という。）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「県規則」という。）及び福島県子ども・子育て支援交付金交付要綱（福島県平成27年11月13日施行。以下「県交付要綱」という。）に基づき、幼稚園において2歳児を定期的に預ける幼稚園型一時預かり事業に要する経費に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国交付要綱別紙第4欄に定める対象経費とする。</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>第5条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、国交付要綱別紙一時預かり事業1（3）に定める基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--

※交付額は「⑦一般型一時預かり事業補助金」に記載した内容を参照

イ 過去3年間の予算額及び決算額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	71,928	25,308	7,104
決算額	1,857	1,005	1,380
未執行予算額	70,071	24,303	5,724
執行率	2.6%	4.0%	19.4%

ウ 実施した監査手続

- ・各補助金に交付要綱が整備されているか。また、交付要綱の内容は「趣旨」「補助対象」「対象経費」等、必要事項が網羅的に規定されているか確認する。
- ・補助金の明細（園別）合計と決算額の一致を確認したうえで、交付要綱に基づき補助金の財務事務が適切に執行されているか、任意の1件についてサンプルテストを実施する。
- ・執行率が低いものは理由を確認する。

エ 監査の結果

i) 執行率が低い理由

令和3年度の予算額の積算は以下のように行われている。

32名（定員）×1,850円（補助単価）（※1）×120日（平日240日の半分） =7,104千円
--

（※1） 予算編成時の国交付要綱による補助単価

幼稚園（3園）からの事前相談による定員により予算を積算しているが、利用児童が定員を大幅に下回って6名となったことが原因である。

なお、利用児童が年度途中で満3歳になると幼稚園に入園が可能になり「幼児育・保育の無償化制度」に移行するため、令和3年度の予算の積算から日数を「240日」から「120日」に縮減している。

幼稚園名	利用定員	令和3年度利用者
開南幼稚園	6名	3名
セントポール幼稚園	14名（※2）	1名
安積町つつみ幼稚園	10名	2名
合計	32名	6名

（※2） 予算積算後に利用定員が6名に減少している

ii) 【意見】 交付要綱のホームページ公開について

当該補助金の交付要綱がホームページ上で公開されていなかった。担当者へ確認したところ、未実施の幼稚園も含めて全ての幼稚園に次年度実施の確認をしているため公開はしていないとのことであるが、随時確認ができるようホームページ上に公開すべきである。（令和5年1月17日より公開）

⑨ 病児保育事業費補助金（運営費補助金）

ア 趣旨及び補助対象経費等

交付要綱より一部抜粋

（趣旨）

第1条 この要綱は、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに児童の健全な育成に寄与するため、病児保育事業の実施について（雇児発 0717 第12号平成27年7月17日）（以下「実施要綱」という。）、子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日付け府子本第474号）別紙に定める子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「国交付要綱」という。）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「県規則」という。）及び福島県子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成27年11月13日付け27こ第2503号。以下「県交付要綱」という。）に基づき、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育する病児保育事業に要する経費に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業等）

第2条 補助金の交付の対象は国交付要綱第3条第12号の病児保育事業で市内に住所を有する乳幼児等を対象に実施される事業及び病児保育事業の広域利用に関する協定を本市と締結した市町村に住所を有する乳幼児等を対象として協定の対象施設において実施される事業（法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」（平成29年4月27日府子本第370号・雇児発0427第2号）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱の第2の1

に定める企業主導型保育事業を行う者を除く。以下「補助事業」という。)とし、補助金の額は国交付要綱第4条により予算の範囲内で算定するものとする(国交付要綱第4条第2号を除く。)。この場合において、国交付要綱別紙第3欄に定める基準額の算定に当たっては、次に掲げる額を合算するものとする。

- (1) 病児保育事業(事業費) 1病児対応型 (1) 基本分
- (2) 病児保育事業(事業費) 1病児対応型 (2) 加算分ア年間延べ利用児童数に応じた加算
- (3) 病児保育事業(事業費) 2病後児対応型 (1) 基本分
- (4) 病児保育事業(事業費) 2病後児対応型 (2) 加算分ア年間延べ利用児童数に応じた加算
- (5) 病児保育(特定分・低所得者減免分加算)

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、前条に規定する補助事業を行う者のうち、市長に対し、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の18第1項の規定による届出をしている者で次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 保護者負担の額を児童1人につき1日当たり2,000円以下とすること。
- (2) 前条第5号の対象となる世帯の保護者負担の額を免除すること。

国交付要綱より一部抜粋

(交付額の算定方法)

第4条 この交付金の交付額は、別紙の第2欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 第2欄の各区分ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出金額を比較して少ない方の金額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

別紙

1事業	2区分	3基準額	4対象経費	5負担割合
病児保育事業	病児保育事業(特定分、一般分・事業費)	1 病児対応型 (1) 基本分 1か所当たり年額 7,031,000円 うち改善分 2,538,000円 ※ ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回等を実施しない場合は、改善分を減算すること	病児保育事業の実施に必要な経費	国 1/3 都道府県 1/3

(2) 加算分

ア 年間延べ利用児童数に応じた加算

年間延べ利用児童数	基準額 (1か所当たり年額)
50人以上100人未満	1,000,000 円
100人以上150人未満	1,500,000 円
150人以上200人未満	2,000,000 円
200人以上300人未満	3,000,000 円
300人以上400人未満	4,000,000 円
400人以上500人未満	5,000,000 円
500人以上600人未満	6,000,000 円
600人以上700人未満	7,000,000 円
700人以上800人未満	8,000,000 円
800人以上900人未満	9,000,000 円
900人以上1,000人未満	10,000,000 円
1,000人以上1,100人未満	11,000,000 円
1,100人以上1,200人未満	12,000,000 円
1,200人以上1,300人未満	13,000,000 円
1,300人以上1,400人未満	14,000,000 円
1,400人以上1,500人未満	15,000,000 円
1,500人以上1,600人未満	16,000,000 円

～一部省略～

② ①以外（地域密着Ⅱ型を含む）の場合

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	2,679,000 円
300人以上900人未満	2,907,000 円
900人以上1,500人未満	3,119,000 円
1,500人以上2,100人未満	4,505,000 円
2,100人以上2,700人未満	5,891,000 円
2,700人以上3,300人未満	7,277,000 円
3,300人以上3,900人未満	8,663,000 円

～一部省略～

病児保育事業
(特定分、低所得者減免加算)

1 低所得者減免分加算（病児対応型）

(1) 生活保護法による被保護者世帯

5,000円×年間延利用人員

(2) 市町村民税非課税世帯

2,500円×年間延利用人員

※ 市町村民税非課税世帯のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者の属する世帯等、特に困窮していると市町村が認めた世帯の利用に係る加算額については、被保護者世帯と同額とすること。

～一部省略～

病児保育事業の実施に必要な経費

市町村
1/3

イ 過去3年間の予算額及び決算額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	97,512	74,511	73,642
決算額	94,854	62,311	66,766
未執行予算額	2,658	12,200	6,876
執行率	97.3%	83.6%	90.7%

ウ 実施した監査手続

- ・各補助金に交付要綱が整備されているか。また、交付要綱の内容は「趣旨」「補助対象」「対象経費」等、必要事項が網羅的に規定されているか確認する。
- ・補助金の明細（園別）合計と決算額の一致を確認したうえで、交付要綱に基づき補助金の財務事務が適切に執行されているか、任意の1件についてサンプルテストを実施する。
- ・執行率が低いものは理由を確認する。

エ 監査の結果

検出事項はなかった。

なお、下記のアンケート結果のとおり、保護者が施設で実施して欲しい子育て支援は、「施設利用中に体調不良となった場合の病児保育」が圧倒的に多数となっている。

⑩ 施設で行ってほしい子育て支援（複数回答）



出典：「保育・幼児教育ビジョン（保護者アンケート）」

施設名	利用定員	令和3年度 延べ利用者	令和3年度 延べ利用不可者
医療法人仁寿会 菊池病院「らびっと」	12名	1,581名	305名
医療法人チルドレンクリニック「ピパ」	4名	523名	2名
医療法人いいもり子ども医院「もりのこ」	4名	445名	119名
医療法人わんぱくさいとうこども医院「かくれんぼ」	4名	348名	0名

⑩ 就学前集団施設フッ化物洗口事業補助金

ア 趣旨及び補助対象経費等

交付要綱より一部抜粋

(趣旨)

第1条 この要綱は、歯科保健の向上を図ることを目的として、市内の就学前集団施設において、当該施設の入所児童に対して実施するフッ化物洗口に要する経費を補助することについて、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

(1) フッ化物洗口事業

前条各号に掲げる就学前集団施設を運営するものが、その入所児童のうち4歳以上（事業を実施する年度の3月1日生まれまでの児童に限る。）の幼児を対象に、集団におけるフッ化物洗口を実施する事業

(2) 保護者説明会、講演会等

前条各号に掲げる就学前集団施設を運営する者が、前号に掲げる事業を新たに実施するため、当該施設でフッ化物洗口に係る保護者説明会、講演会等その他の関係者への普及啓発及び理解促進を図る事業

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条各号に掲げる事業の実施に必要な経費で、別表補助対象経費の欄に掲げるものとし、補助の額は予算の範囲内で定めるものとする。

別表

事業区分	基準額	補助対象経費	補助率
フッ化物洗口事業	<p>1 新規施設</p> <p>(1) 薬剤費等 300円×実施人数</p> <p>(2) 物品費（ポリタンク、コップ等事業の実施に必要な物品） 8,500円</p> <p>2 継続施設</p> <p>薬剤費等 300円×実施人数</p>	<p>賃金、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、医薬材料費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	10/10
保護者説明会及び講演会等	<p>新規施設 20,000円</p>	<p>賃金、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、医薬材料費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料並びに備品購入費</p>	10/10

(補助の基準額及び補助金の額の算定方法)

第5条 補助の基準額は別表の基準額の欄に掲げる額とし、補助金の額は別表事業区分ごとに、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と別表補助対象経費の欄に定める補助対象経費の実支出額のいずれか低い額と別表基準額の欄に定める補助の基準額の欄に定める補助の基準額のいずれか低い額に補助率を乗じた額とする。

ただし、別表事業区分ごとに算出する補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

イ 過去3年間の予算額及び決算額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	2,125	1,680	1,745
決算額	330	256	256
未執行予算額	1,795	1,424	1,489
執行率	15.5%	15.2%	14.7%

ウ 実施した監査手続

- ・各補助金に交付要綱が整備されているか。また、交付要綱の内容は「趣旨」「補助対象」「対象経費」等、必要事項が網羅的に規定されているか確認する。
- ・補助金の明細（園別）合計と決算額の一致を確認したうえで、交付要綱に基づき補助金の財務事務が適切に執行されているか、任意の1件についてサンプルテストを実施する。
- ・執行率が低いものは理由を確認する。

エ 監査の結果

i) 執行率が低い理由

予算に対する執行率が低調な理由は、新規に実施する施設数が期待するほど伸びなかったためである。令和3年度の行政評価で「廃止」の評価となったため、令和4年度に事業を廃止している。

⑪ 保育補助者雇上強化事業費補助金

ア 趣旨及び補助対象経費等

交付要綱より一部抜粋

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士の補助を行う者を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減することで保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うため、保育人材確保事業の実施について（平成29年4月17日雇児発0417第2号）別添8に定める保育補助者雇上強化事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）及び保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（平成30年10月17日厚生労働省発子1017第5号）別紙に定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（以下「国交付要綱」という。）に基づき、保育所等が実施する保育補助者の雇上げに要する経費に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、国実施要綱4に規定する施設又は事業者（郡山市内の施設又は事業者に限る。以下「保育所等」という。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、保育所等に勤務する保育士の補助を行う者で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（以

下「保育補助者」という。)の雇上げに要する報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等とする。

- (1) 保育士資格を有していない者であること。
 - (2) 保育に関する40時間以上の実習を受けた者又は郡山市保育所における職員配置に係る事務取扱要綱(平成28年8月1日制定)第4条に規定する要件のいずれかに該当する者であること。
 - (3) 平成31年4月1日以降に新たに雇用された者であること。
- 2 前項の規定する経費のうち、法(平成24年法律第65号)第11条に規定する子どものための教育・保育給付その他の事業によりその経費が交付される経費については、補助対象経費から除くものとする。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、1か所あたりの年額2,333,000円(利用定員が121人以上の施設の場合は4,666,000円)と、補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額とする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

イ 過去3年間の予算額及び決算額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	39,485	77,700	76,926
決算額	31,330	54,935	70,308
未執行予算額	8,155	22,765	6,618
執行率	79.3%	70.7%	91.4%

ウ 実施した監査手続

- ・各補助金に交付要綱が整備されているか。また交付要綱の内容は「趣旨」「補助対象」「対象経費」等、必要事項が網羅的に規定されているか確認する。
- ・補助金の明細(園別)合計と決算額の一致を確認したうえで、交付要綱に基づき補助金の財務事務が適切に執行されているか、任意の1件についてサンプルテストを実施する。
- ・執行率が低いものは理由を確認する。

エ 監査の結果

検出事項はなかった。

なお、当該事業は保育士の業務負担を軽減することで保育士の離職防止を図る非常に重要な補助事業である。予算額及び執行率は増加傾向にあるものの、更なる予算措置の充実と執行率の向上を図りたい。

⑫ 保育体制強化事業費補助金

ア 趣旨及び補助対象経費等

交付要綱より一部抜粋

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の業務負担を軽減することで保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うため、保育人材確保事業の実施について(平成29年4月17日雇児発0417第2号)別添7に定

める保育体制強化事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）及び保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（平成 30 年 10 月 17 日厚生労働省発子 1017 第 5 号）別紙に定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（以下「国交付要綱」という。）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和 45 年福島県規則第 107 号。以下「県規則」という。）及び福島県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成 28 年 3 月 22 日施行。以下「県交付要綱」という。）に基づき、保育所等が実施する保育支援者の配置に要する経費に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和 48 年郡山市規則第 18 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業者）

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園（郡山市内のものに限る。以下「保育所等」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、国実施要綱 4（1）に規定する要件を満たす保育支援者（平成 26 年 4 月 1 日以降に新たに保育所等に配置された者に限る。以下単に「保育支援者」という。）を配置した月における保育士及び保育士以外の者（保育支援者を含む。）の数と、前年同月（前年同月の実績がない場合は当該保育所等開所月）における保育士及び保育士以外の者（保育支援者を除く。）の数を比較し、保育士及び保育士以外の者それぞれにおいて同数以上とまらない保育所等は、補助金の交付を受けることができない。

（補助対象経費）

第 3 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、保育支援者の配置に要する報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等とする。

2 前項の規定する経費のうち、法（平成 24 年法律第 65 号）第 11 条に規定する子どものための教育・保育給付その他の事業によりその経費が交付される経費については、補助対象経費から除くものとする。

（交付額の算定方法）

第 4 条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、1 か所当たり月額 100,000 円と、補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

イ 過去 3 年間の予算額及び決算額の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	14,796	21,300	19,176
決算額	9,904	13,266	16,578
未執行予算額	4,892	8,034	2,598
執行率	66.9%	62.3%	86.5%

ウ 実施した監査手続

- ・各補助金に交付要綱が整備されているか。また、交付要綱の内容は「趣旨」「補助対象」「対象経費」等、必要事項が網羅的に規定されているか確認する。
- ・補助金の明細（園別）合計と決算額の一致を確認したうえで、交付要綱に基づき補助金の財務事務が適切に執行されているか、任意の 1 件についてサン

- プルテストを実施する。
- ・執行率が低いものは理由を確認する。

エ 監査の結果

検出事項はなかった。なお、当該事業は保育士の業務負担を軽減することで保育士の離職防止を図る非常に重要な補助事業である。予算額及び執行率は増加傾向にあるものの、更なる予算措置の充実と執行率の向上を図りたい。

⑬ 保育士宿舎借り上げ事業費補助金

ア 趣旨及び補助対象経費等

交付要綱より一部抜粋

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とし、保育士の宿舎を借り上げる保育所等へ補助金等を交付することに関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、保育所等を運営する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自らが運営する保育所等に勤務する保育士を居住させるための宿舎（駐車場等の費用が別途必要となる附帯設備を除く。以下「補助対象宿舎」という。）に係る賃貸借契約を締結していること。
- (2) 補助対象事業者に正規に雇用され、常態的に勤務する保育士（以下「補助対象保育士」という。）を補助対象宿舎に居住させていること。
- (3) 補助対象保育士の研修への参加を奨励する等、補助対象保育士の就業継続及び離職防止に努めていること。

(補助対象宿舎及び保育士の要件)

第4条 補助対象宿舎は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 郡山市内に所在すること
 - (2) 補助対象事業者の役員又は従業員及びその親族その他利害関係者の所有に係るものでないこと。
- 2 補助対象保育士は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 保育所等に1日につき6時間以上、かつ、1月につき20日以上勤務する者であること。
 - (2) 住民票上の世帯主であること。
 - (3) 住宅手当その他これに類する手当の支給又は他の補助事業等による補助金の対象となっていないこと。
 - (4) 同居人がいる場合は、同居人は、住宅手当その他これに類する手当の支給又は他の補助事業等による補助金の対象となっていないこと。
 - (5) 補助対象事業者に雇用されている期間が、当該雇用が開始された日が属する初日から起算して5年を超えていないこと。
 - (6) 過去にこの補助金の交付対象となった保育士であったことがないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象宿舎に係る賃借料、共益費及び管理費（補助対象保育士が現に居住する期間に係るものに限る。以下「家賃」という。）

- 2 補助対象宿舎に居住する補助対象保育士が家賃の一部を負担するときは、当該負

担する額を補助対象経費の額から除くものとする。

(交付額の算定方法)

第6条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象宿舍1戸1月当たりの補助対象経費の実支出額と、53,000円(補助対象保育士の居住日数が1月未満の場合は、53,000円を対象月の総日数で除した額に居住日数を乗じて得た額)を比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)の合計額とする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

イ 過去3年間の予算額及び決算額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	/	7,454	20,008
決算額		7,149	19,054
未執行予算額		305	954
執行率		95.9%	95.2%

ウ 実施した監査手続

- ・各補助金に交付要綱が整備されているか。また、交付要綱の内容は「趣旨」「補助対象」「対象経費」等、必要事項が網羅的に規定されているか確認する。
- ・補助金の明細(園別)合計と決算額の一致を確認したうえで、交付要綱に基づき補助金の財務事務が適切に執行されているか、任意の1件についてサンプルテストを実施する。
- ・執行率が低いものは理由を確認する。

エ 監査の結果

検出事項はなかった。

⑭ 医療的ケア児保育支援補助金

ア 趣旨及び補助対象経費等

交付要綱より一部抜粋

(趣旨)

第1条 この要綱は、日常生活を営むために医療を要する状態にある子ども(以下「医療的ケア児」という。)が保育所等の利用を希望する場合に受入れが可能となるよう保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るため、医療的ケア児の保育を実施する保育所等へ補助金を交付することに関して、郡山市補助金等の交付に関する規則(昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 対象児に医療的ケアを実施するために必要な看護師、准看護師、保健師又は助産師(以下「看護師等」という。)の配置に要する経費
- (2) 保育所等に勤務する保育士等が認定特定行為業務従事者(社会福祉士及び介護福祉法(昭和62年法律第30号)附則第3条第1項の認定特定行為業務従事者という。)となるために必要な知識、技能を習得するための研修受講に要する経費

2 前項に規定する経費のうち、法（第24年法律第65号）第11条に規定する子どものための教育・保育給付その他の事業によりその経費が交付される経費については、補助対象経費から除くものとする。

（交付額の算定方法）

第5条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、次により算出された額の合計額から寄付金その他の収入額を控除した額とする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 対象児1人につき1月当たり200,000円を基準額として算出した額と前条第1項第1号に規定する経費の実支出額を比較して少ない方の額
- (2) 100,000円と前条第1項第2号に規定する経費の実支出額を比較して少ない方の額

イ 過去3年間の予算額及び決算額の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	/	7,500	9,800
決算額		4,800	1,200
未執行予算額		2,700	8,600
執行率		64.0%	12.2%

ウ 実施した監査手続

- ・各補助金に交付要綱が整備されているか。また、交付要綱の内容は「趣旨」「補助対象」「対象経費」等、必要事項が網羅的に規定されているか確認する。
- ・補助金の明細（園別）合計と決算額の一致を確認したうえで、交付要綱に基づき補助金の財務事務が適切に執行されているか、任意の1件についてサンプルテストを実施する。
- ・執行率が低いものは理由を確認する。

エ 監査の結果

i) 執行率が低い理由

令和3年度の予算積算は以下のように行われている。

医療的ケア児保育	：月額200,000円×12か月×4人	=9,600,000円
研修受講	：100,000円×2施設	=200,000円
合計		：9,800,000円

実績は医療的ケア児保育支援の月額200,000円×6か月×1名分の1,200,000円だけであった。保育を必要とする医療的ケア児が見込みより少なかったことが理由である。

⑮ 保育施設等新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金

ア 趣旨及び補助対象経費等

交付要綱より一部抜粋

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、保育環境改善等

事業等に要する経費に対し、補助金を交付することに関し、認可保育所等設置支援の実施について（平成 29 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 30 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「実施要綱」という。）、令和 3 年度（令和 2 年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業（保育所等における ICT 化推進等事業）及び保育士修学資金貸付等事業（令和 2 年度第 3 次補正予算分）分交付要綱（令和 3 年 7 月 7 日付厚生労働省発子 0707 第 1 号）及び郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和 48 年郡山市規則第 18 号。以下、「規則」という。）及び子ども・子育て支援交付金の交付について（令和 3 年 4 月 1 日付け府子本第 333 号）別紙子ども・子育て支援交付金要綱（以下「国交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象経費等）

第 4 条 補助金の交付対象となる経費は感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、謝金、会議費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費及び備品購入費（以下「補助対象経費」という。）とし、補助金の額は別表で定める補助上限額を上限とし、予算の範囲内で定める額とする。

2 前項に規定により算出した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表（第 4 条関係）

定員区分	補助上限額
19人以下	300,000円
20人以上59人以下	400,000円
60人以上	500,000円

※「定員」については、令和 3 年 4 月 1 日時点の定員とする。

年度途中に閉所した施設等においては、閉所時の定員とする。

本要綱第 3 条第 6 項の病児保育事業者は、定員区分関係なく補助上限額を 1 施設 300,000 円とする。

イ 過去 3 年間の予算額及び決算額の推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	/	49,000	40,100
決算額		44,388	38,256
未執行予算額		4,612	1,844
執行率		90.6%	95.4%

ウ 実施した監査手続

- ・各補助金に交付要綱が整備されているか。また、交付要綱の内容は「趣旨」「補助対象」「対象経費」等、必要事項が網羅的に規定されているか確認する。
- ・補助金の明細（園別）合計と決算額の一致を確認したうえで、交付要綱に基づき補助金の財務事務が適切に執行されているか、任意の 1 件についてサン

- プルテストを実施する。
- ・執行率が低いものは理由を確認する。

エ 監査の結果
検出事項はなかった。

⑩ 認可保育所等障害児保育補助金

ア 趣旨及び補助対象経費等

<p>交付要綱より一部抜粋 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、障害児保育の推進及び障害児の処遇向上を目的として、障害のある児童を保育する保育所及び認定こども園（以下、「保育所等」という。）を設置運営する者（以下「設置者」という。）に対し、障害児の保育に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することに関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。）</p> <p>(補助金交付の対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する保育所等の設置者とする。</p> <p>(1) 月の初日において障害児を保育していること</p> <p>(2) 月の初日において必要保育士を超えて、障害児の保育を担当する保育士（以下「障害児保育担当保育士」という。）を障害児1人当たり常勤換算数0.5人配置していること。</p> <p>(補助金交付の対象経費)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条第2号に規定する障害児保育担当保育士を配置することにより生ずる人件費とする。</p> <p>(補助基準額及び補助金の額)</p> <p>第5条 補助金の基準となる額は、申請する年度に属する各月の初日に受け入れている障害児の人数に、85,400円を乗じて得た額とする。</p> <p>2 補助金の額は、補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と補助基準額を比較して少ない方の額とする。</p>
--

イ 過去3年間の予算額及び決算額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	/	/	50,700
決算額			46,729
未執行予算額			3,971
執行率			78.3%

ウ 実施した監査手続

- ・各補助金に交付要綱が整備されているか。また、交付要綱の内容は「趣旨」「補助対象」「対象経費」等、必要事項が網羅的に規定されているか確認する。
- ・補助金の明細（園別）合計と決算額の一致を確認したうえで、交付要綱に基づき補助金の財務事務が適切に執行されているか、任意の1件についてサンプルテストを実施する。

- ・執行率が低いものは理由を確認する。

エ 監査の結果

【意見】 交付要綱のホームページ公開について

令和3年度時点では当該補助金の交付要綱がホームページ上で公開されていなかった。（令和5年1月11日より公開）。交付要綱の内容は随時確認ができるよう、補助金が創設された都度ホームページ上に公開すべきである。

(2) 待機児童の現状と対策について

① 国基準待機児童の解消

本市ではこれまで、待機児童解消を最優先課題とし、民間活力を生かした認可保育施設（*1）の整備を進めてきた。その結果、「子ども・子育て支援新制度」がスタートした平成27（2015）年には40施設（定員3,209人）だった認可保育施設が、令和3（2021）年には84施設（定員5,624人）と倍増し、4月1日時点での国基準待機児童（*2）が解消された。これは、本市が待機児童の多い地域に施設整備をしたことに加え、小規模保育事業や認可外保育施設、企業主導型保育事業が、待機児童が多い1～2歳児の受け皿として機能したことも大きな要因と考えられる。

しかし、継続入所申込者（希望施設の定員に空きが出るまで待つ者）、育児休業から職場復帰する等して年度途中に入所を希望する者、近隣市町村からの広域入所受入れ等、年間を通した潜在的な需要を満たしているわけではない。

今後は、年度を通した国基準待機児童ゼロを達成するとともに、継続入所申込者ゼロを目指して、保護者や児童が希望の施設に入所できる環境を整えることが求められている。

（*1）公立保育所、民間認可保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園

（*2）郡山市の基準の待機児童数から、以下の①と②を控除した人数。そのため、国基準待機児童の数は市の基準の待機児童数より少なく算定される。

- | |
|---|
| ① 近くに利用可能な保育所等があるが、特定の保育所等を希望しているため待機状態となっている児童 |
| ② 育児休業中や求職活動中の家庭で待機状態となっている児童 |

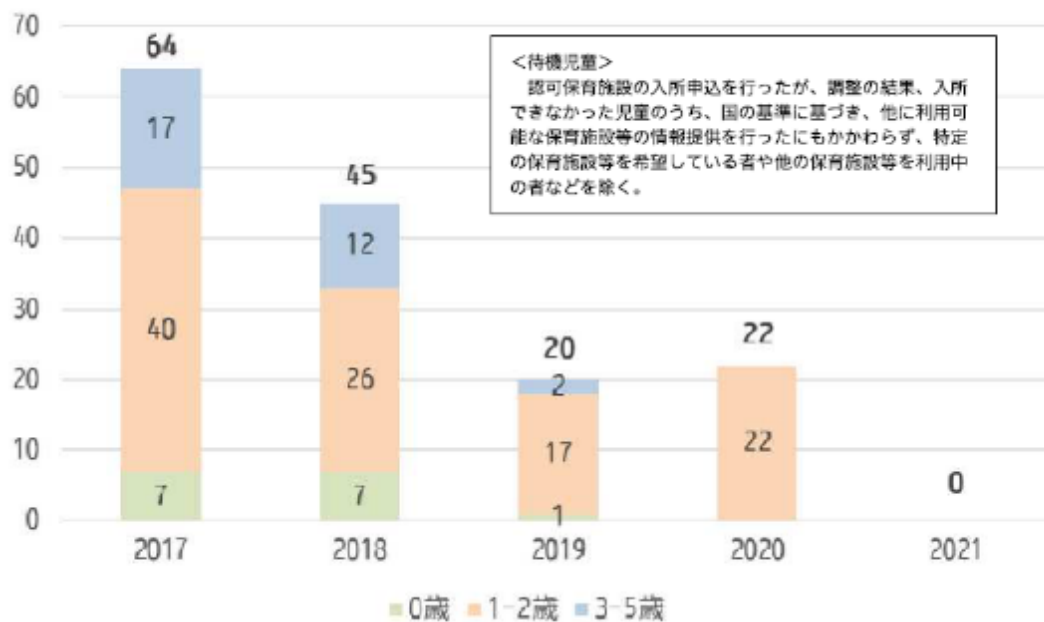
(国基準待機児童数の推移)

国基準待機児童数及び継続入所申込者数の推移 (各年4月1日現在)



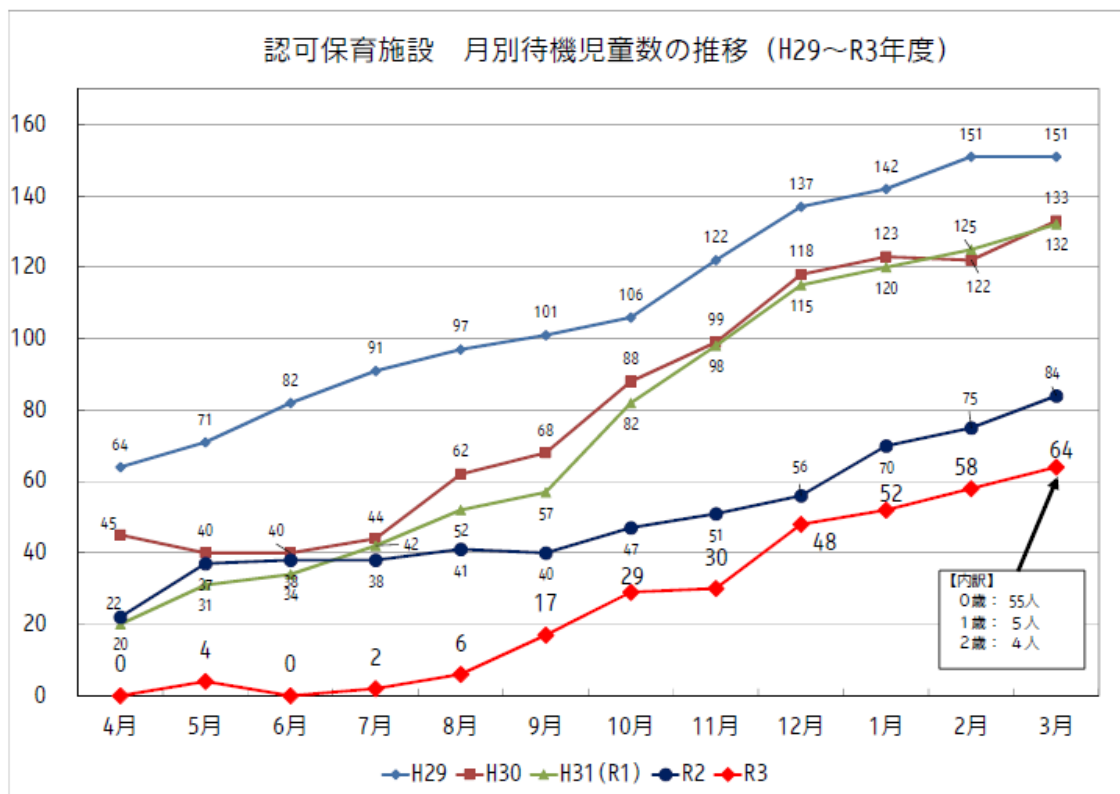
資料：郡山市保育課

各年4月1日現在の推移と内訳



資料：郡山市保育課

(各月1日現在の国基準待機児童数の推移)



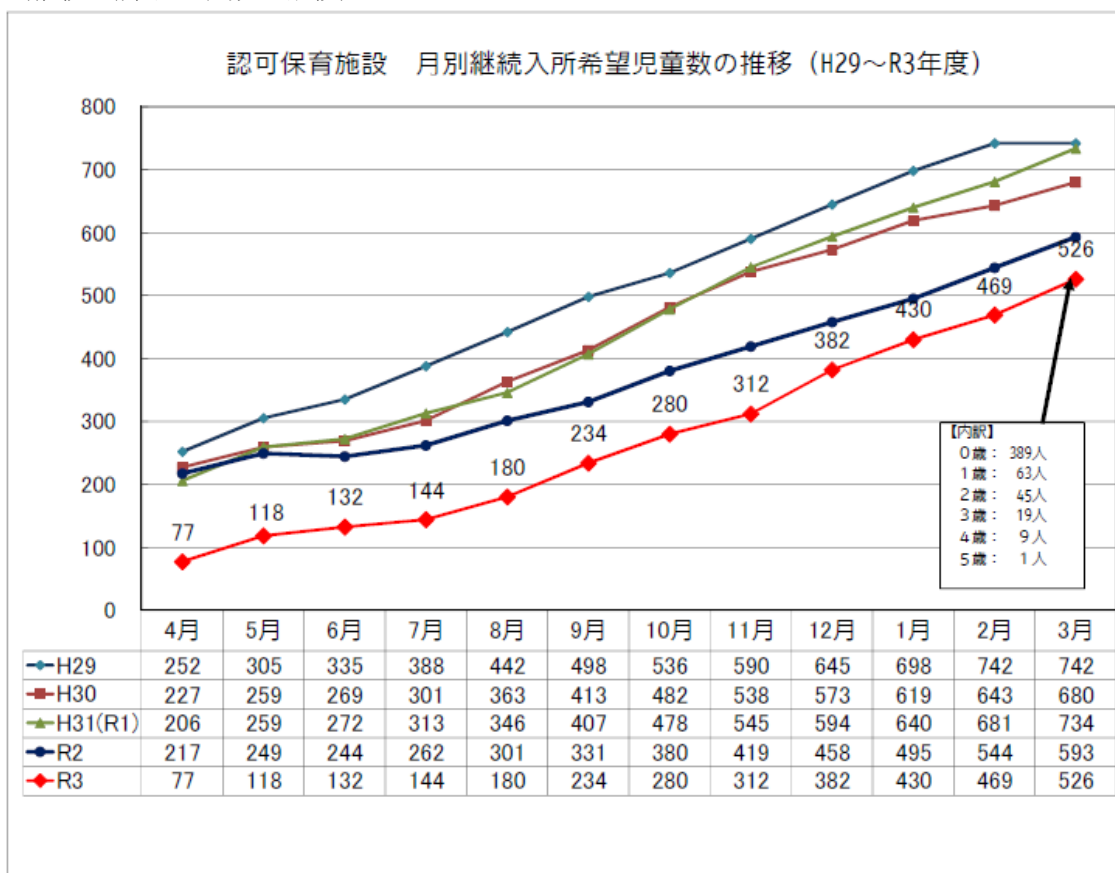
資料：郡山市保育課

なお、令和3年度の国基準待機児童数推移の内訳は以下のとおりである。

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳	0	1	0	2	5	14	24	27	35	43	48	55
1~5歳	0	3	0	0	1	3	5	3	13	9	10	9
合計	0	4	0	2	6	17	29	30	48	52	58	64

(継続入所申込者数の推移)



資料：郡山市保育課

(施設数の推移)

施設数の推移 (各年4月1日現在)



資料：郡山市保育課

認可保育施設：

公立保育所、民間認可保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園

② 施設の適正配置

近年の少子化傾向にも関わらず、女性の就業率の向上や核家族化の進展等により、認可保育施設への入所希望者数は増加しており、当面、年度の途中での国基準待機児童及び入所保留者が一定数発生すると見込まれることから、幼稚園の認定こども園への移行や、認可外保育施設の認可保育施設への移行とともに、定員以上に児童を受け入れる弾力的運用が必要な状況にある。

その一方で、長期的な視点に立てば、さらなる少子化の進行により市全体の保育・教育需要が減少し、このままの施設数・定員規模を維持することが難しくなっていくことが想定される。そのため、必要な保育・幼児教育サービスの提供体制を維持しつつ、少子化の進行に応じて施設配置を最適化していく方策について検討する必要がある。

(認可保育所等施設数・定員数・入所児童推移)

認可保育所等施設数・定員数・入所児童推移 (各年4月1日現在)



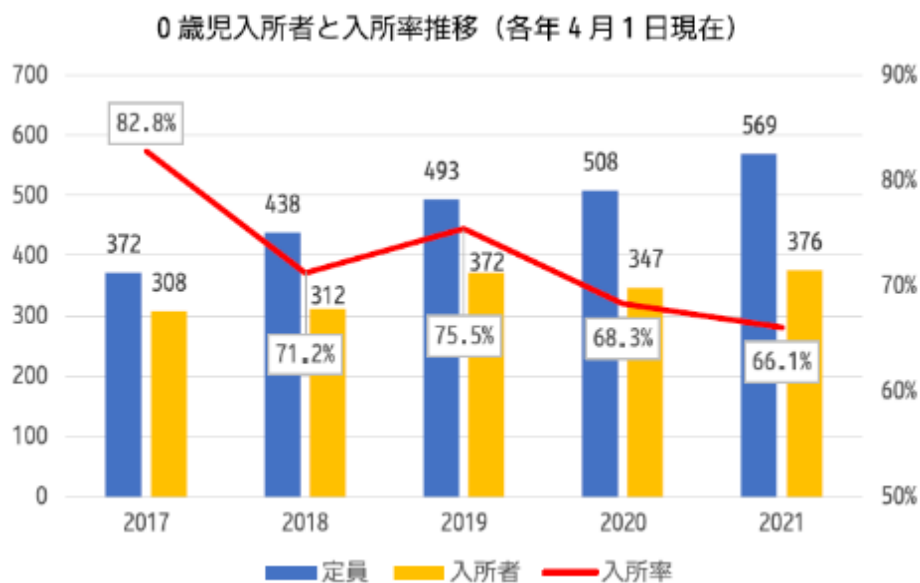
資料：郡山市保育課

③ 0歳児の定員について

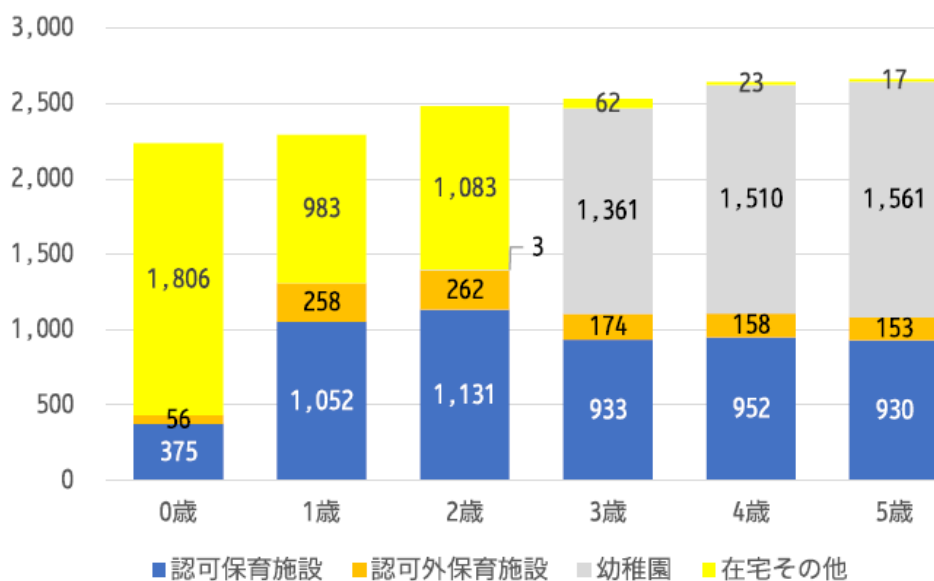
0歳児の入所者数は増加傾向にあるものの、それを大きく上回る施設整備がされており、入所率は減少傾向にある。また、育児休業制度の普及により、今後も需要はあまり伸びないことが予想される。0歳児の入所率は民間施設の経営状態に大きな影響を与えることから、0歳児の定員削減を優先して検討する必要がある。

ただし、0歳児はクラスに空きがあればいつでも入所可能であるが、上記②に記載のとおり、月別の待機児童数を見ると年度末に向けて増加していくことから、定員削減の仕方には留意が必要である。

(0歳児入所者と入所率推移)



就学前児童の施設利用状況



資料：郡山市保育課

※上の図では市外の利用者を含むが、下の図では市内に住所登録のある児童のみを集計している。

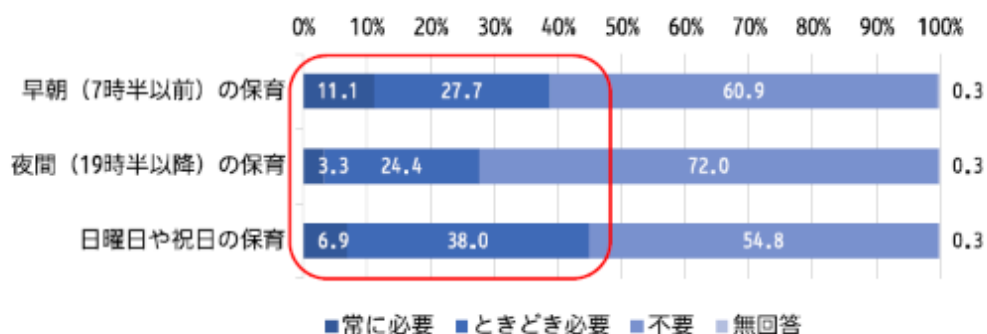
④ 延長保育事業・休日保育について

本市では、平成7年から公立保育所における延長保育事業を開始し、現在では、18施設で夕方1時間（保育標準時間の場合）の延長保育を実施し、日和田保育所では朝の延長保育も実施している。民間認可保育施設については、延長保育事業を実施する施設に対して補助金を交付しており、令和2年度の実施設数は、69施設中53施設である。保護者アンケートにおいて、早朝（7時半以前）の保育を「常に必要」または「ときどき必要」とした回答が38.8%、夜間（19時半以降）の保育を「常に必要」または「ときどき必要」とした回答が27.7%であったこと

から、実施施設数や実施時間の拡充について検討していく必要がある。

また、休日保育については、現在認可保育施設で実施している施設はない。保護者アンケートにおいて、休日の保育が「常に必要」または「ときどき必要」とした回答は 44.9%と高く、働き方の多様化により休日保育の必要性が高まっていることから、実施について検討する必要がある。

早朝や夜間、日曜・祝日の保育ニーズ



資料：保護者アンケート

■保育所（公立）

No	名称	定員 (人)	所在地	電話 (市外局番024)	入所対象年齢	延長 保育
1	芳賀保育所	90	芳賀二丁目5-6	944-3601	満1歳から	○
2	大槻保育所	60	大槻町字宮ノ前78-4	951-2088	生後6か月から	○
3	開成保育所	60	開成三丁目14-20	932-5284	生後6か月から	○
4	香久池保育所	130	香久池一丁目15-4	922-9397	生後57日から	○
5	桃見台保育所	60	桃見台10-2	932-3056	満1歳から	○
6	久保田保育所	60	富久山町久保田字伊賀河原44-1	922-4443	生後6か月から	○
7	針生保育所	60	大槻町字針生前田26-2	933-4600	満1歳から	○
8	鶴見垣保育所	60	鶴見垣二丁目4-19	934-2800	生後57日から満2歳まで	○
9	安積保育所	80	安積町荒井字南赤坂268-2	945-0954	生後6か月から	○
10	永盛保育所	60	安積町日出山字一本松170	944-3120	生後6か月から	○
11	成田保育所	90	安積町成田字西田96-2	945-2139	生後6か月から	○
12	富久山保育所	90	富久山町福原字泉崎181-1	922-2939	満1歳から	○
13	喜久田保育所	90	喜久田町堀之内字見陣原11-1	959-2503	生後6か月から	
14	中野保育所	60	湖南町中野字諏訪前2338-2	982-2114	生後6か月から	
15	熱海保育所	60	熱海町高玉字樋口170	984-3144	生後6か月から	
16	榊橋保育所	60	中田町榊橋字町向70	973-3316	生後6か月から	
17	西田保育所	60	西田町三丁目字仁王ヶ作18	972-2233	生後6か月から	
18	日和田保育所	120	日和田町字広野入5-18	958-2350	生後57日から	○
19	田村保育所	90	田村町岩作字埴多礼76-1	955-2115	生後57日から	○
20	御代田保育所	60	田村町御代田字若葉町29	944-6877	満1歳から	
21	桑野保育所	60	亀田一丁目42-16	934-5588	満1歳から	○
22	栄宮保育所	90	安積町荒井字前田13-1	945-4443	生後6か月から	○
23	うねめ保育所	90	うねめ町225-2	951-0261	満1歳から	○
24	富田保育所	90	町東三丁目66	951-8101	満1歳から	○
25	大成保育所	150	堀神三丁目31	952-3381	満1歳から	○

②保育の必要量

保護者の就労時間により、利用時間が「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

a 保育標準時間 フルタイム就労の利用時間（最長11時間）

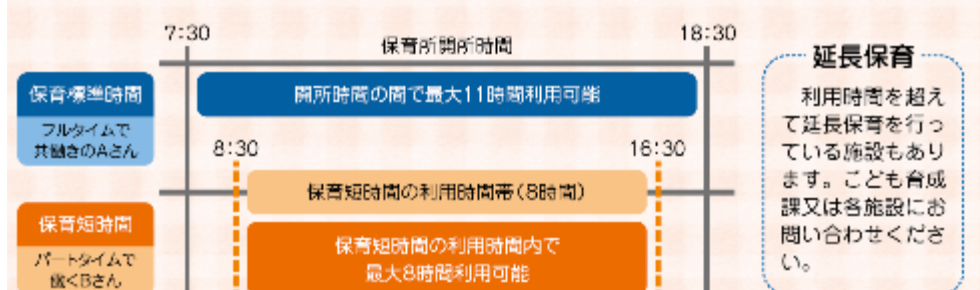
b 保育短時間 パートタイム就労の利用時間（最長8時間）

※「保育短時間」利用が可能となる就労時間の下限は、1月当たり52時間です。

※パートタイム就労の時間帯やシフト勤務などにより、保育短時間利用時間帯内で送迎が困難な場合は、保育標準時間を希望することができます。



《保育の利用時間例》

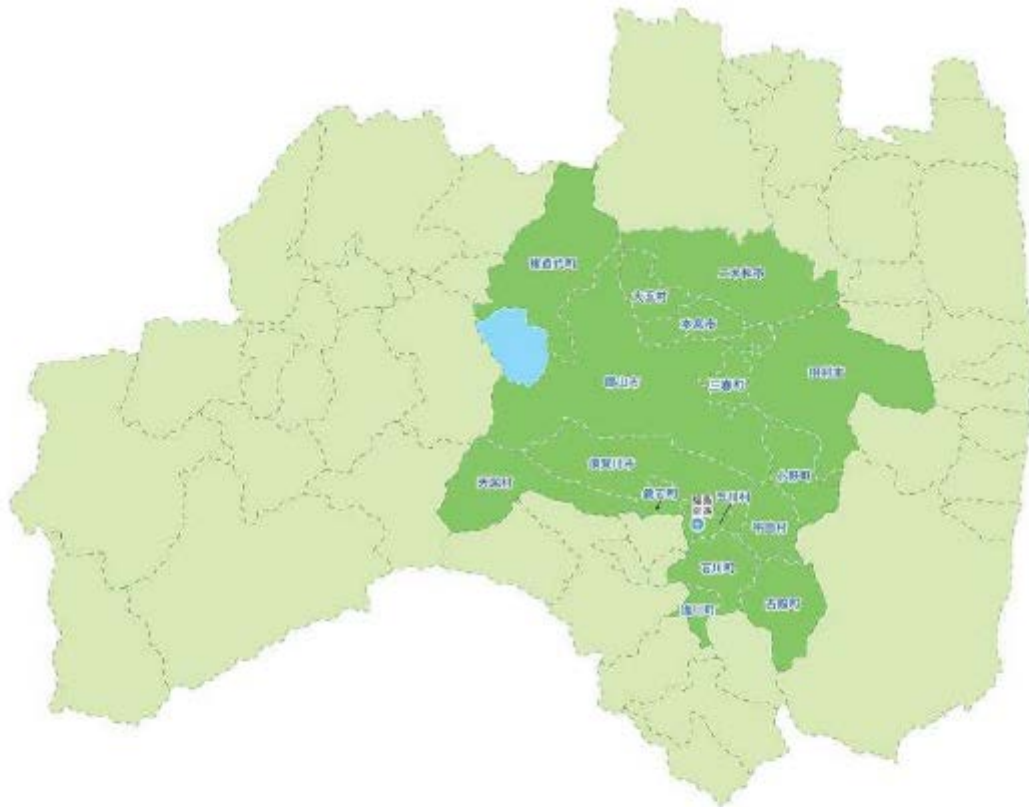


(出典：郡山市資料)

⑤ 保育施設等の広域利用について

児童福祉法に基づき、本市に住民登録のある児童を他市町村にある保育所に入所させ、また、他の市町村に住民登録のある児童を本市内にある保育所に入所させる、広域入所を行っている。保護者は住民登録のある市町村に保育利用申請書を提出し、入所したい市町村へ送付し、入所したい市町村で入所調整を行う。そのため、こおりやま広域圏を超えた入所調整を行っている。

なお、「郡山市保育施設等の利用調整及び保育の必要性の認定に関する事務取扱要領」第6条第2項に「他の市町村から委託協議を受け、利用開始日時点で市外に居住する児童の利用調整は、原則前項の利用調整を行った後に入所可能な施設において行うものとする。」と規定しており、本市に住民登録をしている児童を優先して入所させている。



こおりやま広域圏構成市町村

郡山市・須賀川市・二本松市・田村市・本宮市・大玉村・鏡石町・天栄村・猪苗代町・石川町・玉川村・平田村・浅川町・古殿町・三春町・小野町
(2022(令和4)年4月から磐梯町参加予定)

(出典：郡山市資料)

- ⑥ 小規模保育事業・事業所内保育事業（地域枠）の有効活用について
本市にある小規模保育事業・事業所内保育事業 18 施設のうち、令和 3（2021）年 4 月 1 日時点の入所率が 80%に満たない施設が 6 施設ある。これらの施設が 0 歳から満 2 歳までの児童のみを対象としており、3 歳以降は別の施設に移らなければならないことを保護者が敬遠することが一つの要因であると考えられるため、保護者が安心してこれらの施設を利用できる環境を整える施設について検討する必要がある。

■地域型保育（小規模保育事業）

No.	名称	定員 (人)	所在地	電話 (市外局番024)	入所 対象年齢	延長 保育
1	中町はなさと保育園	18	中町3-1 郡山中町ビル2階	926-0326	生後6か月から満2歳まで	○
2	ココカラ開成	19	開成四丁目9-17 あさかビル1階102号	926-0774	生後57日から満2歳まで	○
3	ナーサリールームまんまびあ	19	富田町字諏訪前19-2	926-0297	生後6か月から満2歳まで	○
4	L-kids保育園	18	八山田三丁目8-3	991-1035	生後57日から満2歳まで	○
5	フティ保育園	19	昭和二丁目3-1 イースタンビレッジ1F	943-0415	生後6か月から満2歳まで	○
6	こぼと保育園	19	並木二丁目6-5	935-5810	生後6か月から満2歳まで	○
7	ニデイキッズ郡山エスパル保育園	19	藤田195 郡山駅エスパル郡山1F	927-0417	生後57日から満2歳まで	○
8	つばさ保育園	19	桑野四丁目5-9	935-5048	生後57日から満2歳まで	○
9	あい・サボ文助保育園	18	桑野四丁目12-11	983-1580	生後57日から満2歳まで	○
10	たんぼぼ保育園	18	深沢二丁目11-16	923-1272	生後57日から満2歳まで	○
11	ひかり保育園	19	谷地本町33	961-0245	生後57日から満2歳まで	○
12	チャイルドハウスとみた	18	富田町字前川原22	951-9001	生後6か月から満2歳まで	○
13	きらきらげんき保育園	19	希望ヶ丘31-7	983-0751	生後57日から満2歳まで	○
14	ココカラ虎丸	19	虎丸町8-2	953-7727	生後57日から満2歳まで	○
15	ココカラ安積	19	字八作内65-2	983-5105	生後57日から満2歳まで	○
16	なごみ保育園	19	富田町字上赤沼34-105	961-0753	生後57日から満2歳まで	○

■地域型保育（事業所内保育事業（地域枠あり））

No.	名称	定員 (人)	所在地	電話 (市外局番024)	入所 対象年齢	延長 保育
1	ほしのご保育園	23	向河原町159-1	983-5519	生後57日から満2歳まで	○
2	星ヶ丘保育園	15	片平町字北三天7-3	951-0788	生後57日から満2歳まで	○

⑦ 子ども・子育て支援新制度への移行支援

本市には、新制度へ移行していない幼稚園が28園、事業所内保育施設を除く認可外保育施設が23施設ある。0歳から入所可能な認定こども園化を希望する幼稚園や、認可を目指す認可外保育施設への支援策を検討していく必要がある。

なお、令和4年度において、No15の「多田野幼稚園」が新制度に移行している。

■幼稚園（新制度移行済み）

No.	名称	定員 (人)	所在地	電話 (市外局番024)	入所 対象年齢	延長 保育
1	セントポール幼稚園	75	鶴山二丁目11-9	932-3755	満3歳から	○

■幼稚園（新制度未移行）

No.	名称	定員 (人)	所在地	電話 (市外局番024)	入所 対象年齢	延長 保育
1	あけぼの幼稚園	360	小原田五丁目7-6	943-1611	満3歳から	○
2	栗宮幼稚園	240	安積町荒井字前田40-1	945-8125	満3歳から	○
3	安積幼稚園	350	清水台一丁目6-14	933-2102	満3歳から	○
4	安積町つつみ幼稚園	200	成山町104	945-0867	満3歳から	○
5	大槻中央幼稚園	360	大槻町字下町39	951-2510	満3歳から	○
6	大谷幼稚園	100	三穂町大谷字新田3	953-2961	満3歳から	○
7	小山田幼稚園	240	大槻町字小山田34-1	951-5665	満3歳から	○
8	開南幼稚園	160	開成五丁目26-13	933-0332	満3歳から	○
9	片平幼稚園	200	片平町字元若宮3-1	951-3516	満3歳から	○
10	郡山ザベリオ学園幼稚園	200	大槻町字古屋敷102	952-7758	満3歳から	○
11	郡山女子大学附属幼稚園	150	開成三丁目25-2	923-4001	満3歳から	○
12	尚志幼稚園	175	橋塚六丁目19-11	944-1378	満3歳から	○
13	尚志緑ヶ丘幼稚園	210	緑ヶ丘東四丁目32-1	956-3140	満3歳から	○
14	たから幼稚園	240	堂前町1-7	922-1973	満3歳から	○
15	多田野幼稚園	80	逢瀬町多田野字南大界45-2	957-2740	満3歳から	○
16	たちばな幼稚園	130	菜根三丁目5-7	932-4346	満3歳から	○
17	たちばな西幼稚園	160	台新二丁目23-8	932-8720	満3歳から	○
18	田村町つつみ幼稚園	210	田村町守山字殿町20	955-2343	満3歳から	○
19	東郡朝風幼稚園	80	あぶくま台一丁目326	943-5152	満3歳から	○
20	富田幼稚園	240	富田町字行人田15-2	922-6900	満3歳から	○
21	並木幼稚園	240	並木五丁目14-53	922-7270	満3歳から	○
22	富久山幼稚園	210	富久山町福原字福原170-1	922-3887	満3歳から	○
23	富久山西幼稚園	160	八山田七丁目56	922-4860	満3歳から	○
24	双葉幼稚園	360	富久山町久保田字石壁51	922-1720	満3歳から	○
25	双葉第二幼稚園	350	字名倉104	945-0755	満3歳から	○
26	みどり幼稚園	200	安積二丁目344	945-0467	満3歳から	○
27	みらい幼稚園	140	喜久田町堀之内字下河原7-2	959-6750	満3歳から	○
28	めぐみ幼稚園	320	富久山町久保田字愛宕77-1	933-9313	満3歳から	○

■認可外保育施設

No.	名称	定員 (人)	所在地	電話 (市外局番024)	入所 対象年齢	延長 保育
1	アゴラキンダーガーデン	25	桃見台7-14	973-8742	2歳から	○
2	ASKEED Kids Land (アスリードキッズランド)	5	大町二丁目12-1大野マンション103	080-4893-4919	生後6か月から	○
3	アルゴ幼稚園保育園	53	安積町成田宇田向150-276	050-1226-2134	生後2か月から	
4	いずみの森	5	田村町金屋字マセロ43-1	973-5162	生後3か月から	○
5	カンガルーチャイルドクラブ	40	高田町字上西田30-3	952-4651	生後2か月から	○
6	キッズルームバオ	50	清水台一丁目123	983-0350	生後2か月から	○
7	小金林保育園	162	大槻町字小金林23-15	951-6730	生後3か月から	○
8	コスモキッズガーデン	24	桑野三丁目11-7	973-7112	生後2か月から2歳まで	○
9	木の実保育園	20	久留米五丁目34	953-3024	生後6か月から1歳まで	○
10	小原田保育園	24	小原田二丁目20-15 (小原田幼稚園内)	944-2255	2歳のみ	
11	さぼーとまま倶楽部ふあいん	26	高久山町久保田伊賀河原1	927-5856	生後6か月から3歳まで	
12	食育保育園 豆の木ハウス 安積	85	安積町荒井字大池70	946-4440	生後3か月から	○
13	食育保育園 豆の木ハウス 大槻	75	大槻町字原田39-131	962-4441	生後3か月から	○
14	楓の森プレスクール	5	東原一丁目284	905-6828	3歳から	○
15	すぎのご保育園	93	八山田五丁目42	921-3545	生後2か月から	○
16	託児所ぞうさん	20	横塚一丁目9-24	944-9852	生後3か月から	○
17	菜の花保育園	32	久留米五丁目37-1	946-2784	2歳から	○
18	パートナーキッズ保育園	25	中野一丁目54-1	962-0711	生後4か月から	○
19	ヒューマニティー幼保学園	198	片平町遠辺田26-16	951-0715	生後6か月から	○
20	ひよこ保育園	66	高久山町久保田字上野00-1長谷川ビル8・3・F	933-1450	生後2か月から	○
21	ベビールームスキップ	40	本町二丁目24-11	932-3220	生後2か月から	○
22	ユーバロ中町保育園	40	中町11-5やまのいビル3F	925-1539	生後6か月から	
23	ワイズプリスクールアンドキンダーガーデン	40	安積荒井二丁目199	900-2606	1歳から	○
24	ベビシッター(短期)朝日保育園センター	-	朝日一丁目29-9	933-0001	0歳から	○
25	(ベビシッター)own time	-	三穂田町川田字大穂原9-7	983-6536	0歳から	○

(3) 指導監査について

① 指導監査の種類

児童福祉施設等に対する指導監査は以下のように大別される。

区分	内容	根拠法令	
		保育所等	児童福祉法第 34 条の 17、 第 46 条
①施設監査	各施設・事業の認可基準の観点からの監査	幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 19 条
②確認指導監査	特定教育・保育施設等の運営基準、給付の観点からの指導監査	法第 14 条、第 38 条	
③業務管理体制検査	法令遵守に係る業務管理体制の整備の観点からの検査	法第 56 条	
④認可外保育施設立入調査	適正な保育内容及び保育環境の確保の観点からの立入調査	児童福祉法第 59 条	

② 郡山市における指導監査の概要

郡山市における各指導監査に係る要綱及び要綱に定める対象施設は以下のとおりである。

区分	関連要綱等	対象施設								
		保育所	幼稚園	幼保連携型認定こども園	母子生活支援施設	家庭的保育事業	小規模保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業	認可外保育施設
①施設監査	郡山市社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査実施要綱	○		○	○	○	○	○		
②確認指導監査	郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者等の指導監査実施要綱	○	○	○		○	○	○	○	
③業務管理体制検査	要綱等は定めていないが、確認指導監査の調書に業務管理体制の届出内容の確認の項目を設け、同時に実施。	○	○	○		○	○	○	○	
④認可外保育施設設立調査	郡山市認可外保育施設指導等要綱									○

市立保育所の施設監査については、従来、福島県が実施していたが、令和3年度より郡山市が実施することとなっている。

ア 施設監査の概要

種類	一般監査	通常監査	定期的に行う監査であり、児童福祉施設等については原則として毎年実施する。
		確認監査	是正又は改善措置状況を直接確認することを目的とする監査であり、必要に応じ随時実施する。
	特別監査	正当な理由がなく一般監査を拒否した法人又は施設等、一般監査の結果、特に問題があると認められる法人又は施設等及び内部告発等により特に必要があると認められる法人又は施設等に対し、実施する。	
実施部署	保健福祉部保健福祉総務課福祉監査室及びこども部保育課で実施する。		

	なお、通常監査は、概ね福祉監査室2名及び保育課2名の計4名が、各施設1日で実施している。
方式	実地監査の方法により実施する。
結果通知	監査の結果は文書をもって設置者に通知する。指摘事項は重要度に応じて、「文書指摘」（法令等への違反がある場合）、「口頭指摘」（法令等への違反が軽微である場合）、「助言事項」（法令等への違反はないが改善が望まれる場合）に区分され、全て文書で通知する。「文書指摘」の場合には、期限を定めて設置者より是正・改善措置の状況についての報告を求める。

通常監査における令和3年度の監査項目（大項目を記載）は以下のとおりであり、監査項目に係る確認事項（観点・着眼点、評価基準、関係法令・条例等、確認すべき事項）を監査調書の様式として定め、各施設の監査において、当該様式を用いて監査調書を作成している。

監査項目	監査担当部署
1. 保育時間、開所日数等の状況	保育課
2. 保育児童及び定員の状況	保育課
3. 職員配置の状況	保育課
4. 職員の確保及び定着化の取組状況	福祉監査室
5. 諸規程の整備・運用状況	福祉監査室
6. 秘密保持等に関する措置状況	福祉監査室
7. 健康管理（職員）の状況	保育課
8. 職員研修の状況	保育課
9. 福祉サービスの向上のための措置状況	福祉監査室
10. 地域における子育て支援等の状況	保育課
11. 施設設備の状況	保育課
12. 給水設備等の衛生管理の状況	福祉監査室
13. 安全管理の状況	福祉監査室
14. 施設長の施設運営の把握状況	保育課（保育士）
15. 保育内容の状況	保育課（保育士）
16. 健康管理（児童）の状況	保育課（保育士）
17. 給食の状況	保育課
18. 民間保育所における会計処理状況	福祉監査室

イ 確認指導監査の概要

種類	確認指導	集団指導	特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準、施設型給付費の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。
		実地指導	法令等の遵守状況を確認するために必要となる関係書類の閲覧、関係者との面談等により行う。原則として毎年実施する。
	確認監査	実地指導中に著しい運営基準違反が確認され、児童の生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断した場合、及び、施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合などに行う。	

実施部署	こども部保育課が実施する。 なお、実地指導は、施設監査の対象施設については、施設監査と同時に実施している。
方式	実地監査の方法により実施する。
結果通知	監査の結果は文書をもって設置者に通知する。指摘事項は重要度に応じて、「文書指摘」（法令等への違反がある場合）、「口頭指摘」（法令等への違反が軽微である場合）、「助言事項」（法令等への違反はないが改善が望まれる場合）に区分され、全て文書で通知する。「文書指摘」の場合には、期限を定めて設置者より是正・改善措置の状況についての報告を求める。

実地指導における令和3年度の監査項目（大項目を記載）は以下の通りであり、監査項目に係る確認事項（チェック事項、根拠法令、指摘基準）を指導監査調書の様式として定め、各施設の監査において、当該様式を用いて監査調書を作成している。なお、指導監査における確認事項は、上記施設監査の確認事項と重複している事項があるため、適宜施設監査の結果を参照することとし、指導監査での確認を省略している。

監査項目（特定教育・保育施設）	
1. 基本方針（一般原則）	20. 勤務体制の確保等
2. 利用定員に関する基準	21. 定員の遵守
3. 内容及び手続の説明及び同意	22. 施設の運営に関する重要事項の掲示
4. 応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）	23. 差別の禁止
5. あっせん、調整及び要請に対する協力	24. 虐待等の禁止
6. 市立保育所の委託拒否の禁止	25. 懲戒に係る権限の濫用禁止
7. 受給資格等の確認	26. 秘密保持、個人情報保護
8. 支給認定申請の援助	27. 情報の提供等
9. 子どもの心身の状況等の把握	28. 利益供与等の禁止
10. 小学校等との連携	29. 苦情解決
11. 教育・保育の提供の記録	30. 地域との連携等
12. 利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む。）	31. 事故発生の防止及び発生時の対応
13. 施設型給付費等の額に係る通知等	32. 会計の区分
14. 特定教育・保育の取組方針	33. 記録の整備
15. 評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価）	34. 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の確認
16. 相談及び援助	35. 処遇改善加算について職員への周知状況の確認
17. 緊急時等の対応	36. 処遇改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿類の確認
18. 利用者に関する市への通知（不正受給の防止）	37. 業務管理体制に係る届出内容の確認
19. 運営規程	38. 土曜日の利用児童数の確認

ウ 認可外保育施設に対する立入調査の概要

種 類	通常立入調査	原則として年1回実施する。
	特別立入調査	重大な事故が発生した場合、長期滞在児がいる場合などに緊急に行う。
実施部署	こども部保育課が実施する。	
結果通知	監査の結果は文書をもって設置者に通知する。指導事項は重要度に応じて、「文書指導」（指導監督基準を満たしていない場合）、「口頭指導」（指導監督基準を満たしていないが軽微である場合）に区分され、全て文書で通知する。「文書指導」の場合には、期限を定めて設置者より是正・改善措置の状況についての報告を求める。	

通常立入調査における令和3年度の調査事項（大項目を記載）は以下のとおりであり、調査事項に係る調査内容を現地調査書の様式として定め、各施設の立入調査において、当該様式を用いて作成している。

書類・聞き取り確認項目	施設実地確認項目
1. 保育に従事する者及び資格の確認	1. 保育室等の構造設備の確認
2. 保育室等の設備及び面積等の確認	2. 便所の確認
3. 非常災害に対する措置の確認	3. 消火用具の確認
4. 保育内容の確認	4. 遊具の確認
5. 給食の確認	5. 給食の確認
6. 健康管理・安全確保の確認	6. 医療品等の確認
7. 利用者への情報提供の確認	7. 安全確保の確認
8. 備える帳簿の確認	8. 利用者への情報提供の確認

③ 令和3年度における実施結果の概要

ア 施設監査の結果

【実施施設数】

令和3年度においては、対象施設すべてについて実施する計画であったものの、新型コロナウイルス感染症の影響から実施率は74.4%であった。

区分	対象施設数	計画施設数	監査計画率	実施施設数	実施率
保育所（市設置を除く）	34	34	100.0%	24	70.6%
保育所（市設置）	25	25	100.0%	24	96.0%
小規模保育事業	16	16	100.0%	11	68.8%
事業所内保育事業	2	2	100.0%	0	0.0%
幼保連携型認定こども園	5	5	100.0%	2	40.0%
計	82	82	100.0%	61	74.4%

【実施結果】

（民間保育施設 37 施設）

文書指摘件数は計3件（2施設）であり、「2. 保育児童及び定員の状況」、「3. 職員配置の状況」に係るものである。

口頭指摘件数は計104件（30施設）であり、「18. 民間保育所等における会計処理状況」に係るものが60件と全体件数の6割を占めている。

助言事項件数は計141件（37施設）であり、「5. 諸規程の整備・運用状況」

に係るものが30件、「18. 民間保育所等における会計処理状況」に係るものが22件、「13. 安全管理の状況」に係るものが18件などとなっている。

監査項目 ※指摘等のある項目のみ記載	文書指摘 件数 (施設数)	口頭指摘 件数 (施設数)	助言事項 件数 (施設数)
2. 保育児童及び定員の状況	1 (1)	—	—
3. 職員配置の状況	2 (1)	2 (1)	5 (5)
4. 職員の確保及び定着化の取組状況	—	—	5 (4)
5. 諸規程の整備・運用状況	—	25 (14)	30 (20)
6. 秘密保持等に関する措置状況	—	—	2 (1)
7. 健康管理（職員）の状況	—	—	4 (4)
8. 職員研修の状況	—	—	8 (8)
9. 福祉サービスの向上のための措置状況	—	4 (4)	4 (4)
10. 地域における子育て支援等の状況	—	1 (1)	7 (7)
11. 施設設備の状況	—	3 (3)	2 (2)
13. 安全管理の状況	—	6 (6)	18 (17)
15. 保育内容の状況	—	—	14 (9)
16. 健康管理（児童）の状況	—	2 (2)	15 (9)
17. 給食の状況	—	1 (1)	5 (5)
18. 民間保育所等における会計処理状況	—	60 (26)	22 (14)
計	3 (2)	104 (30)	141 (37)

（市立保育所 24 施設）

文書指摘件数は計7件（7施設）であり、「1. 保育児童及び定員の状況」に係るものである。

口頭指摘件数は計23件（18施設）であり、「11. 施設設備の状況」に係るものが18件と全体件数の8割を占めている。

助言事項件数は計128件（23施設）であり、「15. 保育内容の状況」に係るものが32件、「16. 健康管理（児童）の状況」に係るものが29件、「13. 安全管理の状況」に係るものが26件などとなっている。

監査項目 ※指摘等のある項目のみ記載	文書指摘 件数 (施設数)	口頭指摘 件数 (施設数)	助言事項 件数 (施設数)
3. 職員配置の状況	7 (7)	—	1 (1)
9. 福祉サービスの向上のための措置状況	—	2 (2)	10 (9)
10. 地域における子育て支援等の状況	—	—	18 (18)
11. 施設設備の状況	—	18 (17)	7 (5)
13. 安全管理の状況	—	3 (2)	26 (16)
14. 施設長の施設運営の把握状況	—	—	1 (1)
15. 保育内容の状況	—	—	32 (17)
16. 健康管理（児童）の状況	—	—	29 (16)
17. 給食の状況	—	—	4 (3)
計	7 (7)	23 (18)	128 (23)

イ 確認指導監査の結果

【実施施設数】

幼稚園を除いた対象施設について監査資料を閲覧したところ、施設監査の対象施設（市設置保育所を除く）37施設に対して実施されている。

【実施結果】

文書指摘はない。

口頭指摘件数は計2件（2施設）であり、「4. 応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）」に係るものが1件、「34. 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の確認」に係るものが1件となっている。

助言事項件数は計17件（13施設）であり、「3. 内容及び手続の説明及び同意」に係るものが10件などとなっている。

監査項目 ※指摘等のある項目のみ記載	文書指摘 件数 (施設数)	口頭指摘 件数 (施設数)	助言事項 件数 (施設数)
3. 内容及び手続の説明及び同意	—	—	10 (8)
4. 応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）	—	1 (1)	—
12. 利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む。）	—	—	2 (2)
19. 運営規程	—	—	3 (3)
29. 苦情解決	—	—	1 (1)
34. 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の確認	—	1 (1)	—
計	—	2 (2)	16 (13)

ウ 認可外保育施設の立入調査の結果

【実施施設数】

認可外保育施設 44施設のうち 42施設を対象に実施しており、新型コロナウイルス感染症の影響から2施設については中止している。

【実施結果】

文書指摘件数は計2件（2施設）であり、「安全確保の確認」、「利用者への情報提供の確認」に係るものである。

口頭指摘件数は計5件（4施設）であり、「備える帳簿の確認」に係るもの2件などである。

監査項目 ※指摘等のある項目のみ記載		文書指摘 件数 (施設数)	口頭指摘 件数 (施設数)
書類・聞き取り確認項目	7. 利用者への情報提供の確認	—	1 (1)
	8. 備える帳簿の確認	—	2 (2)
施設実地確認項目	6. 医療品等の確認	—	1 (1)
	7. 安全確保の確認	1 (1)	1 (1)
	8. 利用者への情報提供の確認	1 (1)	—
計		2 (2)	5 (4)

エ 監査の結果

指導監査等の実施状況に関して、資料の閲覧及び担当者への質問を実施した結果、以下の点を除き、問題となる点は認められなかった。

【意見】過年度の口頭指摘事項への対応について

文書指摘事項については、市から施設への文書通知後、施設から改善状況についての報告を求めることとなっているが、口頭指摘については、市から施設への文書にて通知はされるものの、施設からの改善状況の報告は求めている。

前年度で口頭指摘事項とした事項については、前年度の指摘事項を参考資料として持参し、確認しているとのことであるが、各指導監査の監査調書等の資料を閲覧したところ、翌年度の監査で改善状況の確認がなされているかが不明確である。

口頭指摘事項については、軽微ながらも法令等の違反があり、市から文書で通知がなされている項目であることから、翌年度の監査において改善状況について確認した結果を監査調書に明示的に記載することが望ましい。